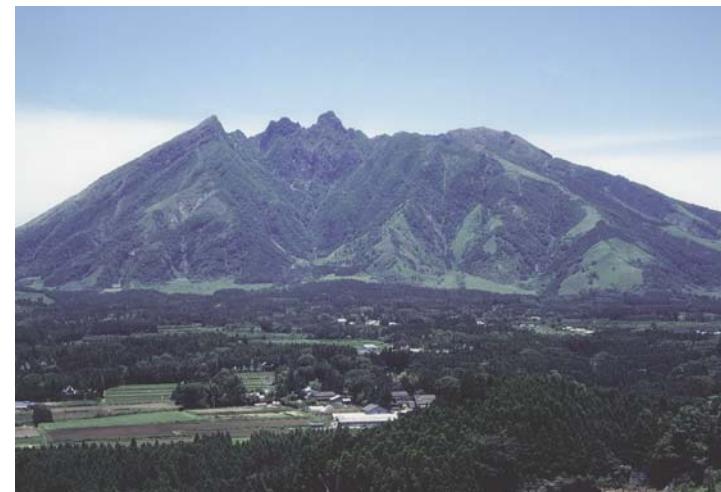


平成 27 年第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 27 年 6 月 17 日 開会

平成 27 年 6 月 24 日 閉会



6月17日(水)
(第1日)

平成27年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成27年6月17日
午前10時00分開会
於 議場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 後藤 三治君

4番 興梠 壽一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会期 (8日間)

自 平成27年6月17日

至 平成27年6月24日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月17日（水）	本会議	議案審議
6月18日（木）	休 会	総務常任委員会
6月19日（金）	〃	建設経済常任委員会・文教厚生常任委員会
6月20日（土）	〃	
6月21日（日）	〃	
6月22日（月）	〃	予備日
6月23日（火）	本会議	一般質問
6月24日（水）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 決議第 1号 地方創生特別委員会の設置に関する決議について

日程第 4 決議第 2号 降灰対策特別委員会の設置に関する決議について

日程第 5 同意第 3号 高森町監査委員の選任について

日程第 6 議案第38号 高森町課設置条例の一部改正について

日程第 7 議案第39号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

- 日程第 8 議案第 40 号 高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 41 号 高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 42 号 平成 27 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 43 号 平成 27 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 44 号 平成 27 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 牛 嶋 津世志 君	2 番 岩 下 健 治 君
3 番 後 藤 三 治 君	4 番 興 梶 壽 一 君
5 番 芹 口 誓 彰 君	6 番 立 山 広 滋 君
7 番 森 田 勝 君	8 番 本 田 生 一 君
9 番 田 上 更 生 君	10 番 佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町 長 草 村 大 成 君	教 育 長 佐 藤 増 夫 君
総務課長 佐 藤 武 文 君	財産管理課長 安 藤 吉 孝 君
政策推進課長 甲 斐 敏 文 君	健康推進課長 馬 原 恵 介 君
住民福祉課長 阿 南 一 也 君	税 务 課 長 沼 田 勝 之 君
農林政策課長 後 藤 健 一 君	建設課長 松 本 満 夫 君
会計課長 河 崎 みゆき 君	教育委員会事務局長 阿 部 恒 二 君
農林政策課審議員 東 幸 祐 君	監査委員事務局長 安 方 含 君
総務課長補佐 古 澤 要 介 君	総務課長補佐 後 藤 一 寛 君
財産管理課長補佐 岩 下 徹 君	政策推進課長補佐 定 光 貴 史 君
税務課長補佐 田 上 浩 尚 君	健康推進課長補佐 丸 山 雄 平 君
税務課長補佐 佐 伯 実 君	建設課長補佐 荒 牧 久 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤幸一君 議会事務局庶務係長 白石孝二君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、平成27年第2回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

この定例会は、私が2期目の町政を担わせていただくようになって最初の定例会でございます。去る5月8日に開かれました第3回臨時会冒頭の御挨拶で申し上げましたとおり、今後4年間の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

まずは、私が2期目に挑戦することを力強く応援いただきました多くの皆様にこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。新しい高森町を目指して全力をそそぎ、1期目でやってきたことをより加速して取り組んでいく覚悟でございますので、御指導、御鞭撻のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私は今回の立候補時に1期目と同様、政策や方向性を取りまとめ訴えてまいりました。結果、再選を果たさせていただきました。私が町長として目指すことは将来の子どもたちに誇れる高森町をつくることであり、そのために1つ将来への明確なビジョンを示すこと、2つ積極的に情報公開をすること、3つ政策実現のための強力なリーダーシップを発揮するということです。私は将来の子どもたちに誇れる高森町を目指し、次の6つの項目の挑戦を掲げております。

まず、1つ目の挑戦は観光立町を実現するためのまちづくりでございます。町民の皆さんとともに観光立町を実現することを基本理念として平成25年に策定しました観光立町推進基本条例に基づく推進計画を強力に推進してまいりたいと思います。

2つ目の挑戦は、町の情報化を基盤とするまちづくりでございます。情報化の利点を最大限に活用し、情報共有共感自治体を推進することを基本理念とし、ICT等を徹底的に活用しながらわかりやすい情報を伝え、情報共有共感の高森町を目指すもので、1期目に整理完了いたしました情報通信基盤を最大限に利活用してまいりたいと思います。

3つ目の挑戦は、行財政改革を実現するまちづくりでございます。今までのいわ

ゆる行財政改革ではなく、住民側の視点で今の時代にマッチングしたわかりやすい行政サービスの向上を基本理念といたします。近い将来、もしかすればすぐかもしませんが、必ず来ることになります電子自治体化に対応し、メリハリのある施策を行い、スピード感のある高森町を目指すもので、時代の変化に即した行財政改革を推進いたします。

4つ目の挑戦は、地域産業が元気なまちづくりでございます。矜持力、稼得力、持続力、交流力、文化力という高森町が持っている、または持てる力を最大限に発揮することを基本理念とし、新しい技術の導入など高森の基幹産業である農業の振興に積極的に取り組むことで、災害に強く若手の農業者が将来に期待持てる農業を目指すもので、平成26年までに策定いたしました高森町新農業プランを活力ある産業を育むプランといたします。

5つ目の挑戦は、誇りと夢と元気を生み出す教育によるまちづくりでございます。21世紀を生き抜く高森町の人材育成と国際化、少子化への対応を基本理念に、例えば町をあげて国や県の動向を見ながら時代にマッチングした教育、または新しい時代に求められる人材教育などを中心に目標に掲げ、子どもたちがふるさと高森に誇りを持つ教育ブランドを目指すもので、仮称・第2次高森町教育プランを推進いたします。

6つ目の挑戦は、健康いきいきと子育て楽しいまちづくりでございます。その中でも各種進行している計画に基づく健診等の推進、または子育て支援事業の推進などを中心に老後も安心して住める町、子どもも親も安心して住める町を目指すために健康高森21と高森新風まるプランを推進いたします。以上が2期目の町政運営の政策の基本的姿勢でございますが、現在策定中であります地方創生計画にも反映をさせ、着実に丁寧に一歩ずつ、かつスピード感を持って前進する所存でございます。また、改選されて御当選なされた議員の皆様は、1期目の私と4年間一緒にまちづくりを行ってきたわけでございます。または、諸先輩等いらっしゃいますが、1期目と同様、基本的にはソフト路線、ハードに関しては国の財源と若しくは国が現在示していることも含めまして補正対応、特に緊急経済対策をメインに予算獲得に目指さなければ私は不可能ではないかというふうに思っております。

それと1期目に行わなかったこと、1つは過去との比較をデータ化し、今後どの自治体も活用するデータブックの活用、このことは大変大事なものではないかというふうに考えております。現在、議員の皆様御承知のように我が国日本の財政状況環境を取り巻く環境は待ったなしの状況であると。そして、国のほうも過去にない

厳しい財政見直しを地方のほうに提言している状況でございます。また、先般御承知のとおり、発表されました国の高齢化率は約26%、約3,300万人ということで、日本国民の4人に1人が高齢者という環境の中、やはり国も財源が厳しいということはやはり地方自治体も限られた財源、予算の中でしっかりと優先順位を見極めながら取り組んでいかなければいけないと考えております。1期目のときにございました平成24年の国の緊急経済対策補正予算でございますが、既に結果がある程度出ていると思います。24年の緊急経済対策のときに採択に乗った自治体と採択に乗らなかった、すなわち事業化にできた自治体とできない自治体の差というのは、かなりの差があるのでないかと個人的には考えております。特にハード事業に関しては、平成24年の緊急経済対策、25年に繰り越した県も市町村も繰り越しております。大半が繰り越したわけでございます。また、25年の緊急経済対策は、ハードは余り予算がつかなかつたということも私は現実ではなかろうかとうふうに思っております。26年の補正に関しては、ほとんどがソフト事業、そして、今、国が地方創生省に集約している予算であり、また権限であり、このことは決して楽観視できるものではないと、一自治体の首長としては考えるものでございます。私個人的な地方創生の考えを申し上げさせていただきますが、私は決してなにか提案をすればいいものではないというふうに考えております。国は毎年、毎年膨らんでいく社会保障費でいっぱいだと、政策経費に関しては地方自治体自らで稼ぎなさいというのが私は地方創生ではないかというふうに考えております。しかしながら、現状を考えますと合併をしていない高森町は人口が約7,000人、これは西原村も同じでございます。スケールメリットとして非常に担う自治体がどうしても政策としては優位性があるのでないかと、しかしながら私たちもやはり地方創生という部分ではチャンスととらえ、議会の皆様も案を出していただき、そして私たち執行部も案を出してしっかり地方創生に乗っていけるような方向性で努力をしていきたいというふうに思っております。

1期目の4年間で私が考える高森町で停滞していた部分、停滞していたところの特に大きなインフラの部分に関してはある程度は進めてきた自信がございます。町が抱えている問題もありましたが、やはり町の中を走る県道であり、国道であり、そして高森町だけではなく南郷谷全体、そして阿蘇全体を見据え、また見て、どうしてもここだけは再スタートを切らなければいけない、また、ここだけはやつとかなければいけないということは私自身やってきたつもりでございます。御報告になりますが、通称、熊高線俵山トンネルを通る道でございます。現在では、57号線

と同様に大変重要な道であるということは、議員の皆様御認識のとおりだというふうに思います。「四季の森」まで道ができ、そして、そこから途中がそのままあって、高森町側がスタートして現在工事を行っているところでございますが、以前は区間予定なしということが県の基本的な考え方、予定が立てられないというが考えたわけでございますが、「四季の森」から要は高森に入るまでの久石、二子石、その地域までの両併のところまでの地域に関しても再度県が平成28年よりということを明確に打ち出してきたことは、私はこの4年間自分で訴えてきたことは大変よかったですものではないかなというふうに思っております。地方にとってインフラは大事でございます。せっかく俵山トンネルができ、熊高線が拡幅し、南阿蘇村までは非常に利便性が高くなった、それをやはり高森までつなぐというのは、これはもともとの計画であり、そしてこれをやっていかなければいけない。これは一つ新しい方向性が出てきたなというふうに考えております。行政出身の議員の先輩がいらっしゃいますので行政が文言に表現することは大変重要なことであるというふうに私自身も考えております。と同時に中九州高規格道路、大分までの道でございますが、これもかなりの早い段階で国の協力を姿勢を打ち出させていただいているということでありまして、高森町といたしましては、その中間に位置する。熊本県で見れば最東端ではございますが、九州全体で見れば真ん中の自治体の一つでございます。その左右を通る大動脈をしっかりと確保し、横軸をつなぐことにより、循環型の観光客、若しくは住民の利便性が上がることは間違ひございませんので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、立野大橋の交差点の信号でございますが、これも高森町が一番要望をしてまいりました。こちら側から行きまして熊本市内へ左折する、あの信号でございますが、当然いろんなことが議論の中ではございましたが、最終的には安全が担保できる形、そしてなおかつ利便性がよく渋滞を解消することを最も重要なことと掲げ、要望をやってきましたわけでございます。現在、まだ認識がなかなか浸透しない部分もございますが、通行車の皆様には安全運転のもと利便性をこれから先も担保できたのではないかというふうに考えております。また、先般の昨日の新聞で御拝見なされたと思いますが、降灰対策でございますが、2度の県の補正に続きまして、現在、県議会で高森町がほぼ中心となって要望した住民の環境に対しての降灰対策事業を行いたいということに関しましても大変重要な決断を、重い決断を知事がなされていただいているのではないかというふうに考えております。1月、2月の県議会、政審会がスタートいたしまして加速いたしましたと同時に熊本県の職員の皆様も何度もとなく高森

町を視察していただき、そして現状を把握していただき、やはりなかなか着手できなかつた住民環境、生活環境に対しての事業をこのことによって、今回の県の補正によって、少しは可能になるのではないかというふうに思っております。農業の農家の方に対しての火山灰降灰対策に関しては、5月26日に国に熊本県の施策を取りまとめまして提案をいたしております。これから当然国会の中で審議をされ、特措法に乗った上での事業、降灰対策事業になってくるというふうに考えております。数多い視察の中で議会議員の皆様も同行していただき、しっかりと意見を訴えていただきました。改めましてお礼を申し上げますとともにこれから先もしっかりと先ほど申し上げましたとおり、目の前のことに関しても一歩ずつ丁寧にスピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。議会の皆様はもとより町民の皆様の御理解、御協力を切にお願いを申し上げます。

なお、本定例会の御提案いたしますのは、同意1件、議案7件でございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願ひいたします、私の所信表明並びに開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございました。

ただいまから、平成27年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 後藤三治君及び4番 興梠壽一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成27年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月17日から6月24日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 決議第1号 地方創生特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第3、決議第1号、地方創生特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 6番立山です。提出者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

国においては、地方創生に関する関連法が制定され、地方創生に関する緊急的な取り組みに対する措置がなされているところです。そのような中、地方においては、地方創生に関する市町村総合戦略を策定し、諸施策の推進及び効果検証等の各段階において十分に議論するよう求められています。高森町議会において、高森町が将来にわたり魅力的で活力あふれる町として持続していくよう総合戦略の重要性を強く認識するとともに地方創生の諸施策への対応等を検討するために地方創生特別委員会を設置するものです。議員各位におかれましては、特別委員会設置の目的を御理解いただき、御賛同賜りますようお願ひいたしまして趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。立山広滋君ほか3名から提出されました決議第1号 地方創生特別委員会の設置に関する決議につきましては、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提

出の決議第1号 地方創生特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました地方創生特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、委員を議長より指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。議長より指名いたします。4番、興梠壽一君、5番、芹口誓彰君、6番、立山広滋君、7番、森田勝君、8番、本田生一君、10番、佐伯金也君、以上、6名を指名します。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認め、以上、6名が地方創生特別委員に決定しました。

-----○-----

日程第4 決議第2号 降灰対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第4、決議第2号、降灰対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 6番立山です。提出者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

阿蘇中岳第一火口が平成26年1月25日以降、小規模の噴火を繰り返し、火山灰は本町のみならず近隣市町村においても影響を及ぼしています。最近では噴火回数は減少し、終息に向かっているとの新聞報道等もありますが、噴火が何年続くかはわからなく予断を許さない状況であります。高森町において降灰が町民の農林畜産業や商工観光業、地域住民の生活に大きな影響を与えており、不安を抱えて日々の暮らしを続けておられるのが現状であります。このような中、高森町議会は将来にわたり安定的に地域が発展し、安全で安心に生活できるような地域に向けた降灰に関する諸対策を早急に検討するための降灰対策特別委員会を設置するものです。議員各位におかれましては、特別委員会設置の目的を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いいたしますして趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。立山広滋君ほか3名から提出されました決議第2号、降灰対策特別委員会の設置に関する決議につきましては、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提出の決議第2号 降灰対策特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました降灰対策特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、委員を議長より指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。指名いたします。1番、牛嶋津世志君、2番、岩下健治君、3番、後藤三治君、7番、森田勝君、8番、本田生一君、以上、5名を指名します。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。以上、5名が降灰対策特別委員に決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第3号 高森町監査委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第5、同意第3号、高森町監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号で御提案いたしました高森町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町監査委員を務めていただいております阿蘇郡高森町大字高森1579番地3、有働和幸氏は本年7月4日でその任期が満了するため、改めて同氏を監査委員に選任するものです。有働氏は、人格高潔であるとともに本町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を持たれている方であり、監査委員として適任者でございます。監査委員の選任については、地方自治法第19

6条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯でございます。今回提出されておりますこの有働和幸氏でございますけれども、長年高森町役場に奉職されておりました。最後は収入役をされて、その後退職されたという経緯でございますけれども、古巣を、言葉を言いかえれば自分が今まで生活してきたところを現在監査をされておるわけでございますが、私も今回当選し、それまでの8年間監査委員さんがどのような監査をされたのかということを少し離れておりました関係でなかなか実感が湧きません。ここ4年間有働氏が監査委員をされておられた期間、そのような中で職員に対しての便宜じゃないんですけれども、自分の心が正直に監査されておられたのかどうかというのがわかりませんけれども、その点については、町長のほうが推薦されておるわけでございますから当然御存じかと思いますけれども、その点について。それとこの方奉職時代に私が平成3年から議員をしておりましたが、その間にもいろいろとこの高森町においても世間を騒がせるようなこと也有っておりました。そのときの要職に就いておられた経緯もございますが、その点についてもいかがお考えであるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1期目の4年間に関しましては、何もございませんでした。すなわち監査委員としてのことをしっかりと務めていただいたのでこの2期目も継続して提案を申し上げたところでございます。また、平成3年とおっしゃいましたが、佐伯議員におかれましては、その時代が議員さんだったということもございまして、町の中で大きなことがあったということでございますが、私自身は、私の1期目のときに議会から御審議をいただき賛同いただいたということで4年間務めていただき、そのときのこの4年の実績をもとに2期目に今回も提案をさせていただいたということでございますので、平成3年若しくは有働和幸さんが奉職時代については、私は現場におったわけでございませんし、現実に見たわけでもございません。ですので、そのことは私は横におきまして、私のこの1期目の4年間でしっかりと仕事をしていただい

たということで、今回議会に再任ということのお願いをしているわけでございます。
以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯です。今、町長のほうからここ4年間有働さんについて、一生懸命監査の業務をされてきたということを評価し、今回また再任をということでございます。しかしながら、これはもう一番最初に提案されたとき、要するに4年前に提案されたときに当時の議会のほうで議論をしていただきたかったわけなんですけれども、ただ私については、今回が久しぶりの当選でございますので、本人の当時のことを考えますと確かに行政マンとしてはいろいろな職を歴任されておりましたから監査をする際ににおいてもポイントどころについても押さえ方は十分御存じだと思います。しかしながら、ただ私個人につきましては、――

――ということ。それと
平成10年に皆さま方御存じの国民健康保険特別会計の問題等々があった際の最高責任者であったということ。そういうことを踏まえれば、当時提案されたときに議会の中で議論はされておったと思いますけれども、今回この4年間が立派であったからということでありますので、それについては評価をすべきだと私は思っておりますが、ただその辺についてのちょっとした私には心の葛藤がございます。ですから、そういうことで十二分に考えていただきたかったなという気持ちはあるわけですが、その辺4年間はよかったですということですけれども。やっぱり最初選任される際に名前を挙げられる際にはその点についての町中の気持ち、声というものが当時はあったのかどうか、4年前に振り返るのは今適当ではないと思うんですけれども、4年間の評価ですから、思うんですけれども、参考のためにお聞かせをいただきたい、そのように思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番佐伯議員の4年前の町の方の意見や周りの方の意見というような感じだと思いますが、4年前もですね、やはり有働さんが私今回提案している理由の中に財務管理や経営管理、行政運営に関して、やはり先ほど議員さんおっしゃったようにキャリアを持たれてきたということは事実でございますので、そこを最重要視し、4年前は提案したような記憶がございますが、4年前のそのときの気持ちをといわれてもなかなかそこは明確に今言葉で表現することはできないと思いますが、今回と同じであって、やはりキャリアということは非常に大事じやないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町監査委員の選任についてを採決します。

本件について同意することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第38号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第38号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第38号で御提案いたしました高森町課設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

著しい高齢化や情報化が進む現在において、町民の皆さんの課題や要望も多種多様となっており、行政としてはこれまで以上に迅速に対応しなければならないと考えております。このためには町民の皆さんに相談窓口を明らかにするとともに役場内の事務分掌を明記する必要があるため条例の一部改正を提案申し上げるものでございます。具体的には現在の財産管理課を生活環境課に改め、同課の事務分掌に町民支援に関する事項を加えるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 2番岩下でございます。

今、新設される町民支援に関する事項、これ相談窓口とおっしゃったと思いましてけれども、具体的にはとおっしゃったと思いますが、この町民支援というの

とても幅広い意味があるように思うんですけれども、この町民支援の具体的なものを教えていただくと結構かと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番岩下議員の御質問にお答えをいたします。

具体的にはというふうに申し上げましたのは、課設置条例の一部改正の内容について申し上げましたけれども、さらに町民支援に関する事項ということの内容ということでございますけれども、例えばいろんな行政に対する事務の担当課のお問合せであったり、いろんな例えはハチ駆除ですね、それらの実際に業務を行うもののお問合せであったり、それから全く個人間の紛争とかを除いたものの町がすべき事項について苦情であったり相談を迅速にお答えする、解決するというのが町民の支援というふうに考えております。ですから、あくまでもすぐやる課というふうな表現は当たりますけれども、何でもやるかではないということを御認識いただきたいというふうに思います。あくまでもそれぞれいろんな困りごとなど町がその場でできること、できないことを判断して対応するというのが町民支援というふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番佐伯です。

今の岩下議員のほうからも質問がありましたとおり、非常に町民支援というのは幅が広い、今総務課長が言われたとおりであると思います。ただ町民の方が理解をしづらいところがあるんですね。どこまでは役場の方が力になってくれて、どのあたりができないかで、このあたりの周知徹底は今後ちゃんとやっていかないと、私は、今総務課長が言われたように何でもやる課になってしまうんじゃないかなと思います。ですから、その辺の周知徹底のほうをしていただくことと私どもの非常にこの生活環境課幅が広いものですから財産の取得とか管理及びそういうものについては、総務関係なんですね、常任委員会すれば。しかしながら、環境衛生なんていうのはもしかしたら建設経済かもしれないし、文教厚生かもしれない、常任委員会でとらえてみれば。そういうふうにして、非常に幅が広い、そして町民の皆様方と直接接するという立場からすると窓口のほうがいいのかなと。しかし、人に見られたくないという方もいらっしゃったら2階のほうがいいのかな、そういうふうなことも考えます。そうしたときに今農政課が林業センターのほうに事務をあそこのほうでされておりますけれども、どの位置に今後配置をされるかということは、部

屋を置くかということはこれは町長のほうが十分考えていくべきだと思いますけれども、その点について今後の周知徹底の仕方等、今おる事務等をやっておるスペース、場所等について、今のままいかれるつもりであるのかということを町長のほうにお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番佐伯議員の御質問にお答えいたします。

議員さんの立場から見れば住民に一番近いとおっしゃったわけでありまして、確かに周知徹底の必要性はあると思います。場所は現在の財産管理課を現時点としてはそのまま考えております。ただし、私が1期目で感じたこと、やってきたこと、そしていろんな苦情であったり、御相談であったり受けたときに先ほど佐伯議員がおっしゃったように個人の問題等々もございますので、議員はその辺おわかりだと思いますが、最も大事なことは聞きっぱなしにしないということだというふうに4年間で経験を持ちました。できることはできる、できないことはできない、考えさせていただきたいことは考えさせていただきたい、これはこの課が担当できる、これはこの課であるということをよりスピード感を持って住民の方にお伝えできる、特に専門的なことに関してはそれぞれのセクションがございます。そして、ダイヤルインを導入いたしまして、住民の方には大変直接お電話がかけられやすいような環境をこれから構築しなければいけないし、電話に関しましても何回も各課、各課、各課回されるということも大変多数意見がございますので、議会の皆さんも十分そこは御認識いただいているというふうに思いますので、私はやはり先ほど総務課長が申し上げましたように何でもやる課ではないということも十分認識いたしております。また当面は現在先ほど議会のほうで降灰対策特別委員会を設置するという決議をなされたわけでございますが、この降灰対策に関しましても行政は大変議員御承知のように縦割りでこの分はここ、この分はここ、この分はここというふうになります。いいところもございますが、現実目の前に困っている人を助けることが政治であって、目の前で困っている人を一歩進めるのが行政でございます。ですから、私はこの降灰対策に関しましてもよりスピード感を持ってできること、できないこと、相談できること、できないことということをしっかりと判別するためにもこの条例の変更をぜひ議会の皆様に御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号、高森町課設置条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第39号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第39号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第39号で御提案いたしました高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例については、平成21年度から導入されたいわゆるふるさと納税を基金として管理するため、平成24年4月から施行した条例でございます。高森町ふるさと応援基金は、これまで3年間で21件、132万円の御寄附をいただき、現在の基金残高は132万253円となっております。ふるさと納税は全国各地で様々な取り組みがなされ、自治体によっては収入としてだけではなく、知名度や話題性を大きく向上させる効果を上げている自治体も少なくありません。本町にあっても今まで受け身の形で御寄附をいただいておりましたが、積極的に財源の確保や町のPRにつなげるため後ほど御提案いたします一般会計補正予算によるふるさと応援寄附金への取り組みに係る予算を計上したところでございます。これに伴い宣伝やお礼の経費を寄附金の中から充てさせていただくためには、基金の積立ての規定等を改正する必要があるため、条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。具体的な改正内容といたしましては、現在第3条でふるさと応援基金を積み立てるとしておりますものを寄附金から必要な経費を差し引いた額を積み立てるというふうに改めるものでございます。なお、運用収益の処理については、第5条に規定しておりますので、第3条から削る形といたしております。よろしく御審議いただき、

御決定くださいますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 4番興梠です。このふるさと納税につきましては、私前回一般質問で質問させていただきましたので、大変歓迎するところでございますけども、高額の納税というか、応援ですかね、寄付された方に対しては確定申告の際に控除額があったかと思います。高額の基金に対しては、その控除がかなりの負担に市町村にかかるてくるというようなことをちょっとそういう文面もあったかと思います。この税金対策については、どのようなお考えをお持ちかをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 4番議員、興梠議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄付金制度につきましては、地方で生まれ育った人が大人になって都会に出てしまうと居住地になる都市部に税金を払いですね、地元に恩返しができないという問題があるために、解消するために発案された制度であります。先ほど言われましたように高額の納税された人の対応ということですかね、それにつきましては、所得税ですかね、国税分については、その分で控除額、上限額が決まっておりますけど、その分で控除をいたしたいと思います。実際は、高森出身で都会のほうに、都市部のほうに出られた方からいただくのが大部分だと思いますので、その分につきましては、税額の控除ですね、その分で対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第40号 高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正
について

○議長（田上更生君）　日程第8、議案第40号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君）　おはようございます。

第40号で御提案申し上げました高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の条例の改正につきましては、現在償還払いを行っている制度を町内の病院、歯科医院、調剤薬局を含めますが、現物支給に変更するための改正であります。具体的に申しますと現在は病院を受診した際に窓口において保護者等に一度現金を支払ってもらい、その後領収書等を添付して役場窓口で助成金の申請の手続をしてもらっています。その後審査して、その3分の2を助成金として払い戻しています。このことを償還払いといいます。これを町内の病院、歯科医院、調剤薬局も含めますが、窓口では本人の負担のみを支払っていただき、町の助成金については直接病院から役場に請求してもらい、役場から支払うようにするものであります。この制度のことを現物給付といいます。補正予算におきましても扶助費から委託料へ一部の予算の組み換えを行っております。子ども医療助成費と併せて7月から施行したいと考えております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）　はい、10番佐伯です。

これは、大変喜ばしい提案でございますから町民の皆様方にはっきりとわかるようにもう少し詳しく説明をしてあげたがいいと思います。これは、今まで、先ほど言われたように病院にかかる、そうすると病院のほうから何割かの請求額、それを皆さん方が一時支払うわけですよね、親が。そして、それを期間がありますから期間の間に何度か病院に行かれるんですが、それをまとめて役場の窓口のほうにきて申請をされておった。しかしながら、親によってはもう面倒くさいというということでなかなか役場のほうへ手続に来られない方がいらっしゃる。そして、また行こうと思ったらそのときの領収証がなくなつてもう手続をしないままの方がいらっしゃる。そういうことを避けるために今回そういうふうな条例改正もあると思うんですけれども、そのあたりで、課長もう少しそのあたり解消するためのあれを教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、今ですね、10番議員が言われたとおりでございまして、今までですね、領収証等を持って役場でまとめて請求されていました。助成金の部分も含めて請求されたんですけども、今後につきましては、一応ですね、3分の2ですので、3分の1だけですね、本人負担分の3分の1だけを支払っていただければ3分の2につきましては、基本的には医療機関のほうで1カ月ごとにまとめて役場のほうに請求されますので、役場としても事務の軽減になるかと思っております。今後ですね、この現物払いができればTPC等で広く周知しながらきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように子ども医療についてもですね、併せて7月から施行するようになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 10番議員にお願いしておきます。所管の質問はですね、できる限り所管の中でやっていただきたいと。その決定については、今、課長のほうで申し上げましたようにTPCの中でしっかりと住民なりには周知徹底を図るというようなことでございますので、議会運営上、よろしくお願いしたいというふうに思います。町長には御答弁をいただきます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の前向きな推進、思いありがとうございます。私も同じ親を持つ世代としてこの件に関しましては、議員同様多くの保護者の方からお聞きしたわけでございます。政策の中でひとり親のバックアップを推進するということは述べさせていただいております。私は1期目に振り返りますと就任いたしましたときに中学3年生までの医療費無料化が決定されておりました。私はその際議会で答弁いたしておりましたが、段階的に例えば小学校6年生、例えばその次が中学校3年生、やはりこれは医療費の問題もございますので、やっていくべきではなかったのかという思いはございましたが、やはり中学校3年生までしていただいていたことに関して、大変保護者の方や住民の方はよかったものではないかなというふうに思っております。そういう経緯もございまして、このひとり親のバックアップ制度をやりたいということでございます。先ほど議員がTPCで放映するまでもなく、今、見られている住民の方に対してしっかりと活用方法であったり、利点というのはわかりやすく御説明をしていただきましたので、私が今回これを提案するに当たり逆に条例改正をお願いするに当たり、逆に短所というか懸念されることは、やはりこれは日本国民、高森町町民、そうでございますが、日本人のというようなしっかりしたモラルがございます。安易に病院をたらいまわしの受診等が懸念されるということがございまして、私は実はこれは1期目のときに導入を図りたかったわ

けでございますが、ほか自治体が熊本県下で現在4つの自治体が始めました。その経緯もしっかりと状況も把握した上で今回提案をさせていただいたわけでございます。町内に限ると、このことに関しましても逆に医療機関の事務負担が増えることによって間違いが起きたり、若しくは受診の際の本人の確認等の部分がございますので、そういうところも考慮した結果、まずは今回この条例改正をもとに一歩ずつ進めさせていただきたいというふうに思います。議員皆様の御理解をぜひ賜りたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お詣りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お詰りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 11時15分より再開いたします。

— — — — — ○ — — — — —

休憩 午前11時05分

再開 午前 1 時 45 分

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、10番 佐伯金也君より発言の取消し及び訂正の申入れがござりますので、許可いたします。10番 佐伯金也君。

以上です。

○議長（田上更生君）　ただいま 10 番 佐伯金也君の訂正がございましたけれども、
御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　異議なしと認め、10 番 佐伯金也君の発言の取消し、訂正を
決定いたしました。

—————○—————

日程第9 議案第41号 高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の 制定について

○議長（田上更生君）　日程第9、議案第41号、高森町外国語指導助手の報酬及び費
用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君）　おはようございます。

議案第41号で御提案申しました高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関
する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例は、非常勤職員、いわゆる A L T になります。報酬及び費用弁償の額
並びにその支給方法を条例で定めなければならないと地方自治法で定められており、
今回提案するものでございます。昨年までは外国語専門の派遣会社と委託契約を締
結をし、本年も引き続き委託契約を計画をいたしておりましたが、なかなかですね、
いい人材がいなくて計画をしていないという状況にあります。昨年も途中で辞めら
れて帰られて、また2人目の方がお見えになったということで、今年度は計画をいた
しておりません。今回は町が直接交渉を行い、契約を締結する予定であります。
条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会
の議決を経る必要がありますので、今回御提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議賜り、御決定いただきますようお願い申
し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第42号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 予算の説明に入ります前に国の今後の方向性と本町高森町が直面している課題について、少しだけ御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、1つ目でございますが、国のはうは公共事業への投資を今後減らしてまいります。ただし、防災や減災につながる事業には、引き続き投資をしていくということ。そして、2つ目は、全国的な自治体の課題となっている公共施設の老朽化対策でございます。国は、昨年高森町を含む全国の自治体に公共施設の総合管理計画を策定するよう義務付けました。また、現在は国のはうからのその策定計画がどこまで進んでいるかという調査も来ております。そして、その計画に基づいた施設の解体については、起債対象にしていくなどの財政措置を行うとしております。つまり、一つひとつの各自治体にある施設が本当に必要なのか、またはこれからお金をかけて維持していく必要があるのかなどを見極めた上で、例えば解体もやむなしとなった施設の取壊しについては、何らかの手助けをしましょうという趣旨のものでございます。この2点について、事前にお配りいたしました補正予算の概要説明で詳しく御説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。この表は、国庫補助を活用した町道の改良であったり、新設であったり、維持であったりする事業計画でございます。表の下のほうに米印で説明を入れさせていただきました。例えば55や74などの数字の横に社会資本と防災安全と書いております。その部分と表の右から2列目、補助金名の欄を見ていただくと70番台の数字、つまり防災安全のために必要な事業が9つあるうちの7つでございます。道路関係の補助金総額は昨年と比較いたしますと約4割程度に減額となった半面、（雑談あり）大変申し訳ございませんでした。概要説明は、今後別で配付をさせていただいたほうが、とじないほうがわかりやすいかなというのも今思いました。よろしくお願ひいたします。

それでは、もう1回戻りまして、途中で止まりましたので詳しく御説明をさせていただきます。補正予算の概要説明書をお開きお願いします。6ページでございます。この表は国庫補助事業です。補助金を活用した町道の改良や維持、新設の事業計画でございます。表の下のほうに米印で説明を入れさせていただきました。例えば55や74などの数字の横に社会资本と防災安全と記入をいたしております。その部分と表の右から2列目、補助金名を見ていただくと70番台の数字、つまり先ほど申し上げました防災安全のために必要な事業が9つのうちの7つでございます。道路関係の補助金総額は、高森町もそうでございますが、ほかの自治体もそうでございます。昨年度に比べますと約4割程度に減額となった半面、防災安全の割合が大きくなっています。今後も恐らくこの方向性は変わりません。なぜなら先般5月11日でございました、財務省で財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において次のように御提言いたしてされたわけでございます。それは、人口減少の下、全体の公共事業は増やせないということを大前提に必要不可欠な社会资本の機能を確保していくといった内容のものでございます。必要不可欠な社会资本とは、防災や減災、つまり災害等にかかわるものであり、これから先は高森町も含めまして各自治体が行う単なる道路の改良工事、拡幅工事等々には国の補助が付きにくいということを明確に明言をしたことになるのではないかというふうに私自身は考えております。また、そのような趣旨の発言を国側は各方面でなされていることも事実でございます。それでは、国の補助が付かないからといって起債、つまり過疎債、辺地債を利用すればという御提案もあるとは思いますし、私も提案をしたことがございますが、過疎債、特に起債のハードのほうに関しては、年々非常に縮小の一方であり、逆に過疎債のソフト事業に関しては、非常に採択が多く、割合が高くなっている、担保していただいているということも事実でございます。

次に、7ページをお開きください。高森町の今ある施設を残していくためにはどれだけの費用が今後かかるのかを試算したものでございます。試算した条件は右側に表示しておりますが、グラフの一番左端、平成27年度を御覧ください。試算した結果、今年は7億6,000万円の経費が必要なのがわかりますが、実際の予算では今回の補正も含めて修繕料で3,600万円と改修費で3,000万円程度しかかけてないのが現状でございます。しかし、今お金をかけていない分は、必ず将来必要になってくるというふうに考えております。例えば施設整備や改修等の基金を設けることは考えられますが、例えばこの施設は必要なのか、必要でないかなどのことに関しては、やはり私どもで簡単に決められる問題ではございませんので、今

後の方向性につきましては、ぜひ議員の皆様も一緒に考えていただきたい、御提案もいただきたいというふうに思っているところでございます。今回の議会で降灰対策、若しくは地方創生の特別な機関を設けられるということでございます。ぜひ私は同様なことの重要性を持つ専門的な議論が必要ではないかと思いますので、御協力のほどをお願いしたいというふうに思っております。

前置きが長くなりまして申し訳ございませんが、補正予算の提案説明に入らせていただきます。予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、1号補正を含め、いわゆる骨格でございました予算に私の政策として取り組む事業や施設の維持、修繕、改修費などを追加するもので、総額4億9,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億9,931万6,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為、第3条で地方債についての補正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 一般会計補正予算（第2号）の内容について御説明を申し上げます。まず、予算書の2ページをお開き願います。歳入の主な項目につきまして御説明を申し上げます。

第12款の分担金及び負担金につきましては、内山ため池改修工事、並びに消防詰所の改修に係る分担金を追加する一方、住民検診の受診者負担金を検診を行う検診機関が直接徴収することとなったため負担金収入を減額することとなり、合計で239万3,000円を減額するものでございます。

第14款の国庫支出金につきましては、町道や町営住宅の整備に要する社会資本整備総合交付金、鳥獣害対策事業補助金、ICT教育に関する実証事業委託金など合計1億5,675万6,000円を追加しております。

第15款の県支出金につきましては、中山間地域等直接支払事業や阿蘇森林組合が実施する緑の産業再生プロジェクト促進事業などへの補助金の追加、地籍調査事業への補助金の減額などにより、合計で6,906万4,000円を増額するものでございます。

次に、第17款の寄附金につきましては、先ほどふるさと応援基金設置条例の一部改正についての折に御説明いたしましたとおり、積極的にふるさと納税寄附金を募る予定でございますので、見込みとして1,850万円を追加計上するものでご

ざいます。

第18款の繰入金につきましては、今回の補正による調整額として財政調整基金繰入金1億5,480万円を追加するものでございます。

次に、第21款町債につきましては、町道整備事業に充てる過疎債、並びに辺地債、消防施設及び社会教育施設整備事業に充てる過疎債の借入れを予定しており、9,940万円を追加計上いたしました。

続きまして、3ページから歳出予算についてを御説明申し上げます。まず、各課において給料、職員手当等、並びに共済費につきましては、6月1日付で人事異動を行いました関係で、それぞれ増減額を行っております。また、降灰対策による修繕や清掃費用といたしましては、合計で629万3,000円を計上いたしております。

第2款総務費につきましては、国庫補助を財源とする高森町型ネットワーク居住構築事業補助金1,260万円、ふるさと納税制度を推進するための経費838万3,000円などを計上したものでございます。

第3款民生費につきましては、敬老祝い金686万円、色見、高森東両保育園の老朽化した園児用ユニットプールを更新するための備品購入費、それぞれ130万円などを計上しております。

第5款農業費につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業関係で5,617万8,000円、また新聞等でも報道されました広域鳥獣クラウドプロジェクト事業に1,500万円、内山ため池改修工事関係に1,100万円、緑の産業再生プロジェクト促進事業に2,491万5,000円などを計上いたしております。商工費につきましては、湧水トンネルのプロジェクトマッピング整備事業に1,500万円、風鎮祭をはじめとする各種事業への助成金579万5,000円等を計上したことによる増額でございます。

第7款土木費につきましては、先に町長が説明いたしましたとおり国庫補助を活用した町道の新設、改良、維持のための点検業務委託、工事請負費、用地購入などを計上したものでございます。

第8款消防費につきましては、老朽化いたしました小型可搬ポンプ3台を買いかえる備品購入費と第一分団の詰所トイレ、第4分団の詰所改修に係る工事請負費などの増額をいたしております。

4ページに移りまして、第9款教育費につきましては、国庫補助採択を受けた3つの事業を行うものと町民グラウンド防球ネット改修事業、また上色見生涯学習セ

ンタ一体育館の防水工事などによる経費を増額いたしております。

最後に第12款の諸支出金につきましては、ふるさと応援基金への積立金の増額でございます。

続いて、5ページを御覧願います。

債務負担行為の補正でございますが、老朽化いたしておりますアグリセンターのトラクターにつきまして、リースにより導入するものと学校におけるＩＣＴ活用実証におけるテレビ配備導入にかかるリース料などを新たに設定するものでございます。また、ＩＣＴソフトウェアコラボノート使用料につきましては、27年度の単年度で使用料支払へと変更するため廃止するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番後藤です。ただいま説明を受けましたけれども、幾つかお尋ねしたいと思います。まず、今までふるさと納税につきましては、今までの累計でも100万円足らずしかないのが、今年度におきましては積極的な活動をするということで歳入で1,850万円の歳入見込み、それから併せまして歳出では約半額ほどのですね、歳出予算が計上してございますが、どういった活動でこの1,850万円の収益を見込まれるのかをちょっとお尋ねしたいというのが1点でございます。お願いします。

○議長（田上更生君） 税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 3番後藤議員の御質問にお答えいたします。本町の現在の制度につきましては、寄附金の10万円以上の寄附者に対して5,000円相当の地元産品をお礼で送っているところであります。近年ですね、全国的な盛り上がりにより各自治体において贈答品の多様化、高級化が図られて多額の寄附金を収納している状況であります。このような状況下においてですね、本町も寄附者の大幅な増員、寄附額の大幅な増額を目指してですね、インターネットを利用した寄附の申し込みを行い、いわゆる環境整備やお礼品を南阿蘇、高森においても特産品であるあか牛に特化することとした予算を計上しております。あか牛についてはですね、最近脚光を浴びている世界農業遺産の阿蘇地域のシンボル的な畜産品でもあります、また、お礼品のですね、全国人気ナンバーワンの肉の部類でもあるので、寄附

額の大幅な増額を見込めるところからその調達等に係る需要関連経費を今回計上いたします。歳入につきましては、それぞれの寄附額ですね、細かく申し上げますと10万円寄附者、5万円寄附者、3万円寄附者等ですね、これを620件と見込みまして1,850万円の増額、ネットを利用するということで多数の応募者があるんじゃないかなということで一応の概算であります。一応見込額を計上しております。歳出につきましてもそれに伴いまして中間業者ですね、ポータルサイト等のネットに掲載していただく業者ですね、それに委託料を払ったり、それとお礼品ですね、これは県畜産連合会と、最終的な詰めはこの予算を御承認いただいてからの交渉になるんですけど、今県畜産連と事前のお話をしてこれくらいじゃないかということで計上しております。そういう関連経費ですね、歳入もそういう感じでネットを使用して増員、金額も増額する、歳出のほうもお礼品ですね、とその中間業者に委託料としてそういうところの分野で計上しておりますので、大幅な増額となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番後藤です。ただいまの説明で納得はいたしましたけれども、以前ですね、このふるさと納税では全国を見ますと非常に謝礼等でですね、テレビ報道もされる、例えば高額寄附者につきましては、家を与えるとかいう話もあっております。高森としては、当地のあか牛を提供するということで非常にいいんじゃないかなと思いますので、頑張っていただきたいというふうに思います。

2つ目ですけれども、今回の補正予算では要所、要所に旅費の大幅な計上がなされておりますが、そのことについてお伺いしたいと思います。まず、15ページの2款総務費の11目の地域振興費の中の9節旅費で日本で最も美しい村連合関係旅費ということで50万4,000円の計上があっております。今までにはこんな高額な旅費はなかったように記憶しておりますが、27年度から大きな取り組みとしてあげられているのかなと思いますが、その内容等につきましてお聞かせをいただきたい。それから併せてですね、関連ですけど、天草高森横軸連携ということで37万4,000円が計上しておられます。この辺のどういった取り組みを今後されるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、もう1つですが、29ページになります。教育費予算の中でこれもやはり旅費なんですかね、ICT活用実証事業費の旅費の中で243万円という高額な旅費がございます。もうこれは、本当に旅費としては破格の予算

計上じやないかと思いますが、どういった取り組みをする中でこういった計上になったのかも併せてこの3つについてちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番後藤議員の御質問にお答えいたします。まず、日本で最も美しい村関係の旅費のことですけど、日本で最も美しい村につきましては、平成25年に認定を受けまして、現在、大体55町村と地域が加盟しております。それにはソーターという企業がありまして、約60企業あります。それで日本で最も美しい村が制定されておりますけど、その中で今回旅費を計上しておりますのは、まず定期総会が長野県の木祖村で開催されます。これに関する旅費が1名参加の予定です。それと続きまして担当補佐役会議ということで、東京で1回計画されております。それとワーキング会議ということで、やっぱり東京で4回開催される予定です。といいますのが、今回うちのほうに総務省のほうから定光補佐が来ておられますけど特別にですね、国から来られているということで参加していただけないだろうかということで特別に東京のワーキング会議に参加してくれということですので、その分の旅費が増加になっております。それとあとはですね、九州ブロック会議とかが福岡と湯布院で計画されておりますので、その合計をいたしまして、今回50万4,000円の美しい村関係の旅費を計上させていただいております。それと天草牛深横軸連携関係ですけど、これは御存じだと思いますけど3月19日に天草市と高森町との横軸連携に関する協定ということで、うちの草村町長と天草市の中原市長で協定書の締結がなされております。それに伴いまして、今回は準備委員会ということで、平成27年は準備委員会を立ち上げてですね、そして平成28年の4月1日から実行委員会を立ち上げるように計画しております。そのことにに関する旅費としまして今回上げさせていただいております。内容としましては、まず横軸連携ということで、去年も来ていただいている天草の牛深ハイヤ踊りにこちらに来ていただいております。これは食糧費ですけど、その分の食糧費を賄い料として20万円計上させていただいております。横軸連携の旅費につきましては、事前の会議といいますか、イベントということで天草と一緒にですね、東京都の銀座熊本館で物販と観光PRを兼ねて大体8泊ぐらいを予定しておりますけど、これに職員2人を派遣する費用です。それともう1つは、同じく福岡市ですね、これは福岡市役所前の広場で天草市が企画しておりますけど、同じように物産と観光PRの旅費を計上させていただいておりまして、その分の37万4,000円が横軸連携に関する旅費となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 3番後藤議員からの質問にお答えいたします。

まず旅費がかなり多くなっているということですけど、事業について、まず御説明したいと思います。今年度から3つの事業を新規に取り入れました。その1つであります人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業ということで、今回予算のほうを計上させていただきました。学校におけるICTを活用した実証研修ということで一応3カ年間に渡り委託を受けておりますので、学校教育における、遠隔地における双方向型の協働学習や合同学習の実証研修を行うものでございます。今回旅費をかなり多く計上させていただきました。内容等につきましては先進地研修ということで、一番大きいやつは北海道に5名、これは学校の先生を4校すべて行きますので、4校の先生方と教育委員会で5名で行きまして75万円、それから同じく東京のほうにもですね、先進地研修ということで学校の先生方を含めて5名行きます。これを2回計画いたしております。これは70万円。それから研修大会ということで、これにつきましても5名ですね、学校の先生と一緒に研修を取り組んでいきたいということを考えております。これも70万円かかります。それから実証研修を行う上で有識者の旅費ということで東京工業大学の先生にですね、一応メンバーになっていただいている関係で東京間の往復の旅費ということで約42万円。それから宮崎の方につきましても30万円の旅費を計上いたしております。総額費用弁償と合わせますと320数万円になるということで今回の予算の計上をいたしております。なお、この旅費につきましても国からの委託事業ということで、すべて計画書を国の方に計画を出しておられますので、御承認をいただきてこの予算の計上をいたしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番後藤です。各担当者におかれまして説明いただきましてありがとうございました。ICT活用実証事業等につきましては、今からの事業でありますので、この研修の成果を十分生かしていただきたいと思いますし、天草高森横軸につきましては、先ほど言われましたように今後の連携の実行委員会の設立のための旅費等もあるということでございますので、十分有効に使っていただきたいと思いますけども、日本で最も美しい村につきましてもこういった旅費がいるということは承知しましたけれども、できますならばですね、やはり高森町中で取り組

む事業にもですね、そういう費用を充ててですね、日本で最も美しい村にふさわしいような事業を住民上げて取り組むような予算も計上して大いにしていただきたいなというお願いもしておきたいと思います。

それからですね、もう最後になりますが、私ちょっとわからない事業が2つありましたのでちょっとお聞きします。17ページですね、総務費の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費の中の高森町型ネットワーク居住構築事業補助金というのが1,260万円組んでございますけれども、どういった事業なのかということと、25ページになります、商工費の委託料の中でプロジェクトマッピング設置委託料1,500万円とありますが、その内容について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、高森町型ネットワーク居住構築事業ですけど、これ補正予算の概要説明の中にも書いておりますけど総務省の補助事業ですね、一応総務省の目的としましては、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため基幹集落を中心として周辺の集落との間で集落ネットワーク圏を形成し、生活の営みを確保、生産の営みを振興するために地域コミュニティ組織等が行う取り組みを国が支援し、継続的な集落維持、活性化を図るということになっています。つまり基幹集落というのは、高森地区のこと、高森に該当させれば高森地区で、その周辺の集落というのをうちでは旧町村の4町村に分けてですね、野尻、草部、色見を周辺の集落と考えております。基幹集落を高森と考えて、そのネットワーク圏を形成することで、そのことに対して補助を行いますよということです。具体的な町の取り組みについて御説明いたします。本町における具体的な取り組みとしては、現段階においては、交付申請をしている段階ですので、今後の変更も考えられますが、まず高森町全体をですね、集落ネットワーク圏としての計画書をまず作成します。次に、高森全体を先ほど申しましたように旧町村ごとに分けて、4つに分けてですね、この活性化プランを作成する事業があります。3つ目に交流と移住、定住計画の作成を行います。と申しますが、結局空き家とか空き店舗ですね、その調査をしたいというふうに考えております。そして、その有効活用方法とか移住、定住のPRまで結び付けていなければというふうに考えております。これにつきましては、野尻、草部は平成26年度事業で空き家調査終わっております。ですから今回の調査としましては色見、高森地区の空き家調査を行いまして、それがいろいろな形で利用できないかと、

例えばシェアハウスとか人に移住、定住で貸してあげるとか、そういうようなことで調査したいというふうに思っております。4番目ですね、地域産業活性化計画の作成ということで、これは加工品の開発とか、加工品の販売促進、またコミュニティビジネスの構築とか、SNSソーシャルネットサービスの活用研修とかを行いたいというふうに思っております。最後にですけど5番目ですけど支援組織の構築作業ということで、これは観光立町の推進計画、26年につくりました推進計画をもとにですね、まちづくり支援組織の構築を行うということであります。具体的には観光関連業種のみで組織されている観光協会を含めた新たな観光推進組織を立ち上げ、農林業とか伝統芸能、アート・祭り等をコーディネートして観光商品として売り出すことを目的としております。また、将来は観光推進組織を法人化を目指すというふうに考えております。以上、5つの項目で熊大の工学部の建築学科の研究室等と連携をいたしまして、先ほど言いましたように1,260万円の事業を考えております。ちなみに1,260万円のうち国庫補助事業が1,200万円ですので、一般財源は60万円ということになっております。

それとプロジェクトマッピング、湧水館に整備する1,500万円の件ですけど、まずプロジェクトマッピングとはということで、これはですね、パソコンで作成したCG、コンピュータグラフィックをプロジェクターを駆使して建物や物体に映像を映し出す技術です。トンネル内では、今考えているのは、ウォーターパールが一番奥にありますけど、その手前の一面に床を貼っている部分ですね、ここをプロジェクトマッピングスペースとして、プロジェクターですね、コンピュータグラフィックを映し出すプロジェクターを壁面に投影して、それに音楽効果を併せてプロジェクターのインタラクション、つまり相互作用により特別映像を映し出すものです。この技術は比較的新しいもので、屋内に常設されているのは県下でもめずらしい施設であります。あえて言うならばですね、城彩苑の中に湧々座というのがありますけど、そこに熊本市が設置しているものがあります。でも、それはこれに似たものであってプロジェクトマッピングという名目ではありません。そういうことからメディアの訴求力も高くてですね、メディアがそういうふうなことで無料の宣伝効果で入場者数の増加が図れるのではないかというふうに考えております。また、映像はですね、例えば季節ごとに入れ替えたりできますので、長期的に話題の提供が可能ではないかというふうに考えております。それから電飾もいろいろトンネルの中で考えてみましたが、今、電飾で採用されているのが再春館製薬所とか阿蘇ファームランドでありますけど、やっぱりこれはどうしてもメディ

アへの訴求力が低いのと電飾の内容の変更が非常に難しいということで、効果が一時的に限られるということで今回プロジェクトマッピングを設備を整備したらということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長より数字の訂正の申入れがあつておりますので許可いたします。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほど歳入の説明の中で数字を読み間違えましたので訂正をさせていただきます。第18款の繰入金につきまして1億5,480万円と説明したようございますので、1億5,408万円に訂正させていただきます。どうも失礼いたしました。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんでしょうか。7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 7番森田です。24ページの高森殿の杉駐車場というようなのを計画してありますが、これは大変喜ばしいことだと私も思っております。ちょくちょく議会報告会の中でこの質問が出ていまして、今回概要説明の中にも看板設置3カ所、それから駐車場20台、この駐車場はどの辺の地域にできるのかをちょっと説明お願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 7番森田議員の御質問にお答えいたします。

駐車場の場所ということでおろしいんですかね。現在、駐車場につきましては、牧道の交差をするところ、互いに車がすれ違うところですね、そこに大体3台ぐらいあります。それと別に入口の上に今回新しく5、6台停められる駐車場をつくりました。それと別にですね、殿の杉入口の手前約30メートルぐらいのところに牛を乗せるスペースがあるんですね、ですからそこを牧野と協議いたしましてそこは駐車場にふだんは使っていいですよということですので、そこが大体面積としまして240平米ぐらいありますので、そこを駐車場として舗装する費用を今回計上させていただいております。ですから牛を乗せる場所のところが今回駐車場になるということあります。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 4番興梠です。22ページですね、農林水産業費の農業振興費、中山間地域等直接支払交付金の補助金についてお尋ねをしたいと思います。県の補助金、それから一般財源合わせて5,120万円補助金として予算立ててあります

けれども、この補助金の対象の集落数、それから面積、それから支払の条件等おわかりであれば御説明をお願いしたいと思います。今現在、となりの南阿蘇村でも報道等で大変にぎわっていますけども、農地の転用があったということでこの補助金について自主返還をされるというようなきのう新聞に掲載されておりました。よもや高森町でそういうところはないと思いますけども、こういう対象農地の現在、現況確認、それから現地確認等についてはどのような方法でされているかをお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番興梠議員の御質問にお答えいたします。

中山間地域は現在高森町内で13ヵ所の組織がございます。その中で面積としては、田んぼの急傾斜地が1万5,400アール、それから田んぼの緩傾斜地が4,200アール、それから畑の緩傾斜地が3万アールということで、これは今年の計画でございます。昨年度の実績からいきますと総合面積で約153.4ヘクタール程度対象となっております。この中には、畑、水田等がほとんどでございまして、あと水田地帯の対象地でございます。それからもう1つ補助の割合等につきましては、国が50%、県が25%、町が25%ということでございます。基準要件につきましては、それぞれの傾斜率に応じて緩急傾斜地、急傾斜地ということで分けております。それから先ほど言いました現地確認のことでございますけども、現在町と農協とともに水田の転作事業が現在も行われておりますけども、その際に中山間地域につきましても現地調査を行っております。よって、現在、南阿蘇村で言われておりますようなことは本町においては該当はないというふうに確認しております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 4番興梠です。どうもありがとうございました。それからもう1点ですね、お尋ねをしたいと思います。

次のページの畜産経営緊急対策事業補助金についてお尋ねをしたいと思います。この概要説明でほとんどのことわかりますけども、子牛の価格が現在高騰しております。この高騰によりまして、肥育農家が経営が圧迫しているという状況でございます。まさしくそうだろうと思います。そこで、肥育農家に対しての補助ということで本当にすばらしい事業だろうと思います。私も大歓迎をいたします。併せてこの補助によりまして繁殖農家もですね、肥育農家から購入されるということで、

繁殖農家、肥育農家両方の効果が出てくるんじゃないかなというふうに思います。畜産農家にとっては、大変すばらしい事業だと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。そこで、ここ数年の購入価格等、それから高森町から購入された頭数等わかれればですね、御説明方お願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番興梠議員の御質問にお答えいたします。

大変いい事業ということで、そういう御発言をいただきまして本当にありがとうございます。まずですね、町内で現在、昨年ですね、平成26年の4月から平成27年の2月までの間に南阿蘇家畜市場におきまして、肥育農家が購入された頭数でございますけれども、これが158頭ございました。そのうち、町内肥育農家さんが町内の牛を買われた頭数というのが49頭ありました。先ほど御質問にありましたように子牛の価格の推移でございますけども、過去4年間程度のデータを見ますと大体平均で20万円程度価格が上がっておりました。現在は、40万円、それから高いものになりますと60万円超えるとか、そういうふうなケースもあっております。先ほど畜産農業協同組合のほうで確認いたしまして、大体去勢の雄の場合、500キロの牛を売ったということで1,800円程度の価格の場合は90万円ということになりますけども、このラインが收支のボーダーラインというような状況だということでございます。市場の価格の高騰等がっておりますけども、5年ほど前に比べますとトン当たり約4,300円、約4,500円から5,000円弱ぐらいは価格は上がっております。去勢の場合は、それを大体4トンは使用するということでございますので、それにつきましてもかなり経営は厳しくなっているというふうな状況にございます。今回のこの補助制度によりまして、肥育農家の皆様には満足のいける価格かどうかはちょっとわかりませんけども、少しでもですね、この補助制度を開始することによりまして、肥育農家の経営の安定につながっていけばひいては先ほど議員がおっしゃったように繁殖農家についても波及する効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんでしょうか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯です。今回の補正予算提案されまして、非常に私が感激しているのは、町長のほうから補正予算の概要説明が文書によって皆さん的手元に配っていただいたということですね。各項目ごとに、やっぱり重点項目については、このようにして予算の財源からその説明が詳しく書いてございます。今

までかつてないことで、私としても感激をいたしております。しかしながら、その中ですね、少し気になる項目が幾つかあります。この概要で質問したほうがいいのか、それとも予算書で質問したほうがいいのか、ちょっとわかりませんけれども、ただ、この概要でまず町長のほうに最後には総括して御答弁をいただこうと思っておりますが、高森町は人口がどんどん、どんどん減少をしております。その中で、公共施設の総合管理計画について説明がありました。町営住宅なり、学校施設なり、それぞれの多目的センターなり、もうかなりな数の公共的な施設が改修なり更新する時期にきておりますけれども、それについて国の考え方等についても御報告がありましたけれども、きのうですね、昨夜衛星放送を見ておりましたところ夕張市の市長が出ておりまして、その際に話されておったんですけども、人口減少というものは、もうこれは止めようがないと、地方にとっては。なかなか難しい問題であるから、これは減少することを前提にコンパクトシティをつくっていくつもりでおりますということなんですね。先ほど甲斐課長のほうからお話をあった、旧町村でみたネットワークづくり、それもこれ関係してくるとは思うんですけども、旧高森を基幹として、中心と考えて、他の地域に旧野尻、草部、色見地域をつないでいってというふうな話でありましたけれども、それについて人口減少しているところは、どうも私はあがいても仕方がないような気がいたします。それよりも肩をたたくというのが適當な言葉なのかちょっとわかりませんけれども、やはり旧高森地域、色見も含んで、この地域に後期高齢者でひとり住まいの方たちとか独居老人の夫婦の方たちとかその方たちをどうにか集約をできないものかなというふうな考えもあります。その点について、先ほど甲斐課長のほうからお話をありました、地方の地域をつなぐということについて成果が本当に上がるのかなということを町長のほうに、今回は国の補助ですから、何でもやってみる必要あると思います。しかしながら補助金が切れたたらそれで終わるわけですね、ですから補助金が切れた後にやっぱりあとにつなげるということがどのようなビジョンでやっているのかということを私も先のことはわかりません。ですからせっかくふるさとを守っている皆さん方に今は高森のほうが便利ですから下りてきてくださいということは、なかなか言いにくと思うんです。でもこれだけ財政がひっ迫してくる、国からの地方交付税ももしかしたら減ってくる、そう言われている中においてやはりこの広い高森町を私は存続させていくというのはちょっと無理があるような気がいたしますけれども、できれば町長のほうからそのあたりのビジョンもお聞かせをまずいただきたい。予算についてではないんですけども、この事業について、よろしければお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のビジョンということで、予算で提案しております高森町型ネットワーク居住構築事業ということに関連いたしましてお答えをさせていただきます。

じつは夕張の鈴木市長とは、議員がまだ期が若かったころだと思います。高森でDMVという放送がございまして、実は夕張市がDMVを導入するということで、全国で確か北海道も含めまして5つの第三セクターの鉄道会社の社長として私も参加をいたしまして、お考えなりビジョンなりをお聞きしたことがございます。まず、大前提に夕張はわかりやすい表現でいいますとマスコミ等で報道されたように破たんをするかもしれないということを多々報道された自治体でございます。その中で若いながら都の職員から市長になられて努力されている件に関しては、大変頭が下がる思いだなと思いました。また、市長がおっしゃっておられる人口減少は当然なんだ、これはもう避けては通れないというのは、これは全国の首長さんは認識は持たれているというふうに思っております。当然佐伯議員も持たれているというふうに思っております。だからこそ、最近よく言葉で出てきますコンパクトシティと、このことはようは集約をさせるということでございまして、地方創生でもこの計画を優先的にどうやら後押ししている部分もあるのではないかなどというふうに思っております。ただ一方では、先ほど議員がおっしゃいましたようにやはり地元に生まれ育った愛着であったり、自分が育ったところに関しての思いというのは大事にしなければいけないということで大変ここを先ほど議員がおっしゃるよう行政がこうしてくれというのは非常に難しいという中でのこのネットワークの構築事業に関してはこれは私が総務省で採択事業で採択をされたわけでございますが、国が定める集落ネットワーク圏というところにまずは位置づけを高森全体がなることが私はスタートじゃないかなというふうに実は思っております。集落ネットワーク圏というのを高森全体で広いとおっしゃいましたが、高森全体でここを認定させておくということが非常に私はそのあと議員がおっしゃるような熟練された施策であったり、考えであったりすることは集落ネットワーク圏の中ではできるようになりますので、私はこの補助事業に関しては、当然データの表面化、確立とともにこの集落ネットワーク圏ということを担保させたい、高森町は集落ネットワーク圏なんですということを担保させたいということを実は考えておりました。その根拠は、議員も一番御承知のように実は高森町は平成15年ですか、ちょっとわかりませんが、中心市街地活性化法に伴う高森町交流センターの建築であったり、中心市街地活性化法に

伴う施策であったりを行ってきております。高森町の外灯設備、平成24年度の緊急経済対策で行いました。2ヶ月間の短い採択期間の中でしか財源が2億円、3分の2の補助はそのときの採択でなければ受けられないという中で、街路灯組合さんが頑張っていただきて、行政が全面バックアップをして採択を受けたわけでございますが、そのときに中心市街地に当時高森の行政が出している資料も見せていただきました。やはり国が認定することは、非常に大事なんだなという勉強というのは、そこでじつはさせていただいたわけでございますが、中心市街地に認定されている地域にはそれから以降、例えば議員がおっしゃるように補助事業は終わったら終わりだから、終わったらどうするんだ、確かにそのとおりでございます。このあとに出てくるときに集落ネットワーク圏というところの位置付けが高森にされていること、そのことがその次の事業につながってくる、ここに認定されていなければその次のステップというのがないのではないかということを実は街路灯事業のときに私は勉強させていただいたわけでございます。ビジョンといたしまして、人口減少化は避けられないその中でやはりコンパクトシティ的なものというのは、どうしても必要になります。これは本当にすぐできるものではないかというふうに思っております。高森町は単独を選んでおります。私はその時期に首長もやっておりませんし、議会議員でもございませんし、行政マンでもございませんでした。先ほど申し上げましたようにスケールメリットとしてしっかり担保できる自治体の幅であったり、人口であったり、例えば地域の面積だったりするということは、それは一概には言えないと思いますが、やはり議員がおっしゃるように人口減少化の中で点在しているところを集約させなければいけないという方向性は私は当たっていると。だからこそ、先ほど公共施設においてもやはり例えば年に1回しか使わない、3年に1回しか使わないところに関しては、ちゃんと真摯に議会の皆さんから御指導いただきながら話し合って解決の方向性で向かっていかなければいけないのではないかというふうに思っております。ビジョンを掲げますとそれは佐伯議員がおっしゃるとおりの方向でございますが、やはりその前に一つひとつの事実確認をしていきながらコンパクト化にできるところはコンパクト化にもっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。非常に将来にわたっては、難しい問題があるわけですが、私たちもやっぱり以前の議会議員としては反省すべき

点が、やっぱり公共的な施設については、将来の人口減少を、今私は、今回の議会では言いましたけれども、当時は人口減少を考えてはいなかったわけですね。ですから、やはりこのような公共的施設の管理、補修、更新について、今の議会の皆さん、また執行部の皆さんが頭を悩ます結果になったんではないかと思っております。ですから、私たちがその時点でそういうことを考えておったのならばもう少し町民の皆さん方に説得をし、箱モノを建てるのを少し控える、そういったまたは用途を考える、そういうふうな手立てもあったのではないかなど思います。そういうことを私たちは今反省をしながら、今後については将来に向かって今回の補助事業、3月議会で出された当初予算も見せていただきました。その中でやっぱり今の町長みたいにこれだけに補助事業、国庫補助事業、県の補助事業を持って来られているというのは、恐らく他町村見てもそうはないんじゃないかな、そう思います。県は、いつも行けばお金がない、お金がない、そう言われて、県の補助事業はほとんど皆無の状態であった。ですから頼るところは国の補助金で県がないのを前提で高森町が一般財源と地方債を起こしていろんな事業をしてきた実績、それが今の起債残高につながっており、そのように私は反省もしなければならないなと思っております。しかしながら、今後においては町長が補助事業についてはこれだけ活発に動いていただいて町の財源にもそれなりにプラスになるように、なるべく負担が少ないようになることでやっておられますから、これはもう私は今となっては感激をするほかはない、そのように考えております。そこで、この中で概要説明の中で、先ほど国庫補助を活用した町道新設改良維持事業計画等が書かれておりました。これは土木関係なんですけれども、その土木においてやはり公共工事が地域の経済の疲弊を止めさせる、一時的にも止めさせて経済を浮揚させる、そのような意味があるから公共工事に対する国の交付税なり補助事業があつとったわけですが、それは減ってくる。しかしながら、その中でこのような補助事業をもとにした町の公共工事が計画をされてくるようございますが、そうなると私はこの公共工事というものは、町内の事業をされてくる皆さん方にまんべんなくわたっていくのが当然ではないかなと思います。しかし、私が3月町民であったころに見た広報高森によると町外の方たちが幾つかの物件について落札をされて実際工事をされてくるという内容でございました。そうなってきたときに、この土木のいろいろな公共工事の入札について、今後この議会を通れば早速実行されていくわけでございますが、今までのようにやっぱり他町の人たちを入札に参加させていくつもりなのか、それともやはり手前みそになってはいかんのですけれども、高森町内の団体の方、企業の方たち

を尊重してやっていくのか、そのあたりについて建設課長のほうからどのような気持ちでいらっしゃるか。私は高森町の土建屋の皆さん方が南阿蘇村のいまだかつて参加をされていないと記憶をいたしております。しかしながら、高森は心が広いんでしょうか、南阿蘇村の方たちも入れていらっしゃいます。いろんな面において共同していくことは大切だと思うんですけども、やはり経済事情については非常に切羽詰まったものがありますけれども、その点については建設課長はいかがお考えであるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 10番議員、入札については総務課関連でございますけれども。

○10番（佐伯金也君） 総務課長でいいです。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長でよろしいということですので私のほうから回答させていただきます。

現在ですね、工事の入札に当たっては、ランク付けにつきましては、県の分類を準用させていただいております。この案件につきましては、入札のあり方につきましては、以前一般質問の中でも町内の業者を指名するべきではないかというような質問もあった経緯もございますけれども、その中で答弁をさせていただきましたのでは、こういった議場の中で、また明らかにそういたしますとかいうことを回答いたしますと逆に行政のほうが問題になりますので、その辺の回答はすべきではないと思いますし、今のランク付けにつきましては、県に準じているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 総務課長も大分お上手になられたようでばかすところはばかしていただきまして、本当にありがとうございます。指名審査委員会の恐らく委員長は総務課長さんがされておられると思いますからその点についてはこういう意見も出ておるということを考え置きいただきまして、今後の指名委員会等の運営には忘れないようにじゃないんですけれども、考えておいていただきたいというふうに思います。それと総務課長のほうにまた総務課長とポイントチャンネルのほうなんですけれども、総務課長のほうにもちょっと質問させていただきますが、今回の予算の中に印刷製本費とかいろいろございます、印刷物に対する予算が。しかしながら、その中で今ちょっと町内から聞いておるのは広報たかもりが以前はちょっと見やすかったけれども、今はちょっと見にくくいよという話を聞いております。その中

で非常に字の細かいところがあるんですね、部門においては。ちょっと読みづらい。それと広げて、本当に広げなければならない、そういう苦情が出ております。それについて、総務課長のほうでどのように、総務課だろうと思うんですけれども、総務課ですね。TPCのほうですか。担当課のほうでちょっとそういうふうな声があがつとるかどうかというのを聞いていただきたい。それとTPCのほうで臨時職員の予算が組まれております。ポイントチャンネルとしては、最終的にはどの程度の人員が必要になってくるのか教えていただきたい。今、いろいろな活動をされておるのを見るとですね、ちょっとやっぱり人員的に窮屈な雰囲気を聞いております。しかしながら、やっぱり番組の制作とか撮影そういうことに対して余りにも職員を入れ過ぎると最終的にはその職員の人工費で運営が困るということになると思います。ですから最終的にポイントチャンネルはどの程度の人用でやっていくつもりでおるのか、それと先ほど言いました広報たかもりについて町民の中から苦情があがつると思うんですけども、私だけか知りませんが、その件についてどのような反応をもらつとるかというのを聞かせていただきたいと思います。時間も過ぎておりますから私はこれで、答弁だけで結構ですからよろしくお願ひしておきます。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） こんにちは。ただいま御質問にありました佐伯議員の質問に対して回答いたします。その前にですね、実は10時から生中継をしておりましたが25分間ですね、ちょっと機械に不備を生じまして冒頭の10時から25分間だけですね、放送ができなかつたということでこの場をお借りしましておわびを申し上げます。

それでは、早速先ほどの広報誌のほうから御説明しますと見やすいという意見のほうが圧倒的に多い。ただ、綴んでないという意見はありました。A4からA3サイズに変わりました関係でつづりづらいとそういう意見はありました。紙面としましては、文字よりも写真が増えた関係ですべてカラーになりました関係でより見やすくなつたというそっちの意見は多かったです、私が聞いている範囲内では。それとですね、人工費の件ですが、今、実際編集、カメラ、職員2名と専門の方1名、3名でやっております。一応各課にですね、カメラを渡しまして各課のほうが取材を各課でお願いしておる状況でございます。なかなかですね、各課もいろいろ行事あります関係でカメラまで手が回らないという関係で、今回臨時を上げているところでございます。その各課の行事とあといろいろなイベント、要は地域のイベントがありますので、そのカメラ撮りを収録していただく関係でその方を7月から募集

したいというふうに考えております。

今、番組編成を大体1日4時間でやっております。民放でいいますとですね、民放はTKU、KKTいろいろありますけれども大体1時間から2時間の枠でやっております。それ以外はもうよその番組が全部委託先入って、ドラマですとかいろいろ入っております。大体民放でいいますとその1時間番組をつくるのに20人編成でやっております。企画になりますと40名体制、延べ人数ですね、という形でやっています。その編集する方、カメラで取材に行かれる方、あと音響ですね、音響、それとコメントーター含めましてそういう形になっておりますので、一概に人数何人おれば十分かということはなかなか言えないと、ただ時間が増えますとかなりの人数がまたいるというふうには考えています。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問に補足をさせていただきます、お答えに。先ほど冒頭で東局長のほうが謝罪をいたしましたが、きょうの議会の最初にサーバーが落ちたということで約25分という表現でしたが、私が挨拶しているちょうど降灰対策のところまでが全部映っておりません、今、お聞きいたしますと。それから以降はすべて映っておりますので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。それとたかもりポイントチャンネルに関して、一昨年から旅費をいただきまして、私も栃木県の芳賀町、芳賀チャンネルここが高森とほぼ同じような番組を形成して放送いたしております。芳賀町に関しまったり、例えば有名な市長さんの武雄市等々も見させて資料を取らせていただきましたが、大変人数は実は多いわけでございます。しかしながら、必ず問題になるのが撮るのはある程度できます、職員でも。編集になりますと放送倫理や放送法すべてにおいてそこを理解されている人ではないと編集ができない。カットの部分であったり、いろんな部分を編集するのが大変やはり難しいということで、私は将来はこの専門的な技術というのは何らかの形で職員に2年、3年で養えるものではないというふうに思っておりますので、その部分は専門的な知識、経験が必要じゃないかなというふうに思っております。現在、たかもりポイントチャンネル広報電算局長いらっしゃいますが、別で2名プラス1名でやっていると言われておりました。私としては、最低限が今回提案した人数ではないかなというふうに思っております。より番組数を増やしていくとなれば、やはりもうちょっと補助的な撮る側の人が必要になってくるのではないかというふうに思っております。先ほど局長が言いましたように大体15分番組

を15分間の編集をするのに2時間かかると、これは民放どこの方も言われております。要は1時間番組をつくるのが8時間と、最低そのくらいはすべてを合わせて1日の中でいるんじゃないかということを言われておりますので、できるだけ議員おっしゃるように人数をかけないで私たちができるような訓練もこれから構築していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） お諮りします。休憩時間を相当時間超過いたしておりますが、このまま継続いたしてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） はい。それでは、継続して進めていきます。

一般会計補正予算につきまして、そのほか質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第43号 平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第43号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第43号で提案いたしました平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ93万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,237万9,000円とするものでございます。

その概要の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きいただけたましいと思います。

歳入予算について説明もうしあげます。第3款国庫支出金、第3目地域支援事業交付金につきましては、36万7,000円増額しております。第5款県支出金、

第2目地域支援事業交付金及び第6款繰入金第3目地域支援事業繰入金につきましては、それぞれ18万3,000円ずつ増額しております。これは地域支援事業の実施に伴いまして、国、県及び町それぞれの負担割に基づき交付金等を増額したものでございます。

続きまして、8ページで歳出予算について御説明申し上げます。第5款地域支援事業費、第1目包括的支援事業費につきましては、昨年、一昨年に引き続きまして地域住民向けに生活支援、介護支援センター養成講座を開設し、日常生活でも気軽に介護に取り組むように育成するものでございます。なお、昨年度、一昨年度とともに19名の受講がございました。事業実施に伴いまして、講師謝礼として報償費を12万円、受講生等研修旅費として30万3,000円、研修時の車両使用料としてそれぞれ17万円それぞれ増額しております。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願ひいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第44号 平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第44号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） こんにちは。

議案第44号で御提案いたしました平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正の主なものは、6月1日付で行われました職員の人事異動及び当初予算編成が政策的な経費を抑えました骨格予算でしたので、水道本管布設替や配水池更新のための工事に伴うものでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,231万9,000円とするものであります。4ページをお開きください。「第2表 地方債」、老朽化による排水タンクの更新及び農地等の民地に布設してある水道本管の布設替え工事を行うものであり、過疎債、簡水債いずれも限度額を1,400万円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第7款地方債につきましては、先ほど御説明しましたように施設事業債として2,800万円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。第1款水道費、第1項業務費の一般管理費につきましては、人事異動に伴います給与関係予算をそれぞれ減額し、本管布設替及び配水池更新のための委託料200万円、工事請負費として2,600万円を計上いたしました。第4款予備費につきましては、歳入、歳出それぞれ調整しまして234万8,000円増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしますとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番佐伯でございます。村山地区の水道本管布設替え工事というのは、大体村山地区は広うございますがどこですか。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 10番議員の御質問にお答えいたします。

工事請負費で村山地区水道本管布設替工事を計上をお願いしておりますが、理由は先ほど申し上げましたように民地の中を水道管が入っているということがわかつてそれが漏水等の原因といいますか、工事でわかりまして早急に布設替えをするのですが、場所はですね、祖母神社といいますか、村山の神社のところのあるこの三叉路といいますか、祖母神社のところですね、あそこから後藤さんですかね、あそこは、後藤さんから井上さんの間のところから北側の桐原さんの方面のほうに民地なり宅地なりを本管が入っていっとるということです。それを道路

のほうに布設替えを行いたいという工事の計上のお願いです。祖母神社の手前から左のほうです。工事場所については以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第13、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月18日から6月22日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月18日から6月22日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後1時25分

6月23日(火)
(第2日)

平成27年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成27年6月23日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告について

日程第2 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
4番	興梠 壽一	マイナンバー制度	<ul style="list-style-type: none">① マイナンバー制度導入の趣旨・交付方法・時期・効果② 町民への導入の周知（現在の認知の度合い）③ 高森町の個人情報管理に向けた基本方針④ 情報管理方法（情報の漏えいの懸念）⑤ マイナンバーの提供の拒否
		地域住民生活等緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none">① 地域住民生活等緊急支援のための交付金とはどのような交付金② ウエアラブル端末事業、プレミアム商品券、農業観光拠点整備、防疫対策事業③ その経済対策による効果
		鳥獣害対策	通信技術を活用した総務省モデル事業
5番	芹口 誓彰	町政運営と施策について	<ul style="list-style-type: none">① 無投票当選された要因、感想を② 2期目の町政運営の考えは③ 町づくり条例について④ 横軸連携の取り組みについて⑤ 就労の場の確保対策について

10番	佐伯 金也	町長としての意識の変化、認識の変化はあるのか。	<p>初当選される前、町民として町長職に対する思いがあったと感じますが、1期目どの様に感じながら職務を執行してきたか。</p> <p>そして、本年3月頃の気持ちと2期目になって現在の気持ちと違いはあるのか。</p> <p>今後どのような事を意識して町長を務めていくのか。</p>
7番	森田 勝	空き家対策は	<p>① 空き家の所有者の現状は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町において空き家の身元の確認は全員とられているのか <p>② 空き家の活用を今後どのように考えておられるのか</p> <p>信用組合跡子育て支援センター 小林医院跡社会福祉協議会など</p> <p>③ 別荘等の空き家の現状確認は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地の空き家は全部確認されておられるのか ・確認できていない空き家の対策は <p>④ 空き家の特別措置法が国において全面施行されたが、市町村は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令ができるかなど</p>

6 番	立山 広滋	政策集をどのように実現していくのか	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域産業が元気な「町づくり」の中で、その基本理念として矜持力・稼得力・持続力・交渉力・文化力を挙げているが、その一つひとつについて、具体的にどのようなことをしようとしているのか ② 行財政改革を実現する「町づくり」の中に「組織パフォーマンス最大化の実現」ということが挙げられており、例として「職員の成長を応援するバックアップ制度の構築」とあるが、これほどどのようなことか
3 番	後藤 三治	湧水トンネルと周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 湧水トンネル来訪者の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1) 開所当時と現在の比較 2) 来訪者減の要因は ② 県道熊本高森線の現状 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地権者及び関係者への説明 2) 地域住民から提出された要望書の取扱 ③ 住宅（村中B団地）の建替計画 <ul style="list-style-type: none"> 1) アンケート調査結果 2) 公営住宅ストック総合計画の見直し ④ 湧水トンネルと周辺整備 <ul style="list-style-type: none"> 1) 提案の整備計画 2) 食事処等の考え方
8 番	本田 生一	九州北部豪雨災害について	復旧復興工事の町事業の進捗状況について
		防災対策について	防災道路、砂防ダム等の計画について
		旧上色見小学校跡地利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ① 旧上色見小学校 ② 上色見生涯学習センター ③ 上色見総合センター

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	2 番	岩 下 健 治 君
3 番	後 藤 三 治 君	4 番	興 枝 壽 一 君
5 番	芹 口 誓 彰 君	6 番	立 山 広 滋 君
7 番	森 田 勝 君	8 番	本 田 生 一 君
9 番	田 上 更 生 君	10 番	佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	佐 藤 武 文 君	財産管理課長	安 藤 吉 孝 君
政策推進課長	甲 斐 敏 文 君	健康推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	阿 南 一 也 君	税 务 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建設課長	松 本 満 夫 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	たかもりボインドチャンネル議員	東 幸 祐 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	農林政策課審議員	古 澤 要 介 君
教育委員会審議員	堺 昭 博 君	総務課長補佐	後 藤 一 寛 君
総務課長補佐	岩 下 徹 君	政策推進課長補佐	定 光 貴 文 君
財産管理課長補佐	田 上 浩 尚 君	健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君
税務課長補佐	佐 伯 実 君	建設課長補佐	荒 牧 久 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 佐 藤 幸 一 君 議会事務局庶務係長 白 石 孝 二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

なお、会計課長、河崎みゆきさんから欠席届が出ておりますので、御報告いたしておきます。

お諮りします。

手元に配付しております日程に従って議事を進めたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 諸般の報告について

○議長（田上更生君） 日程第1、諸般の報告についてを議題とします。

議長より報告いたします。

平成27年6月17日の本会議において、特別委員会が設置されました。各特別委員会の正副委員長の互選結果について報告いたします。

地方創生特別委員会から申し上げます。委員長に7番 森田勝君、副委員長に5番 芹口誓彰君が互選されました。

降灰対策特別委員会の委員長に8番 本田生一君、副委員長に3番 後藤三治君が互選されました。

以上、報告いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） おはようございます。4番 興梠です。

まず、草村町長におかれましては、2期目の御当選、また御就任誠におめでとうございます。さらに加速、そして新しい高森町、すべての町民の方が御期待、それから御支援されていることだと思いますので、どうか頑張っていただきますように心からお願いを申し上げます。4月26日の地方統一選挙の後、最初の一般質問におきまして、トップバッターとして質問の機会を得ましたことを大変光栄に思ってお

る次第でございます。

さて、今回の定例会の初日、17日に国会では参議院本会議におきまして、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公選法が可決、成立いたしました。改正の効果は、年代が低くなるほど投票率が低くなる傾向をこの改正を機に若者への政治に参加を促し、将来投票率が上がることを期待しております。

高森町におきましては、3年前から郷愛心を持ち、生まれ育った高森町を見直す機会を生むために、子ども議会が開催されておりますが、この子ども議会を経験した子どもたちが最初に選挙権行使するのではないかというふうに思います。そうなりますと、子ども議会の意義がなお一層深まるように思われます。現在、高森町には18歳が54名、19歳が40名、合計94名おられるそうでございます。この若者たちがどれだけ政治に関心を持っておるかわかりませんけども、高森町の宝である子ども、若者たちが町の政策に関心を持つことが大事であり、そのためには住みよいまちづくり、町に残れる雇用創出に向けた政策に取り組まなければならぬと思われます。今回の地方選においては、開かれた議会を目指し、選挙公報を初めて配布し、政策論争における活性化を目指しましたが、新聞によりますと、争点示せず、論戦低調と酷評されました。このことは、我々議員一同反省すべきところではございます。今後4年間、子どもたちの期待を裏切らないよう、資質の向上と町民福祉の充実を目指し、町政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

さて、今回の一般質問は通告いたしました、マイナンバー制度、地域住民生活等緊急支援事業、鳥獣害対策についてをお伺いをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

まずマイナンバー制度についてですが、本年10月から個人番号の通知が開始され、来年1月からは実際に行政手続などの番号が活用され、希望者に顔写真が付いた個人番号カードが配付される予定ですが、このマイナンバー制度の導入の趣旨、目的、交付方法、交付期間、導入による効果について、詳細に説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

4番 興梠議員の一般質問にお答えをいたします。

まずマイナンバー制度の趣旨・交付方法・時期・効果ということでございますけれども、趣旨と効果について、まず述べさせていただきます。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付けて、社会

保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく3つが挙げられます。

一つ目は、公平・公正の社会の実現であり、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

二つ目は、国民の利便性の向上であり、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

三つめは、行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

マイナンバーは、今年10月の法律施行後に国民の一人一人に12桁の個人番号が通知されます。住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。平成28年1月からは社会保障、税、災害対策等の行政手続にマイナンバーが必要となるということになっております。

続きまして、交付方法と時期でございますが、交付方法については、法律では、町長は、住民票に住民票コードを記載したときは速やかに個人番号を指定し、その人に対して当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないとされています。具体的には、番号は最新の基本4情報、氏名、住所、性別、生年月日と関連付けられている番号で12桁の数字となっております。今年は最初の年でありますので、10月5日から個人番号の付番を行うようになっており、そのため、現在担当者説明会等が開催されているところでございます。その後、地方公共団体情報システム機構を通じて個人番号が記載された通知カードを郵送でそれぞれに発送する予定になっております。その後、平成28年1月からは個人番号の利用が開始されます。それぞれ希望に応じて個人番号カードの交付を開始する予定でございます。個人番号カードの交付が必要な方は、通知カードと併せて個人番号カードの交付申請をしていただく必要があります。郵送ででもできますが、顔写真の確認が必要となりますので、最低1回は役場の窓口に来ていただく必要がございます。

以上が主な概要でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 只今の説明の中に、複数の機関に存在する個人の情報ということで説明ございましたけども、この複数の機関というのはどういう機関を考えられるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。個人情報の管理については、一元管理ではなく、それぞれの複数の機関を分散して管理するという形がございます。この複数の機関と申しますのは、市町村であったり、都道府県であったり、健康保険組合、それから年金機構、ハローワーク、独立行政法人、そういう形の複数の機関ということでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 次に、町民への導入の周知についてお伺いをいたします。先ほどの説明にありましたように、10月に個人番号カードの配付、そして来年1月からマイナンバー制度が開始されるということですが、新聞等によりますと、まだこのナンバー制度の認知度がかなり低いというようなことが報じられておりますが、高森町においてはどのような状況になっているのか、説明をお願いしますとともに、今後どのような方法で周知されていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 役場庁舎内におきましても、マイナンバーの利用方法等について検討の委員会を持っておりますけれども、なかなか国からの制度の組立ても国ほうにおいても現在進行形でございまして、実際の利用方法の結論というのにはまだ至っておりません。ただ、先ほどマイナンバーの効果でありますとか、趣旨につきましては、今後いろんな形で周知を図っていく予定であります。国ほうでもテレビによるコマーシャルがされておりますけれども、本町におきましてもさらに周知を図っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、個人情報管理に向けたですね、基本方針についてお伺いをしたいと思います。先日、日本年金機構がサイバー攻撃を受けまして、約125万件の個人情報が流出したということでございます。この問題で国の情報管理体制に対する不安が一層高まったかと思います。将来ですね、このマイナンバーによって年金に関する情

報をですね、ひもづけする予定、意向であるということをお聞きしますけども、このマイナンバー法の導入によりまして、私たちの個人情報も知らない間に流出するのではないかと、そういう不安がなお一層高まったと同時に、町民に対する情報管理体制の説明責任と情報管理体制の強化が必要になったかと思います。執行部におかれましては、来年1月、マイナンバー制度の開始に当たりまして、個人情報の取扱い、そして情報管理、または管理体制等につきまして、今後の基本方針についてですね、どのようなお考えをお持ちかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 個人情報管理に向けた基本方針ということでございますので、原則として個人情報保護法が適用されます。さらに、マイナンバー法は、個人情報保護法により罰則の規定も多く、中には法定刑もございまして、重く規定されているところでございます。第1回の定例議会で、高森町特定個人情報保護条例を制定させていただきましたけれども、個人情報保護条例、これらに付随する施行規則によって個人情報の保護に努めてまいりたいというふうに考えております。また、今後は府内でどのように個人情報を保護するかという目的の推進本部なりを設けて、個人情報の保護に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 聞くところによると、阿蘇市におきましては、既にそういった体制を立ち上げをされた、されている途中ですかね、そういう情報が入ってますけども、高森町においてはそういう体制づくりについてはどのような方向でいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 興梠議員御指摘のとおりに、阿蘇市におきましては、番号制度推進本部設置がなされたところでございますし、新聞報道でも研修会が執り行われたところでございます。本町におきましても、早期に対応をすべきところでございましたけれども、6月1日の人事異動等によりまして若干ずれ込んでいるという状況でございます。早急にですね、対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 次に、個人情報管理方法についてお伺いをしたいと思います。先ほど言いましたように、日本年金機構のほうがサイバー攻撃を受けまして、125万件の個人情報が流出したということですが、国の管理する情報が漏えいしたと

ということは、自治体で管理する情報についてはですね、さらに漏えいする可能性が大きいんではないかというような、素人考えですけどもあります。国においてはですね、情報漏えい防止に向けた情報管理のルールづくりをですね、自治体に求めているということですけども、セキュリティ関係についてですね、自治体独自でシステム構築をしなければならないのか。もしそういうことになると相当な知識と予算等がいるかと思いますけども、今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 本町におきましては、セキュリティ関係、もちろん住民基本台帳であったり、その他の情報については、コンピュータ会社に大きく依存して情報の管理なりをやっているところですけれども、今回のマイナンバー制の取り組みにつきましてもコンピュータ会社のほうに委託をしてシステム面における保護措置をやっている、またやっていかなければならないというふうに考えております。

私どもが一番注意しないといけないのは、サーバーに保管された情報はそれなりに保護されるものと思いますけれども、例えば、個人が事務上使っているパソコン等に個人の情報を保存したりすることによって外部からのメールであったり、接触されて外部に漏れないようになりますというのが一番大事なことだというふうに思っております。システムにつきましてはですね、私たちがどうしてもこうそういう専門的な部分は対応ができませんので、コンピュータ会社に依存する部分が多いと思いますので、私たちが最低限やらなければならないことについて、今後は力を入れてそれぞれの意識を向上させていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 今お伺いしますと、ルールづくりを国は自治体に求めているのか、しなければならないのか。これをちょっとお尋ねをしたいと思います。

それと今の質問にありましたけども、個人情報をですね、職員の方が全員見ることができるような感じで説明がありましたけども、そういうシステムなのかを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 今私が申し上げましたのは、若干説明が足りませんでしたけれども、誰でもが見られるというわけではございません。ただ自分の業務上知り得た個人情報については、厳重にそれぞれ職員が対応をしていかないとメール等でつながった場合に漏れたりするということがないようにしなければならないという

ことでございまして、今役場で使っております総合行政システムの中には、それが業務上でそれぞれの担当業務にしかアクセスができないようにしかなっておりませんので、全職員が全データを見るということはまずございません。それから、制度の設置、それから何て申しますか、個人情報が漏えいしないようにするということは、また本町においてもマイナンバー制度の本格導入に向け、早急に取り組んでいかなければならないということはもう明らかでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 個人情報につきましては、特定の方が特定のところで見るというか、触るのが当然だろうと思います。すべての庁内にあるパソコンからですね、そういうデータにアクセスできるというのは不自然かと思いますので、この分につきましても御検討方お願いをしたいと思います。

それともうマイナンバーのほうにつきましては、将来金融機関のですね、預金口座についても適用される、ひもづけされるというようなことが報道されておりますけども、高森町におきましてですね、独自なひもづけといいますか、そういうことが将来考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） マイナンバーの利用につきまして、それぞれの自治体でどのように活用するかというところが出てくるかと思います。このマイナンバーカードですね、カードにどういう機能であったり、どういう分野に対応するものを盛り込むかという部分もあると思いますけれども、本町にあっては、当面は最小限の部分に活用するというふうにしかならないというふうに考えております。マイナンバーをどの、今後は行政の事務削減のためにマイナンバーを使うという部分は結構出てくるかと思いますけれども、それはもう最低限の分野で活用するというふうにしか現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 最後に、マイナンバーの提供は拒否できるのかということでお尋ねをしたいと思います。このマイナンバーは、将来税金の申告等にも利用されるということですけども、企業においては確定申告にこのマイナンバーを提出しなければ申告できないとか、そういう資料も入っております。その上につきまして、個人が提出したくないとか、そういうことがありましたときにですね、拒否できるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 今後どのような形になるかというのは、私どもも確たるものを持っていないところですけれども、国がこのマイナンバー制度の導入に当たり、その趣旨を申しているところを見れば、例えば、雇用主に対してマイナンバーを申し受けなければならないというふうになるのではないかと思います。でないと税の公平性とかいう部分については、解決ができない問題だというふうに考えております。ですから、本人が最低限法律で定められた分については、拒否は難しいんではないかというふうに考えます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 最後に、町長のほうにお伺いをしたいと思います。恐らく管理体制等のほうが構築されましたならば、町長が管理責任者となられると思います。そうした際ですね、このマイナンバー制度の導入について、また安全性についてどのようにお考えをお持ちかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 興梠議員の御質問にお答えを申し上げます。マイナンバー制度という国策についてのお尋ねでございます。まず、T P Cたかもりポイントチャネルで多くの住民の方がこの議会の放送を見られていると思います。まずもってですね、このマイナンバー制度に関してやはり国民、そして地域の住民が誤解を招かないような広報が一番じゃないかなというふうに思います。まずは、このマイナンバー制度というのは、公的機関の情報交換は専用の回線を使うんです。それが1点でございます。インターネットとは切り離されておるわけでありまして、マイナンバー制度が情報漏えいのリスクを高めるというふうには政府は思っておりません。2点目が、今回の年金機構の問題でございますが、これは非常に初步的なミスと、私は個人的には考えております。要は、基礎システムから取り出したその年金番号を業務端末にコピーして放置するという、その情報管理の体制の問題、ミスが原因であって、そもそもマイナンバー制度と今回の機構の情報漏えいの部分が一緒に議論をされること自体が私にはちょっと理解ができない部分がございます。もし一緒に議論をするとするならば、今議員がおっしゃられている各自治体のやはりこの制度設計の作り方であったり、情報漏えいに対するコンプライアンスの部分であったり、職員の意識向上、要は、情報リテラシーの構築の部分、この部分が同時に議論をされるべきではないかなというふうに思っております。私は公的機関もそうでございますが、逆に言いますと、議員が先ほどおっしゃいました、民間のこの企業、従業員を雇う民間の会社ですね、大変ここは民間の会社の方は非常に厳しい

アクセス制限が多分入ることになると思いますし、その民間の会社の情報に対する取扱いということが今後このマイナンバー制度自体を国民が、また地域の住民が違うふうに捉える可能性もあると思いますので、私たち公的な地方自治体といたしましては、しっかりとこのマイナンバー制度に対しての広報、周知徹底が一番であるというふうに考えております。

先ほど阿蘇市の番号制度に関する設置委員会ですか、のことをおっしゃられました。先ほど総務課長がまだ今後すぐに検討するというお答えでございましたが、高森町としても何もやってないわけではございません。統一地方選がありましたので、首長さんの交代であるとかいう部分というのが十分考えられましたが、私は6月1日より職員に指示をいたしておりまして、SRSシートの導入、仮の導入を今やっています。このSRSシートというのは、報告、連絡、相談ですね、このシートを徹底して活用するということでございます。これはまだ仮の段階ですので、職員さんが今現在少しづつやっているわけでございますが、これは情報に関するスピード感であったり、意識の共有の部分であったり、要は縦軸ではできない横軸の共有にはどうして早くこのSRSシートを導入してなかったのかということは、私は疑問に思っておりましたので、今回、導入をさせていただきたいということで、まだ試行段階でございますが、このSRSシートの導入に向かって指示を出しているところでございます。

議員さんがおっしゃる、そのウィルスというか、その対策についてなんですが、これは国民の方も住民の方も一緒でございます。私も議員さんも一緒であると思いますが、ウィルスバスター、ウィルスの対策ソフトを入れれば大丈夫という時代はもう終わったというふうに考えております。ばらまき型のウィルスの散布のやり方から標的型、要は、一つを狙ってやってくるという形になっておりますので、先ほど総務課長が答弁しましたように、やはり相当な専門の知識が必要になるのではないかというふうに思っております。わかりやすく申し上げますと、仮に可能だとするならば、インターネットを見るパソコンとメールを見る、送付するパソコンを一つの例えれば、民間企業の職員さんでも1人で2台管理する。これが簡単に言うと一番手っ取り早いかなというふうに、私は個人的には思いますが、やはり導入の経費であったり、やはりそれぞれの企業さん、それぞれの自治体の予算というのがございますので、これからは私がやらなければいけないことは、当然この情報の公開と広報ですね、このマイナンバー制度に対しての広報と、それとどうしてもこの職員さんに頼る部分というのがございます。これがやはり職員の、これは企業も公共

団体も一緒にございますが、やはりモラルの問題ではないかなというふうに思っております。やはり自分自身がどういうふうにこの情報化社会に対応していく、どの位置に立って仕事をしているのかということを地方自治体の職員も民間の会社の方も考えていくこと。これが私はすべてであり、高森町においては、今後総務課長が申し上げました、この番号制度の委員会、その勉強会というのも必要でございますが、同時に、やはりたかもりポイントチャンネル、できる限りの広報を使って、丁寧にわかりやすく説明する、と同時に、職員に対しては、SRSシートの導入等々を指示してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、地域住民生活等緊急支援事業についてお伺いをしたいと思います。この事業は国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に向けた事業でございますけども、第2回の臨時会において審議、可決した案件ですが、今後どのようなですね、事業を計画されているのか、また、交付金の内容について再度申し訳ございませんけども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。4番 興梠議員の地域住民生活等緊急支援のための交付金はどのような交付金かということでおよしいですかね。それについてお答えいたします。

まず、地域住民生活等緊急支援のための交付金とは、大きく分けて2つのパターンがあります。一つはですね、町が実施する地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援策に対して国が支援する地域消費喚起生活支援型が一つです。二つ目がですね、町による地方版総合戦略の早期かつ有効な政策とこれに関する優良施策等の実施に対し、国が支援する地方創生先行型があります。国全体の予算としましては、消費喚起型が2,500億円です。地方創生先行型が1,700億円で、合計4,200億円となっております。内高森町に交付決定がされている額が消費喚起型が1,600万円、地方創生先行型が2,800万円で、合計4,400万円となっています。先ほど興梠議員もおっしゃいましたけど、国においては、平成26年度の補正予算で対応されておりますので、本町の予算につきましても、平成26年度で計上し、繰り越しにより27年度で執行したいというふうに思っております。また、これらの事業については、全国一律に行うのではなく、地域の特性に応じた事業ができるように、各自治体の独自の計画により交付されるものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 今回の新規事業につきましては、もう既にですね、幾つかの事業に取り組まれております。本日、せっかくＴＰＣの放送もあっておりますので、事業の内容をですね、詳しく説明いただけたらと思います。また、スケジュールについてもですね、説明をお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 今、興梠議員が言られたこの事業につきましては、四つの事業を考えております。まず、ウエアラブル端末事業、プレミアム商品券事業、農業観光拠点整備、それと防疫対策事業、最初の三つについては、私の方からお答えいたしますが、防疫対策事業については、農林政策課長のほうでお答えいたします。

まず、ウエアラブル端末事業ですけど、このウエアラブルという言葉ですね、これにつきましてはこの頃テレビや新聞等でよく耳にする言葉になっておりますけど、そもそもウエアラブルの意味はですね、人間の体に身に付ける最少の端末のことで、このウエアラブル端末と人型ロボット、サイネージ、つまり広報媒体ですね、を活用して楽しく運動や行事への参加を促すことで健康づくり等を行う事業です。また、イベント等での観光施設のPR等も実施できるということあります。事業費につきましては、1,500万円を予定しております、現在、設計書、仕様書の作成が終了し、入札の準備を行っているところです。

次に、プレミアム商品券の発売事業ですけど、この事業につきましては、実行委員会を立ち上げまして、検討を行い、事業の委託を高森町商工会にお願いして進めています。実際、町内世帯には先週中だと思いますけど、郵便でプレミアム付商品券の発行の案内が届いていると思われます。このリーフレットですけど、このリーフレットですべてのことは網羅されております。一応この場で説明いたしたいと思います。額面が1万2,000円の商品券を1セットとして1万円で売り出します。販売数量は6,000セットです。販売日は来月1日、7月1日から8月の31日までとなっております。商品券の購入限度は1世帯あたり3セットまでとします。ですから、3万円までということになります。購入限度数を設けたものはですね、できるだけ多くの世帯に行き届くために配慮したためであり、もしこれで残数が出た場合は、追加の販売を予定しております。また、就学前の子どもがいる世帯につきましては、特別割引制度を設けておりますので、このリーフレットを見ても

らうとわかると思います。なお、プレミアム分に当たる1セット当たり2,000円ですけど、国からの交付金で賄われているため、アンケートが義務付けられています。商品券を購入された際、同時にアンケートをお配りいたしますので必ず記入して提出されるようお願いしたいと思います。事業費といたしましては、先ほど申し上げました、1万円の6,000セットで6,000万円ですけど、2,000円分のプレミアムの6,000セットですから、1,200万円ですけど、それに事務費を含めて1,600万円となっております。以上がプレミアム商品券の説明です。

次に、農業観光拠点整備についてですが、この事業は、都市部への農産物の売り込みやPR、都市部からの農業体験等の受入れを通して、農村と都市部の交流を行う事業です。また、空き家や空き店舗などの既存施設の整備を通して農産物の加工場等の整備や実際、加工品を開発する事業に対して補助を行います。事業費は、都市部との交流のための経費として350万円、加工場等の拠点整備のための経費として300万円、合計650万円を計上いたしております。この事業につきましては、6月15日付けの回覧で周知しておりますので、御確認願いたいというふうに思います。

すみません、防疫対策事業につきましては、農林政策課長のほうで答弁いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。4番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

防疫対策の概要について御説明を申し上げます。近年、観光と、それから牧場の牧野運営等につきまして様々な課題があつております。この事業は、観光地となつてている牧野における防疫対策を行うものでございます。対象牧野は、高森殿の杉にある村山牧野と登山者やキャンプ場に訪れる方がいっぱいいらっしゃいます前原牧野組合でございます。主な内容としましては、村山牧野の出入口に観光客の皆さん向けの専用ゲートを設置する予定でございます。また、入牧者に対する消毒施設の整備、それから注意喚起のための看板等の設置を予定しております。さらに、観光地を兼用する牧野の施設研修等も盛り込んでおります。防疫対策施設整備費に192万5,000円、防疫啓発対策費に27万5,000円、合計220万円の事業費を計上いたしております。詳細な事業の運営につきましては、これより先進地事例等を十分勉強いたしまして、急いで事務に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 大変すばらしい事業ですので、すべてよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

最後になりますけども、鳥獣害対策についてお伺いをしたいと思います。町長におかれではですね、町長選の立候補に当たりまして、マニフェスト、政策集を作成されております。その政策挑戦方ですか、として、地域産業が元気な「町づくり」で農業に関する政策をあげられております。その中に、ＩＣ等の先進的技術を活用した鳥獣害防止対策を推進とあります。そのような折ですね、5月2日の熊日新聞におきまして、鳥獣害対策で通信技術、総務省モデル事業にという報道がありました。国庫補助金といたしまして、今回1,500万円の情報通信技術利活用事業費補助金を採択され、早速、本会の補正予算に計上をされております。また、熊本県においてもですね、農作物の被害が、鳥獣害によりますけども、被害が深刻化をしているということで、シカやイノシシの頭数管理に向けた新しい計画を打ち出しております。国が採択いたしました、このモデル事業をですね、どのような事業なのかを説明をお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

通信技術を活用した総務省事業についてお答えいたします。本町における鳥獣害被害は深刻な状況が続いておりまして、平成20年度に鳥獣害被害防止法が施行され、国において毎年100億円規模の予算が対策費用に講じられている中で、本町においても各種獣害対策を推進し、中でも平成25年度より町で有害鳥獣緊急捕獲計画を策定し、個体数の積極的な調整による獣害対策を実施しております。しかしながら、被害の劇的な減少には至っておりません。獣害被害は、農業者の営農意欲を減退させる一因となっており、近い将来には、離農やあるいは耕作放棄地の増加などといった様々な影響が懸念されております。そこでこれまで講じてきた個体数の調整を推進しながら、近代のＩＣＴ産業界の劇的な競争力を被害対策に取り込み、投下対策費用の劇的な効率化を目指す施策を行うものでございます。本事業の取り組みの経緯は、昨年12月に広域鳥獣クラウドプロジェクト計画を立案し、関連自治体との事業提携に向け協議を重ねてまいりました。その後、総務省ＩＣＴまち・ひと・しごと創生事業への応募、4月には、総務省において、町長自らがプレゼンテーションをされました。そういうことで、全国で本町を含む5自治体のみが採択を受けております。また、本事業の採択を受けた理由の一つに、光ファイバー網の

整備ができていることが大きなアピールポイントでございました。

事業の概要について御説明いたします。事業名は、広域鳥獣クラウドプロジェクト推進事業と申します。長野県塩尻市は、ＩＣＴまちづくり推進事業を行われております。中でも農業分野における水稻の収穫期にイノシシが進入するのを阻止するなどの対策を講じることにより、対象地域水田の85%に被害があつたものが、事業を実施することにより2年間で被害なしになるなど、著しい効果をあげておられます。そのモデルを踏襲し、ＩＣＴを活用した有害鳥獣の効率的な追い払い、捕獲効率向上を実践するため、広域鳥獣クラウドを導入し、農作物の被害を低減させることで各自治体が策定する鳥獣被害防止計画の着実な実施に貢献するものでございます。

お手元の資料とパネルを御覧いただきたいと思います。これを見ていただきますと、事業の全体のイメージがわかられると思います。鳥獣被害対策の成果事例となるべく関係地方自治体の横軸展開に向けて、産・官・学が連携して、ここにありますように、アドホックネットワーク、いわゆる無線中継所を介し、カメラやセンサー等から得た情報を広域鳥獣クラウドに集約し、その情報やシステムを関係機関が共有することにより、より効果的な獣の追い払い、箱わなによる捕獲、出没状況などを把握、捕獲者に対する情報の提供などをうるものでございます。本町独自の取り組みとしては、カメラ情報を駆使することにより、雌のイノシシを効率的に捕獲する、いわゆる選別捕獲を計画しております。先に述べましたモデルを構築するため、システム開発に約1,300万円、現地サポート等に約200万円、計1,500万円でございます。これはすべて国庫補助でございます。システム開発費の内訳としましては、一つ、アドホックネットワーク整備とＩＣＴ箱わなの導入展開、2番目に、広域鳥獣クラウドの整備、3番目に、将来的な地域の安心・安全鳥獣監視センターの構築、4番目に、獵友会員の皆さんにスマートフォン、タブレット、いわゆるスマートデバイスと申しますが、それらを利用した捕獲情報等の提供となっております。今回の対象地域は、上色見、下色見の農地で、イノシシ被害が顕著な箇所に限定しております。本事業を展開することにより、地域農家の被害軽減は当然のことながら、効率的な鳥獣害対策の成果事例となるべく事業に取り組んで参ります。また、この事業を行うことにより、色見地区のみならず。高森町全域、さらには関係市町村に向けた波及効果を目指すものでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 熊本県もですね、先ほど言いましたように、計画を変更いたしました、鳥獣害対策については絶対頭数を減らす以外にないと思いますが、今の事

業説明を聞きますと、高森町が取り組まれました光ファイバー、ＩＣＴですね、この導入がなければできなかつた事業ということでございます。ここにも光ファイバー導入のですね、成果が出ていくかと思いますので、どうか皆さん方におかれましては、農家にとりましての鳥獣害対策に対して万全の対策を今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

11時5分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

今回の一般質問は通告をしておりましたとおり、町政運営と施策について質問をいたします。

まずは、町長の無投票当選に対しまして、心からお祝いを申し上げます。今回の町長選挙は平成7年以来、実に20年振りの無投票となりました。無投票当選となつたとの要因なり、また感想につきまして、町長の率直なお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 芹口議員の御質問にお答えを申し上げます。

その前に、私への当選のお祝いありがとうございます。また、議員におかれましても、2期目の御当選おめでとうございます。また、お許しをいただきたいんですが、先ほど4番 興梠議員の御質問のときに、私が補足説明が足りなかつたと思いますが、総務省や農水省の一連の国庫採択、これは特に大変厳しいハードルというか、関門があるんですが、私は、私がプレゼンテーションをしたと先ほど農政の課長が答弁をいたしましたが、そもそもがやはり4年間進めてきました、県と国との

人事交流で農林水産省から藤原さん、現在、総務省から定光さんが国から出向されましす、うちの職員、入江君、また木村君が農水省、総務省に交流の人事としていくという形があんまりなかった、町村レベルではなかったことをしっかりとやつてきた結果が、やはり藤原さん、定光さんのお知恵だったり、経験だったり、そういうことをお借りした上でですね、しっかりとこの事業に向けて弾込めができたのではないというふうに私自身は思っておることを御報告させていただきたいというふうに思います。また、芹口議員もその交流に関しては大変関心を持っていただきましてありがとうございます。

今、無投票当選が20年振りということをおっしゃられて、政治家というのはそういうところをやはり調べるのかなと思いました。私は余りその何十何年振りという明確なことは承知いたしておりませんでした。要因といたしましては、私はやはり4年間を評価していただいた。そもそもが議員の経験があったわけではない、行政経験があったわけでもない、若手のと言われる私たちの世代の一人が立候補をして1期4年間の施策を掲げ、その4年間の政策に期待感という、その安定感というよりも期待感だけが多分あったというふうに私は思っております。その期待感に対して、しっかりとお答えを出すことができたということが無投票当選の要因ではないかなというふうに思います。そもそも就任をさせていただきまして、政策説明会で説明を常にやっておりました。内向きの分配手法から外向きにさらに取りに行くということを幾度となく私は説明してきたわけでございますが、そのことを議員さんたちの御理解と御協力をいただき、また職員さんも慣れてない部分であったり、私がわからない、至らないところが多々あったと思いますが、ついてきていただいた。できないことを並べるのではなく、できる方向で考えていくという、議員さんもそうでございますが、ベテランの議員さん、特にずっと掲げられてこられたことを私自身はやってきたつもりでございますので、そのことを住民の皆さまが評価をしていただいた結果というふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 只今町長のほうから今回の選挙に当たっての率直な感想をお聞かせいただきました。私が見てみますと、町長の町政運営はこれまでスピードこそ最大の価値であるとして、積極的に前に進めていく。今答弁がありましたように、内向きからと外向きの政策の実行をしていくというような、まさに攻撃型の行政手法だというふうに捉えておりますが、そのことによりまして、行政運営の実績もでてきておりますし、競争力のある自治体として広く高森町の存在力を高めた、そのよ

うな実績に対しても町民の支持もあったというふうに思っております。

この2期目の政策集ですね、さらに加速、新しい高森町へとありますけれども、2期目、どのような行政手法を継続されていくのか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼をいたします。今、2期目の町政運営の考え方ということをお聞きになられたと思います。また、先ほどですね、要因ということは述べさせていただきまして、素直な感想ということでございました。もう1点あげるとするならば、追加で補足をさせていただきたいんですが、やはり個人としてはですね、私個人としては、選挙は当然あるものであります、4年間の私が進めてきた方向性にやはり意見があつたり、これは駄目だぞというお叱りの部分があつたりすれば、それはやはりこれは国民には被選挙権というものが与えられておりますので、これは選挙にいつでもなるというそういう緊張感というのを持ってきたということは付け加えさせていただきたいというふうに思います。

2期目の考え方につきましては、今議員がおっしゃったように、1期目をさらに加速と、加速するというのは、さらに加速というのは、やはり1期目でやってきた政策を一つ一つですね、当然P D C Aのサイクルの中で中間的な見直しであつたり、最終的な見直しであつたり、政策としてできしたこと、できなかつたことというのを掲げておりますので、それをやはりやっていく方向で今進行している分に関しては加速をしていかなければいけないというふうに思っております。よりですね、住民の方にとってプラスになるのか、ならないのかということで判断をさせていただきたいというふうに思います。私が1期4年間言い続けてきたことは、スピードは最大の付加価値を生むということが大事だと。そして、情報の公開、そして、それを共有するということに加速をすると。そうなればしっかりした政治ができるのではないかなどというふうに思っております。それと、これは議員さんよく理解をされていると思います。高森の町議会議員の皆さまは理解をされていると思いますが、やはり目の前のこの2015年、例えば、今年のことも大事でございますが、今の人口減少の社会等、もうこれはデータが出ておりますので、例えば、2040年の問題の前に2025年、すなわち今から10年後、今の小学生が大学生、私たちが50台、要は10年後にこれだけの人口が減る。そして、さらにそれからの2040年問題というのもよく言われておりますが、超高速の人口減少社会を迎えるという中でのこの目の前でやらなければいけないことと、やはり先を見据えて、よく先を見据えると簡単にどの方も、私も含めて言いますけど、これは本現実的に2025

年、40年、データが出てるこの人口減少に向かって、やはりそこは政策をしっかりと訴え続けなければいけないし、そもそもが本当に人口がこれぐらいになるんですよということも、しっかりと広報をしていかなければいけない。そのためには、私はやはり次世代の政治家、若い世代の政治への関心と、先ほどお言葉でありますように課された一つの使命でもあるし、またそれは議員さん皆さんに思われていることもありますし、ずっとそれを掲げてこられた議員さんもいらっしゃいますので、やはりそこは本当に今はですね、大事なものじゃないかなというふうによく考えておる現在でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 町長はですね、先ほどから言われましたように、スピードこそ最大ですね、付加価値を生むということ、またさらにはですね、今やること、また先を見据えてやることをはっきり見極めて次世代の人材をつくるような政策を打ち出していくというような答弁もございました。町長、町政運営の手法といったしまして、まず政策目標を立てまして、政策事業の弾込めをし、そして採択事業があれば一気に採択を持っていくというようなやり方であるというふうに思います。特に町長になりまして、国におきましても矢継ぎ早に政策を打ち出しております。これは地域創生関連事業などみましてもですね、そのような傾向にあると思います。しかしながらですね、政策実行に当たりましては、やはり将来の財政計画なり、財政の見通しについて十分配慮をしながらですね、進めていくべきだということは申すまでもないことだと思いますので、どうかよろしくお願ひをいたしたいと思います。

以上、町長の町政運営についての考え方といいますか、基本的姿勢についてお伺いをいたしましたが、次に、1期目、また2期目の政策集、いわゆるマニフェストの内容につきまして、時間の都合もございますので3点に絞ってお伺いをいたします。

まず、1期目の政策集にあります、高森町町づくり条例についてお伺いをいたします。この高森町町づくり条例につきましては、23年の9月の議会におきまして条例としてどのような目的や内容について制定をされようとしておられるのかお聞きをいたしました。答弁では、住民参加に対する条例であるとして、住民自らが町づくりに積極的に参加し、住民と町が情報を共有し、協働による町づくりを進めていくことが必要であり、それが条例の前提であるとの答弁をいただきました。さらに、翌24年の9月の議会で、観光立町基本条例の件につきまして質問をいたしま

した。その際、観光立町基本条例を制定するに当たっては、町民一人一人が将来にわたり誇りを持って町づくりに主体的に取り組むような意識付けをすることが必要であり、そのためには公募性を持ち、広く町民からの意見や提言を求めて観光立町基本条例を制定するということであれば、町民自らが町づくりに参加し、町民と協働による町づくりを提案する町づくり条例をまずは制定をし、その条例に基づいて町民の意見や提言を聞く、そのような順序を取られるべきではないかというような質問をいたしました。その際、町長の答弁をいたしまして、町づくりの条例の件につきましては、1点目には、ほかの条例とのすり合わせ等が必要である。2点目には、町づくり条例に対する町民のニーズと意識、これのコンセンサスを得る必要があるとして、住民のニーズもしっかりとれた段階、また、機は熟したというような段階で条例化が最適ではないかというような答弁をしておられます。この高森町町づくり条例につきましては、1期目の政策集には記載をされておりますけれども、2期目の政策集には記載をされておりません。そこで、高森町町づくり条例につきまして、町長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 次の御質問だと思います。1期目のときに提案をいたしておりました、（仮称）高森町町づくり条例についてでございます。議員は、一般質問で質問なされたときに、住民参加型の条例だということも申し上げました。そして、2回目の質問のときに、この既存の条例との整合性を図ること。住民の合意形成、コンセンサス、これはもちろん職員もそうでございます。また、いわゆる住民投票条例には、一つに、投票で選ばれた議会との権限等の問題があるということと、二つ目に、投票結果には法的拘束力がないということ、三つ目に、請求が多発した場合にはコストがかさむなど、多くの課題があるということも中間検証、私の政策集の中間検証を県から出向されておりました服部審議員が中心となってなされたときに出た課題でございます。また、事実でもございます。また、その後、改選された議員さん全員がですね、提案され、議会が議会基本条例を制定されたということで、私は町民と議会との関係において、町民の意見を反映することを明確になされたこと。そして、その後にですね、高森町景観条例を制定いたしました。景観に対する、景観形成に関する責務を明らかにしたこと等々、そのプロセスがあつて、より町づくり条例の制定には一層の検討が必要になったという過程がございます。その結果、町づくり条例の制定に関する取り組みを実施、現時点ではしないという方向性で臨んでいるのが現状でございます。しかしながら、私が政策集で掲げております、皆

さんが一体となって楽しむ、楽しみながらの観光立町を実現したいというためには、やはり住民の皆さんのお意見をできるだけ反映をしなければいけません。各種委員会、最初も申し上げましたが、審議会の体制や構成メンバーに十分に注意をしながら進める必要性があるということと、精神論でいいますと、やはり住民の意見を反映させなければいけないということは、当然最大限尊重して、これからも進めていかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 近年ですね、町づくり条例を制定する自治体が急速に増えているというふうに言われております。しかしながら、一方ではですね、今答弁がありましたように、いろんな課題もあるわけでございます。そのようなことから制定に慎重な自治体があるのも事実でございます。このことは先ほど町長が懸念されていますように、町民のニーズと意識がないとかえって住民自治の否定や議会や行政の軽視につながり兼ねないというような気運もあるわけでございます。しかしながら、議会の主権者である町民の信託を厳粛に受け止め、二元代表制の一方の担い手として全体の福祉の向上を議会における討議によって実現し、将来に向かって町民との約束を果たすことを理念といたしました、高森町議会基本条例を昨年制定をいたしました。この高森町町づくり条例は、地域の課題への対応や町づくりを誰が、どんな役割を担い、そしてどのような方法で進めていくか。また、情報の共有や住民参加、協働等への自治の基本原則や自治を担う住民、首長、行政等のそれぞれの役割と責務、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票などを定める極めて重要な条例でございます。議会は議会基本条例、町は町づくり条例を制定してこそ二元代表制としての手法も発揮できるものというふうに私は思っております。そこで、町民のニーズやしっかりととした意識づくり、そしてほかの法令等の整合性等をですね、十分精査をされまして、ぜひ制定に向けての取り組みをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、観光立町実現のための町づくりについてお伺いをいたします。

町は現在、横軸連携としての本町と天草市の交流を積極的に行っておられます。これまでの交流の取り組みの状況や成果につきまして、政策推進課長にお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番 芹口議員の御質問にお答えいたします。

横軸連携の取り組みについてですが、本町と天草市とでは、海と山というお互い

の地域特性が違っております。違っておりますが、地域の過疎化や人口の減少、地域の活性化等、共通する課題を抱えております。そのような地域課題の解消の一助となるよう、本町と天草市では、本年の3月19日に両地域のさらなる発展と住民生活の向上を目指し、天草市と高森町との横軸交流連携に関する協定を締結いたしました。このように、県内の町と市が連携協定を締結することは初めてであります。熊本県からの注目もされており、また、それだけに評価もいただいております。今後の展開については、県からの後押しも期待できるものというふうに考えております。協定の締結に伴いまして、本協定の目的である海と山のお互いの地域の特性を尊重し、補完し合いながら連携、協力して多様な取り組みを積極的に推進するという目的を実現するために、天草・高森横軸連携実行委員会設立準備会を本年5月1日に設立いたしました。

成果につきましては、先ほど述べましたように、本年の3月19日に交流連携に関する協定を締結したばかりであります。これといった成果はまだ現われておりませんが、準備委員会を立ち上げまして、現在、実行委員会の立ち上げに向かって事務方レベルの協議、検討を行っている段階です。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 只今政策推進課長のほうから天草・高森横軸連携実行委員会等の説明も触れられましたけれども、本年度予算におきましても天草・高森横軸連携関係の予算が計上され、その中で天草・高森横軸連携実行委員会の設立準備委員会の経費も計上されておりますが、まず、設立準備委員会のメンバー、それから実行委員会のメンバー、また今後そういった実行委員会、どのような活動をされているのか、内容等につきましてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） まず、本年5月1日に設立いたしました準備委員会のメンバーについてですが、まず天草市の担当課長、それと本町、高森町の担当課長であります私、それにお互いの商工青年部長、農協青壯年部長、総合型スポーツクラブの副会長で構成しております。行政レベルだけでなく、商・工・農等民間レベルでの連携を図るとともに、実行委員会設立に向けて協議検討を行っております。また、アドバイザーとしましては、高森、天草をよく知っておられる前熊日支局長の藤山裕作氏にお願いしているところです。また、来年、平成28年4月設置予定であります実行委員会のメンバーとしましては、天草市長、高森町長、熊本県の担当課長または部長、お互いの総合型スポーツクラブの会長、商工会長、農協の組合

長、また天草におきましては、漁協の組合長を予定しております。

実行委員会の活動内容としましては、共同アンテナショップの設立、人的相互交流の実現、災害時の相互支援体制の整備、4番目に、県内外での天草・高森の特産物等の販売会の実施、共同イベントの開催、それに両地域の特産品を活用したオリジナルメニューの開発、それと最後に、吉本興業の熊本に住みます芸人、もっこすファイナーを活用したPR展開等を予定しております。

以上が準備委員会、実行委員会のメンバー及び数と内容であります。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 只今担当課長からこれまでの興業の取り組みの状況、また横軸連携実行委員会の活動内容、また今後の取り組み等につきまして答弁がございました。これからも実行委員会の立ち上げを機に、今まで以上に山と海の両市町の交流を通してお互いの地域の活性化や経済力の向上に効果が期待できるというふうに思っております。しかしながら、天草市との連携は点と点の連携でございます。しかも相手の天草市は人口8万2,000人、かたや本町は7,000人と大きい点と小さい点との連携でございます。しかしながら、先ほど課長が答弁されたように、それはそれとしてお互いの持ち味を生かしながら交流を深めていくということは大事なことでございます。私は、県が想定をしております横軸連携は、九州を一つの経済圏として九州新幹線が福岡から鹿児島まで開通したことによります縦軸としての経済振興、横軸は、熊本、大分、宮崎を結ぶルートを通じまして、関係地域の活性化や経済振興を図り、県全体の経済の浮揚につなげていくというような横軸連携構想だというふうに思っております。この横軸が天草、熊本、阿蘇、湯布院、別府、大分といった横軸としての線ではなく、天草、熊本、阿蘇、高森、高千穂、延岡といった横軸としての横軸連携が今後の高森町の観光振興や地域活性化の大きなポイントになるというふうに思っております。そこで天草市と高森町との交流も大事にしながら、南阿蘇、高千穂、日之影や延岡との横軸連携協定なり、また観光協力協定等を締結し、関係市町村が景観や歴史や伝統文化、またそれぞれの地域にあった特性を生かしながらお互いが連携協調し合えるような地域間交流を図っていく。そのような取り組みも今後非常に大事だというふうに思いますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼をさせていただきます。まず、天草との協定において、前のですね、議会のメンバーの方は大変推進をしていただき、協力をしてい

ただきまして心から感謝を申し上げます。今、議員がおっしゃった、熊本がもともとを考える流れのこの縦軸、横軸というのは、多分間違いないというふうに思います。なぜなら、インフラ的にですね、現在進行している県のこの方向性を見れば一目瞭然ではないかなというふうに思っております。その上で、今回天草と高森と、やはり課題点というのは、点と点であり、その間の部分がどうかと。若しくは、そもそも最も私たち高森町、南阿蘇地域に有利なこの縦軸という部分、これは最終的には横になるわけでございますが、この部分をもう少し考えたらどうかという意見だと思います。また、多分議員さんにおかれましては、現職の行政マンだったころにこの提案もされているというふうにお聞きもいたしておりますし、当時の議会の方も大変それは正しい方向ではないかなというふうに考えられたことは、俵山トンネルの開通であったり、通常の文化的な交流であったり、そこに積極的に参加をされた高森町の住民の皆さまの今までの経緯を見ればこれは一目瞭然ではないかというふうに思っております。その上で、私に考えがないかということでございますが、まずは高森町とですね、高千穂、延岡との関係は、議員が一番御承知だと思いますが、これは現在、九州横断自動車道、延岡線ですね、これは嘉島ジャンクションから矢部、蘇陽、高千穂、延岡まで計画されており、延岡から喜多方までの4.6キロメートルはもう既に開通している状況でございます。また、中九州横断道路、これは総延長120キロメートル、熊本市から阿蘇市、産山、竹田、大分まで計画をされております。そして、最も高森町、この2路線については高森町を通過する路線ではございませんが、これが開通することによって観光、要はインバウンドの部分での、若しくは住民の利便性に関しては、必ず影響が出てくるものだというふうに思っております。高森町としては、先を見据え、私は1期目のときに町道永野原河原線であったり、県道竹田五ヶ瀬線、この横軸の部分をやはり先にどうにかやっとかないと既成事実ができないという思いはございました。15年間予算がつかなかつた県道竹田五ヶ瀬線も予算化をいたしました。延長が13キロある町道に関して、また阿蘇市も含めまして、これは同時に進めてきたわけでございます。そういう中でですね、やはり議員がおっしゃる、この協定を結ぶにはインフラ的には担保されている。そして、文化的にもですね、これは非常に影響が深いというよりも、その特に草部地域は神話関係でもつながりも深いし、古くから経済面、産業面での交流が盛んだったということで、これはもう切っても切れない縁であるということは御承知のとおりだというふうに思っております。ですから、この3つのこの協定に関しては、私は最初はこの天草との協定を進めるに当たって、この点

と点というよりも、間の熊本市、ここを入れたこの3つの流れ、そして南阿蘇村は私はもう一緒のこの南郷谷は一つというふうに思っておりますので、ここをすごく重宝して、重要視しておったわけでございますが、議員から御提案がありました高森、南阿蘇村、高千穂町、延岡市広域と天草市との横軸連携は、先ほど申し上げましたように、インフラ的に考えましても、文化的に考えましても大変有意義なものがあるというふうに思います。ぜひこれからその方向性に向かって取り組んでまいりたいし、指示をしてまいりたいというふうに思っております。

それと補足になりますが、先ほど言った文化面の交流という部分で、これは南阿蘇、高森、高千穂、延岡も含めまして、今よく言われております日本遺産等々のですね、その広域的な取り組みが私は可能な地域ではないかなというふうに思っております。しかしながら、これは住民の方ですね、御要望であったり、若しくはほかの自治体の考え方等々もございますが、私個人としてはやはりここは議員がおっしゃるように、一体的なものだというふうな認識のもと、やれることはやっていきたいというふうに思っております。それともう1点議員が課題点としておっしゃられました、天草市がやはり2市8町の合併で8万人、私たち高森町は約7,000人という、この差というのは確かに大きなものがございます。例えば、銀座熊本館で高森町の商品を簡単に売りたいとか、天草市が現在福岡で何個もイベントをやっておりますが、そういうところに参加をしたいといつてもなかなかできる現状ではございませんでした。しかしながら、私は首長といたしまして、7,000人だからこそできる提案の仕方、これを8万人の天草市に提案をして一緒になってやっていくという部分では、しっかり市長さんと意思の共有ができるておりますので、ここは御心配にならなくても私はしっかり進めていくことができるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今の町長の答弁の中にありましたように、中九州の高速道路、これ御船から矢部、それから五ヶ瀬、それから延岡というふうな路線でございます。また、中九州の横断高速道路ですか、これにつきましては、大分、それから阿蘇市、大津を通るようなルートというようなことを聞いております。そうしますと、本町はちょうどその中間、谷間に位置するようになりますて、埋没するような恐れもあるわけでございます。ぜひですね、県の横軸連携として、天草市との交流も積極的に進めながら、同時に、南阿蘇、高森、高千穂、延岡といった横軸の線としての取り組みも今後進めていかれますようにどうぞよろしくお願ひをいたしたいというふ

うに思っております。

次に、政策集で地域産業が元気な町づくりとして企業誘致、進出の促進をあげられ、例として、県関係機関との連携強化を図り、基盤整備に努め、誘致活動を展開するとされております。昨年、役場の下の高森工業団地内の企業1社が閉鎖をし、撤退をされました。これまで企業誘致政策につきましては、地域における雇用の場の創出、所得機会の創出、また地域経済の活性化、地方財政の強化等の点から歴代の首長さんや議会の皆さんと一体となって誘致に努められてこられた中での撤退ということで残念でございます。企業もバブル崩壊後の景気低迷やグローバル化に伴い、企業の製造拠点がアジアを中心とする海外に進出するなどとして、国内での工業立地が減少しまして、工業団地の売れ残りが目立ってくるなど、極めて厳しい環境下にありまして、企業誘致は地域振興策としての役割は終えたというような見方もあるほどでございます。しかしながら、最近は円安ドル高となっておりましても、つい先日には6月19日に本社機能を地方へ移転した企業の法人税を軽減するなどとした改正地方再生法が参議院で可決決定をされました。また、町内におきましても、光ファイバーを通しての通信基盤も整備をされました。そのような中で、就労の場を確保するため、今後企業誘致活動をどのように展開をされ、進められていくのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 芹口議員の就労の場の確保対策、企業誘致等に関してはどう考えられているかということであります。まず、国はですね、まち・ひと・しごと創生法を制定し、総合戦略の中で若者雇用対策の推進であったり、正社員実現の加速プロジェクトの推進をうたっているところでございます。町としても、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む、循環型の好環境を確立するとともに、その環境を支える町に活力を取り戻すというためにはどういうふうにしたらいいかということを現在、地方版総合戦略の策定の中で検討しているところでございます。目の前で差し迫った部分の課題については、議員がおっしゃるとおりでございます。過去のですね、首長さんや住民の方。もちろん議会の皆さん、そして住民の方がですね、頑張られて誘致されました、高森町工業団地内の1企業が操業不振で現在撤退している状況でございます。設備は本社工場に移転をしておりますが、建物はそのままだということでございます。先般ですね、その本社のほうから御連絡がありまして、建物を貸したいと、賃借したいと、物件として出したいという相談でございました。町としてはですね、やはりその借りる、貸す期間の期間、間ですね。だつたり、面

積であったり、料金であったりすることを決定した上で御相談をいただきたいというふうに伝えております。しかし一方ではですね、借りたい会社、企業から相談があっておりまして、町としては撤退された民間の会社さんができるだけ早い結論を出していただくことがやはり雇用の確保、拡大につながるのではないかというふうに考えております。

先ほど改正地方再生法等々、また円安も含めがベースでそういう法律が今度可決されたということもございますし、光プロードバンドの通信基盤整備も終わったということでございます。今後私が考えるその地方企業の誘致であったり、進出であったりすることをやはりバックアップするためには、どうしても受け入れ態勢のですね、基盤整備、これは商工業のみならず農業、この受け入れ態勢の基盤整備が街中でも山東部でも必要ではないかというふうに考えております。また、企業側も単に昔と10年前、20年前と違いまして、建物をどんどん建てる、インフラ設備をどんどん投入するという企業誘致だけではなく、やはり企業側も各地のですね、全国各地の資源に注目した進出のやり方であったり、やはり稼いで企業をどうしていくかということを、やはり時代のニーズに沿った形で考えられている企業もございますので、しっかりとした形で受け入れ態勢をつくっていく。すべてが担保されるとするならば、つくっていくことが最終的には雇用体制の促進につながるのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 先ほど言いましたように、企業誘致につきましては、近年の日本経済状況から見て、条件的には好条件の分も出てきたのかなというふうに思いますが、以前として厳しい容易ならないことには変わりないわけでございます。私は、企業誘致の件につきましては、町長と考えは全く一緒でございます。企業誘致に当たってはですね、従来のように用地はあります。税制の優遇措置も準備しています。来てくれる企業は何でもよいですといったような地方ではなくして、地域の産業や自然と地域の特性を生かした中で企業誘致の範囲を明確化する。例えば、安全・安心な食の加工といった新たな方向性を打ち出して、食と農を基軸とした自然志向型の企業、また、地域資源あります農業を活用した農工連携型の企業を誘致するということも大事であろうというふうに思っております。

今回、町長の町政運営と主な施策について質問をいたしましたけれども、町長は広報たかもり6月号で、1期目のマニフェストに掲げた政策の92.6%は達成できたというふうに言われております。2期目は、2期目のマニフェストの100%

の達成と1期目の未達成分あわせた107.4%の政策の実行を期待をし、真に将来の子どもたちに誇れるような町づくりの実現に努められますようにお願いをいたしますとして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。今回3番目に質問をさせていただきます。私は8年前に質問、一般質問議会のほうでいたしまして、約9年前ぐらいになると思うんですけども、もうそれからかなり久しくこの席に立ちまして質問をさせていただきます。

今日の一般質問におきましても、興梠議員、芹口議員の質問に対しまして、町長さんの答弁を伺っておりますと、かなり先進的にやっぱりことが進んでおると。私たちアノログの人間は、こういうふうな議会の答弁、質疑の状況を見ますと、少しやっぱり時間が止まっておったのかなというようなことを感じております。そのような中もあり、そしてまた、いろいろとギャップもあり、それを心得て質問をさせていただきたいと思います。

質問の事項につきましては、町長がどのような今までの4年間、意識の変化、または今まで思ってしたこととちょっと違うかな、認識の変化があるのかどうか。それに対しまして、その要旨につきましては、初当選される前、一般の町民であったそのときから町長職に対する思いがいろいろおありになったと思います。そして、無事当選をされまして、1期目どのようにその町長職について感じながら職務を執行してこられたのか。そして、今年無事2期目に入られたわけですけれども、ただ4月の改選前は選挙になるのか、無投票で終わるのか、どちらかまだ街中の情勢等

も混とんとしておりましたけれども、無投票で無事2期目を迎えたということで、大変政争の激しい町としては喜ばしいことと、私は思っておりますが、その点について現在の気持ちはどのように、3月頃選挙になるかなと思っておられたこと、現在の気持ちというところで違いがあるのかなと、そのあたりをお聞かせいただきたい。そして、その中で今まで4年間を踏まえた中で、今まで前の議員さんの質問の中でも十分お答えになりましたけれども、今後どのようなことを意識して町長の職を勤めていかれるのかということを町長のほうにお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えを申し上げます。

その前に、私に対して、選挙のお言葉をいただきましてありがとうございます。

また、議員も再選なされたと、再度登壇なされるということで、大変喜ばしいことです。おめでとうございます。

また、1点、私は、これは私の考えですが、議員の考え方と相違点がございます。議員はギャップがあったと、あるんじゃないかとおっしゃられておりましたが、やはり私は議員さんたちがですね、積み上げてこられたこの時代と、そして今のその社会的なそのアナログからデジタルという部分はあったと思いますが、基本的にやっていることは一緒じゃないかなというふうに考えております。

その上で、まずは、町長としての意識の変化、認識の変化はあるのかということの中で、この初当選される前の意識ということが問われております。初当選する前といいますと、実際5、6年前であると思いますが、その中で私が思ったことは、やはり高森町から離れておりましたので、帰ってきました、そういう中で高森の現状等を先輩たちからいろんな形でお聞きしたり、自分の目で見たりする中で、そもそもが議員が御承知のように、議員同様、私も政治家を志してた時期がございますので、そういう中で、やはりこの市町村の行政区の首長、トップということに關しての重さというのは、考えている以上に大きいだろうなという予測の世界でしかなかったというのが私の率直な感想でございます。定義上はもう一番おわかりだと思いますが、最高責任者、その行政区の最高責任者が村長、町長であるというわけでございます。そういう中で、私たちのような、先ほど芹口議員の御質問にもお答えいたしましたが、行政経験がない、議会経験も当然ない、そして子育てをちゃんと子どもを、家庭を持って、子どもを持ってちゃんと育て上げるという経験も途中の私たちのような世代から、やはり行政の最高責任者、首長ということにチャレ

ンジするときには、私はチャレンジする気持ち以外は何も今振り返るとなかったというふうに思っております。また、どのように感じながら職務を遂行したかという問い合わせがございます。これはもちろん全力で取り組むということは当然誰しもが、私だけではなく、議員さんも皆さん思われると思います。ただ私は、これは議員さんがどう思われるかわかりませんが、普通の感覚、私が民間に行って仕事をしていたときの感覚をやはり大事にしたいなということは一つ思っておりました。それは仕事をやる上でどうしても対人関係であったり、いろんなしがらみも普通の会社でも、商業でも、工業でも、農業でも出てまいります。そういうしがらみであったり、人ととの関係がないという世界というのはつくれないと思いますが、やはりそれを全面的に押し出すことは決していいことではないし、私自身そういう体験もしてきておりませんでしたので、そういうところを深く感じたこともありませんが、民間の経験上、やはりそういう対人関係でのいろんなことをしがらみの部分をやはりこの行政に持ち込む、政治の場に持ち込む、これが私は次世代をつくるのに最も不適切なもんじゃないかなと、私個人としては思っておりました。また、中ですね、入ってみると、当然国民はみんな全員被選挙権が25歳以上は、例えば、市町村選挙に関してはあるわけでございます。勉強されている方だったら当然わかると思いますが、やはりこの日本の国である以上は、法律上でのしっかりその上に乗った行政運営をしていかなければいけないということを、逆にやっていく中で理解はしていましたが、より強くそこというのは勉強させていただいたというふうに思っております。

また、今年の3月頃の気持ちと、2期目になってからの現在の気持ちの違いがあるかという問い合わせでございますが、当然、先ほど芹口議員の御質問にお答えしましたが、常に選挙はあるという大前提でしか私は意識をしておりませんでしたので、無投票かもしれない、選挙があるぞというそういううわさは横に置きまして、自分としては常に選挙はあるということで気持ちを持っています。2月25日か6日だったと思いますが、25日だったと思います。2選目の出馬表明をさせていただきましたが、マニフェストで掲げたこと、当然中間検証では60%ぐらいだったと思いますが、自分としては100%全力で取り組む方向性で姿勢は示したつもりでございますが、できていなかったこと。それをやはり2期目としては目指すということを宣言して出馬表明をさせていただきました。ただ3月の頃は、一番御承知だと思いますが、正直多分改選組の議員さんは皆さん私と同じ体感じやないかなと私は思います。選挙があると、そして頑張らなければいけない、ほかに考えるとする

ならば、やはり今やっていることを全力で目の前の施策を進めなければいけないということと、なぜなら、やはり一般の住民の方にとってはふだん生活は進んでいるわけであります。行政も進んでいるわけであります。そういう中で政治家としてどうかと言われると、やはり3月頃は、本当にそういう常に選挙という気持ちと、もう1点は、今やつとることを進めなければ、最後まで全力でやりきるということと、もう1点は、やはり降灰対策に、どうしてもこれは今私が1期目の任期中の最後にその降灰対策の補助に関したり、法律に載せたりする部分を私以外は阿蘇の市町村長の中で、現実に、切実に理解をしている首長はいないんじゃないかというふうに思っておりましたので、この降灰対策に関して、特に3月は全力をそいだようになります。

無投票当選という結果を受けて、現在との比較ということでございますが、そもそも無投票とは考えていなかった部分がほぼ100%でございます。それは私が1期4年間進めてきたことに関して賛同がなかったり、多くの声があるとするならば、それはやはり選挙として対抗者が出てこられて、当然どこの自治体も選挙になってますし、首長さんの選挙は1人を決める選挙、議員さんの選挙は議席数を決める選挙ということで、それは私も佐伯議員も一緒じゃないかなというふうに思っております。

現在との比較の中で、先ほど芹口議員の御質問にもお答えしましたが、2期目を任されたという重い部分、重責の部分を背負っているということと、やっぱり1期目と同様、最終的に、基本的に行き着くところは、私はいかに政策をつくって、政策を実行するかということ。私は最終的にはそこにしか尽きないのでないかなというふうに思っております。それを実行するに当たり、政策をつくるに当たり、やっぱりスピード感を持ってやることが最大の付加価値を生むというふうに1期目では体感をいたしました。私は今流れとして説明をいたしましたが、議員が考えられていることにお答えできたかどうかわかりませんが、率直にお答えはさせていただきました。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。やはりその私も今まで2人の町長と議会議員として相手をさせていただいておりました。それぞれの町長特性がございました。私は、やはりそのときはそのときで私たちはいいと思っていろいろ意見も申し述べてきましたし、いろんな事業も参加をしてきました。その中で、今回また議員になりました、返り咲きまして2カ月なんですけれども、先般、予算

の議案のときに、町長のほうから出されました、趣旨説明書等々参考資料等見せていただいて、非常に私は感激したわけですね。やはりその自分のやりたいこと、思っていることというものを明確・明瞭に、それに肉付けをして文書で私たちにお配りをいただいたということ。やはりそのこれがやっぱり私たち議会議員としても望んでおったことであったわけで、それまではそういうことがございませんでしたから、私たちが質問しながら執行部といろいろと意見のやり取りをやってきたわけです。その中で、その私たちが歓迎をしない答弁であったり、私どもと考え方がちょっと違う答弁であったりすると、なかなか意見のすり合わせができないということで時間を費やしてまいりましたが、今回、初めて定例議会に参加させていただいて、草村町長のもとの定例議会に初めて参加をさせていただいて、議会運営の中においても、やはりその非常にそのわかりやすいように説明をしていただいておると。あとはこのわかりやすい説明をいかに私たちは議場から出て一般の町民の方たちに補足説明をしていくかということで、我々議員としても非常にこれは荷が重くなってきたおるんだな。今の議会というのは非常に責任が重大な状況に置かれているんだなということを感じました。そうして、草村町長といろんな政を、町の事業を進めていく中において、やはりその町長も言われたとおり、6年ほど前に高森のほうに帰ってこられているということでございまして、私たちも57年、今年で57歳になりますけれども、ずっと高森に住んでおった。ですから、高森の文化と高森に住まれておる人たちの気性というのは多少わかっておるつもりでございます。ですから、私としては、やはりその町長がやっぱスピード化でいろいろ進んでいかれる。そうしてまた、いろんな地域に飛び回れる。そして東京のほうにも行かれる。そうしていろんなその眠つておる補助事業をその中から高森にあうもの、高森に使えるものというものを的確に選別をされて持ってこられておる。それを私どもとしては歓迎をしていかなければならぬと思っております。しかしながら、そのもう少し私が議員に返り咲く前の8年間、町長になられましてからは4年間ですから、この4年間のことを考えますと、もう少しそのライフラインも大事ではあるんですけども、ソフト面においての事業についても目を向けていただきたい。そのような考えもございました。そうして今回の2期目の選挙に向かっての町長のマニフェストも見せていただきました。1期目はこうだったから2期目はこうされるんだな、こうやっていこうという気持ちがあるんだなということをマニフェストの中から見せていただきました。その中で、私が町長に申し上げたいことは、1期目の報告の中で、私の個人姿勢が書いてございますが、給与等については半分でよござりますと

ということで、最初の選挙で出馬されると。私は16年間議員をしておりました関係で町長の大変さをよく知っております。ですから、何でそのときにそういうことを言ったのかなと。やっぱり今新聞等で見れば、いろいろと公職についておる職員、いろんな方たちが公金を着服したり、横領したりということで新聞の記事をにぎわせております。私的な考え方からいきますと、町長の給与、または特別地方公務員、私たちも含めてですが、公職、非常に高いところにいらっしゃる方たちの給料が高い理由、公務員も一緒なんですかけれども、やはりその人のお金と自分のお金と間違えない。そして公金についてもちゃんと自分の金銭感覚をそちらのほうに持っていない。そういうふうな誤解を生じないためには、やはりちゃんとした所得保障をしておく必要があるということから、ある一定額の給与というものが保障されておったわけですね。ですから、町長が最初言われておった半額というのは、何でそういうことを言うんだろうなということで、私は思っておりました。今日先ほど質問した中で、やはりいろいろ考えておったこと、大変だなと思うことがあるというふうに私は受け取れましたから、それを反省をもとに、今率直に今回はちゃんとした所得保障を望まれておったからこのような予算措置がされておると思います。しかしながら、やっぱりその1期目の町長も2期目の町長も一緒にございますから、町長は町長でありますので、その点についてはですね、私は多方面、いろんな方面で説明をしていく必要があると思います。

それと、今お年寄りのことに対しても、子どもたちの子育てについてもちょっと触れられましたけれども、本当にその町内の老人、高齢者の方たち、子育てをしておられる親たちが、町長が考えておられるその政治の今回の行政の施策の中で100%それを還元されるかどうか。私は私なりに町長の言われることと、私が考えていること大体似通つますからいいことだと思っておるんですけども、ただ単には少数の意見もあるわけですね。ですから、その少数の意見についてもどのような形でくみ上げていかれるつもりなのかということをお聞かせをいただければと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼をさせていただきます。まず最初に、佐伯議員がおっしゃいました、予算のときの提案書、議案書についてわかりやすいという評価をいただきましたことは大変ありがたいなと思いますし、私は議員さんのようにキャリアがございませんので、前の2人の町長さんを見てきておりませんので、私はこういう形でやっぱりわかりやすく提案をしていくべきではないかと、そのことが

議会基本条例でも定められました、やはりその議会の皆さんもそれぞれ説明をしていかれるということにつながってくるのではないかなというふうに思っております。

1期目のことを御質問なされまして、ソフト面についてやはりもうちょっと目を向けていただきたいというのが感想だったということで、このソフト面については、またこのあとでも議員さんの言われるソフト面の施策についてもお聞きをしたいなというふうに、私自身もこれは思います。

給料についてでございますが、これは議員さんがおっしゃるように、やはり本来であれば定められたことに関してはしっかりいただくというのが当たり前の姿勢でございます。私も就任いたしまして、改選組の方は御承知だと思いますが、最初に前議員の甲斐正一前議員から御質問をいただいたときに、やはり何でそうかということを、同じことをお聞かれたときの答えとして、私自身はやはり気概だと、これは思いであるということが1点と。2点目が、その思いも報酬等審議会を経て議会の議決がなければこれは達成できないというのが2点目。それともう1点、これは個人的な気持ちになるが、やはり私と同世代の職員さんであったり、若しくは民間の会社さんの給料と比較すると、やはりこれは私自身、町民から認められたと、選挙では認められたんですが、期待感だけが先行しているというふうに私は体感をいたしておりましたので、そこに対して、私の方向性、姿勢をこの1期4年間は見せたいということを答弁をさせていただきました。その後ですね、報酬等審議会で速やかに戻しなさいというその審議の答申であったり、若しくは、議会議員さん、改選前の議員さん全議員さんの意をもって高森町町長の給料は元に戻すべきだという決議をいただいております。そういう中で、1期4年間は継続をさせていただきました。そして、そのことについても、やはり議員がおっしゃるように、しっかり各地で説明責任はするべきだということでございます。選挙の結果が無投票となりまして、遊説中に、もちろん遊説中のときの御挨拶の中ではさせていただいた地域もございますし、平成24年、25年の政策説明会のときにもそのことは私の言い方ではありますが、自分のほうから説明もさせていただきました。また、先般お話にあがりました、夕張の鈴木市長もですね、私と同じように給料の削減をなされております。しかしながら、そこに対して、やはり先輩の政治家の議員さんが、先ほど佐伯議員がおっしゃったことと全く同じことを鈴木市長にやはりこれは先輩からの教えということであると思いますが、言われておられたということも耳にいたしております。

今後少数意見についてという、その少数意見という部分でございます。その前に

ですね、議員さんが子育て、高齢化という問題点を今あげられました。そういう中で政策集に掲げていること、佐伯議員が現職でなされてた16年間の議会の中で発言をなされたり、提案をなされたりしたことは、私も一般質問の答弁書等々で拝見をさせていただいております。大変私が言うのも本当まだ年下の分際で不相応だと思いますが、非常に似ているところがあるというのは、先ほど議員がおっしゃったところでは、私も一致いたしております。そういう中で、その中でも少数意見というお言葉をお使いになられましたが、私は少数意見も、これも私は議員さんと同じ考え方じゃないかなと思いますが、個人的な感情が入った、何かそのしがらみがあったり、いろんなところ、そういう個人的な感情が入った少数意見というのは、それは私はどうかなと思います。本当に町のことを考えての政策提言、今まで先輩の議員さんたちがなされてきた政策提言であったり、行政マンが行政技術者として思う政策の進め方等々に関しては、やはりそれが少数意見でもそこはしっかりと耳を傾けなければいけないし、私が選挙のときにお約束をしておりました、人の意見をちゃんと聞くことという、そのことはやはりしっかりした個人的な感情が入らない提言に関しては、これは住民の代表である議会の議員さんの意見、しっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

長くなりまして申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。町長の答弁は長くなつても結構でございますから、十分町長の意見がですね、皆さんにわかるように答弁をしていただければよろしいと思います。

ソフト面についてということで、私が当時どのようなことを考えておったかということなんですけれども、当時から思っておったことは、高森町の老人世帯の主なその所得のスタイルというものが御存知のとおり、農業が主体でございました関係で、その要は、基礎年金だけの方たちがかなりの数いらっしゃるということですね。ですから、月に4万円弱の基礎年金、そして今は介護保険料、後期高齢者医療費、私たちのときから始まりましたけれども、そういう形で基礎年金からそれだけの額を引かれるもんですから、当然年金だけで生活をされているお年寄りは非常に苦しい生活をされておる。そして、かたや生活保護をもらわれている老人世帯の方たちは、大体聞いてみると6万円ぐらいが基本だそうです。そうしますと、月6万円ということになると、最初のスタートから2万円程度の違いが出てくるわけですね。ですから、お年寄りが一生懸命今までどちらも一生懸命生活をされてき

たんですけども、たまたま立つ位置が違うことによって生活に困窮されておる老人の方たちがいらっしゃること。その方たちに対してどのような今から施策をしていくかということも、私たちも一緒になって、町長と一緒にになって考えていかなければならないと思っております。例えば、老人の方の基礎年金だけの方たちには医療費を窓口の負担の分は無料にしてあげるなり、あと電気料は民間の九州電力ですからすることはできないと思うんですが、独居老人の世帯であったり、老人夫婦世帯であったりするところに簡易水道で水道を供給しておりますけれども、高森町が管理する水道でありますから、当然そのあたりについては基本使用料あたりを無料化できるかなと、そういうふうなことまでの、やっぱりお年寄りも住みやすいような高森町にしていくということも、私は過去16年間の議員生活の中を踏まえて、その当時も申し上げておりましたが、今議員をしてなかつた8年間では特にそういうことを思いついたわけでございます。ですから、やはりそういうふうなことは、町長として、執行部としてもですね、老人福祉のほうから考えていただきたい。そして、私が8年前まで議員をしていたときに16年間、おおよそ恐らく8年間ぐらい言い続けたと思うんですけれども、町長が言われておる観光立町ですね、これは私が一番考えておったことです。やはり高森町というのは、私たちがふだん踏みにじっておるんですけども、朝起きたときから根子岳が阿蘇山は見えます。ですから、当然なんですが、町外の方たちが高森町に泊まられて、朝、根子岳と阿蘇山を見られたときの感激度というものは、私たちの想像する、想像以上のものがある。そういう意味からして、私たちは宝をですね、今まで何げなく見過ごしてきた。その反省から、やはり町長が言われる観光立町、それに対してもいろんなソフト面、ハード面の施策というものは必要である。ですから、たかもりポイントチャンネルも必要であるし、観光のためのいろんな団体の活動の活発化をするためのいろんな施策も必要である。そう思います。ですから、その中において観光立町と私は組み合わせる。つなげるという意味でですね、当時、南阿蘇鉄道の経営が非常にひつ迫しておりました。ですから、当時、南阿蘇鉄道の運営協議会の委員長をしておりました関係で、南鉄を立野の終点じゃなくて大津終点にしてくれと、始発終点にしてくれという話を申し上げたことがございます。そうしたときに、南鉄にJRからおいでになっておった役員さんが、「手続上、非常に難しい」というふうなことをおっしゃっておられましたので、それはそれとして解決できることではないかということを言っておりましたけれども、それからもう10年ぐらい、まだ南鉄については、未だかつてレールバスを走らせてトロッコ列車を走らせておると。ただ時間割

は変わっておるけれども、運行形態については何ら変化がない。そのような中で観光立町といつても、車で来る方たちは立野57号線4車線化しましたからよろしいんですが、やっぱり車を持たない皆さんたちについては、公共的な運行企業、要するに、JRなり南鉄なりを利用してこなければならない。またバスを利用してこなければならないということになれば、なるべく簡単に高森町に来れる方法を模索する必要が私にはあるというふうに考えています。ですから、この件については、10年前から置き去りになっております。せっかく町長が観光立町と言われるのであるならば、やはりそのあたりのことも十分に、その当時の議事録もありますから読まれて、やっていただければ、新聞で見ますとJRもどうやらもう100%民間になるということでございますから、そうなってくると以前言っていた言葉は恐らく今は出てこないと思いますので、その点についてもよろしくお願いをしたいし、その点について、町長のほうが今私が申し述べたこと、あなたが考えておる老人福祉、それと観光、どのようにすり合わせができるのか、その辺りについての御返答もいただきたいと思います。

それとあと一つ、ちょっと厳しい話になるんですが、私の倫理観についてということで、町長のマニフェストの中にございます。非常にその私は町長としては、その事業展開、予算の獲得する、それにその予算の性質、十分熟知されて、今までにないような県の補助金もつけておられるし、国の補助金もつけておられる。そして、町の起債も極力抑えた中で事業展開をされておる。それは大変喜ばしいことであると思うし、私は100%評価をしなければならないと思います。しかしながら、やはりその最初1期目も言われておった倫理、政治倫理のことについて、あれは私が議員時代に、平成18年に一応考えて、同僚の議員と考えて作り上げた政治倫理でございますが、当時は町長もある種の事業家でございましたから、町長と議会議員も一緒に含んで政治倫理に加えようということでやったわけですね。ですから、今回も私はそのようなつもりでおります。しかしながら、今回性質が違うのは、私たちが考えておるように、町長自らが事業をされておるわけではない。親族の方がされておるということです。しかしながら、私が一番本当に残念なのは、町長が一生懸命取ってこられた予算をそのようにして土木工事にしろ、いろんな事業にしろですよ、親族の企業の方たちが入札ですから、これは入れた札の金額が一番安かったから、落ちたからこれはもう仕方ない、だからしなければならないんですけども、そうなったときにですね、町長の評価が少し下がる。そのようなことは、私としては余り喜ばしいことではないんじゃないかなと思っております。ですから、せっか

く町長が一生懸命東京まで行く、県まで行き、そして下げないでいい頭を下げ、そして一生懸命述べられて持ってきた予算、100%町民の方たちに評価していただくためには、私はその辺も十分注意をしていく必要があるのではないかなど、考えていく、注意じゃなくて、考えていく必要があるのではないかなどと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まずソフト面のことについてお答えをさせていただきます。

老人世帯の所得ということで、例として、佐伯議員があげられたと思います。確かに基礎年金のみ世帯の方、そして、私は議員さんですね、今回選舉に出られたときの遊説も途中でちょうどそれ違いのときにお聞きいたしました。全く同じことを、今おっしゃったことと同じことをおっしゃられておったわけでございます。お年寄りややはり住みやすい町づくりも、当然同時に並行して子どもの育成と考えていかなければいけないのではないかという中で、医療費の負担、若しくは電気代、これはまあ九電のことでございますから、逆に言いますと、今やらなければいけないことは、例えば、資源がほかの自治体と冷静に見比べたときに、高森町の稼ぐ施政としての資源というのが何があるかということを明確にこれは捉えて、例えば企業進出であったり、そういうことはやっていかなければいけない。その中ですね、稼げることができた場合は、稼がないといけないし、稼げることができた場合には、先ほど議員が提案なされた一部の医療費の負担であったり、例えば、電気代のことであったり、若しくは、この水道料のことなどでございますが、大変これは特別会計、もちろん財政的にも厳しいわけでございますが、そういう中でも何かやらないと掛け声ばかりではどうしようもない。要は、自治体が稼ぐのか、そういう企業に稼いでいただいて税金を私たちが得るのか。その今度は逆に言うと、使い道をしっかり議会が、若しくは住民の方が、住民の代表である議会議員さんの御意見であったり、提案であったりしたことをそれをどうやって組み込んでいくかということが、私はこれからはどこの自治体にも求められますし、特に高森町はいろんな形ですね、今よく言われるそういうエネルギーの部分であったり、資源の部分だったりする部分は、ほかのところよりも少ない部分がございますので、やはりそこはできことをやっていって、稼いだらその結果、制度設計をしっかりしてそれを公表するというこのスタイルをやっていかなければ、事実上言っただけで、言いっぱなしに終わるだけで実現は不可能かなというふうに考えております。ただ方向性としては、そういうふうに考えております。

観光立町に関しては、これも私お聞きいたしております。議員さんが16年間務められたときに、私と同じ言葉を使われておったということをお聞きいたしております。観光立町ということが必要だと。高森にはそれしかないと。朝起きたら自然に目に入る根子岳、やはりこの感動というのは、ほかの住まれている人よりも、逆に言うと外の人のほうがそこは体感できる、よく理解されているというお話を聞いたこともあります。ですから、条例を制定してですね、それも議会議員に、議会の方に諮って条例制定をしていただき、そして、その条例に基づく政策計画をつくったということでございます。その中で、一つ一つを丁寧にやっていかなければいけませんが、目の前で特に先ほど南阿蘇鉄道のお話がありましたので、非常にですね、当時の提案としては画期的だったと思います。大津を始発終点にする。もうおっしゃるとおりだというふうに思います。私が多分民間から来たとするならば同じ提案を当時してたのではないかなというふうに思いますし、考えました、そのことも。JRが民営化するということが一つですね、これはきっかけの部分に値するのではないかというふうに思っております。南鉄は、議員さんが委員長なされたときと同じでありますて、年々これは通学圏内の変更もございましたので、社会の変化もございましたので、鉄道よりも車、また若しくは就労も高森町、南阿蘇ではなく菊陽、大津というふうに変わってきたところもございまして、その中で鉄道を利用しないお客様が通勤・通学の方が多くなってきたのも事実でございます。このことは御承知だと思います。しかしながらですね、一方ではトロッコ列車が現時点では昨年より約2万人入り込みも増えているということでございまして、観光立町基本計画の中で南阿蘇鉄道とのタイアップの部分はうたわれておりますし、やっていかなければいけないんですが、やはり政治というのは、その計画に一つ一つ基づいてやっていくときと、議員さんがおっしゃる決めなければいけない、これを前に倒してでもやらなければいけないということは、逆に言いますと、私は今高森駅前、わかりやすさであったり、高森駅前からどこにどの方向につないでいくかということを真剣に考えていくというのは、私は前倒しでやるべきではないかなというふうに考えております。

あと倫理観ですね、倫理に関して、大変お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。予算は一生懸命、私なりにできる手法で取ってまいりました。1期4年間。それと財政に関しても臨財債、臨時財政特別債を増やす、ある意味これは100%の交付税ですので、逆に言いますと、四十数億ある分が半分ぐらいになるぐらい臨財債を増やすと。それと財調も通常の考え方であれば、余り増やし過ぎても

どうかという考えがございますが、日本全国私たちの高森町の自治体で見てみましても30億だの50億だの80億だの財調持っている自治体も現実にあったんです。そういう中で交付税もカットされておりません。要は、高森町との違いは何だったかと言いますと、冷静に判断しますと二十数年ぐらい前からそういう財調をたくさん蓄えている町というのは、国の補助事業であったり、国の選定を受けた事業に取り組む、継続性がある事業に取り組む、そして採択を受けていると、そういう自治体は非常にですね、それから以降の補助金が増えて財調も増えてきているというのが、私は要因ではないかなと思っております。私が非常に感銘を受けたのは、25年前から国、国土交通省、当時建設省であったり、自治省であったり、いろんなところとの交流人事を、交流というか、職員を行かせる、行かせて向こうから来ていただく、出向を受け入れるということをやってた自治体ということに関してはですね、私はこれはもっと前に真似をするべきだったのではないかなというふうに思っております。その中で、予算の中で倫理観にする考え方でございますが、ここに私が明示しているとおりでございます。もちろん議員が一番御承知だと思います。法律、これは地方自治法で首長は兼業を禁止されておりますし、その中で作られた政治倫理条例、高森町の政治倫理条例は、先ほど議員が現職のときに議会でお作りになられたということでございます。その経緯に関してはですね、中身に関しては、私はわかりませんが、その条例を見ますと、私がですね、私個人がそれに触れることはございませんし、もしそうとするならば、それはやはり議会でしっかり建設委員会もありますし、全協もありますのでお諮りしていただければというふうに思っております。そういう中で、今後倫理観についてどう思われるかということでございますが、私自身が法に触れていないということを大前提に言いますと、100%では注意してほしい。100%注意してほしい。考えていく必要性があるということは、議員が今おっしゃられたわけでございます。だから私も考えまして、2期目のときには、そもそもがどうなんだということをしっかり考えたわけでございます。特定の会社、私の親族が経営するという表現でございましたが、代表者は違う、若しくはそもそもですね、私は株も持っていないし、関係したことがありませんし、議員は多分御承知と御理解をしていただけると思いますが、余りその部分に私たちの世代というんですかね、余り深くですね、そこをがちがちに考えるようなことは私は余りしておりません、現状で。やっぱり親から独立するものであって、私は人格の違いはこの部分に関してはあるのではないかというふうに判断をいたしております。そういう中で、1期4年やった中で、やはり法を、自治法を守る。その上での

政治倫理条例、その政治倫理条例もクリアしていると、何もないとするとするならば、首長としての考えはこの特に倫理観に関しては、議員がおっしゃるように、常に考えていいという姿勢は受け止めます。考えなければいけないということは受け止めさせていただきたいというふうに思います。しかしながら、ここに書いてる私の考え方、この工事に関しての、内容に対しての考え方というのは、これは私個人の考え方でございますので、ここは変えることはないというふうに思っております。

長くなりまして申し訳ございません。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。もう人は100人いれば100人の100通りの考え方がございます。ですから、何がいいのか、どうすればいいのかというのは、それぞれの皆さんたちがそれぞれで考えてやっていけばいいわけであります。しかしながら、やっぱりその中においてなるべく一定のラインを決めようということで政治倫理条例ができあがったわけで、この件については、議員については確かに厳しい条例ではございますが、町長については、自治法の142条あたりにある関係私企業からの隔離ということでうたってあります。ですから、そうなってきますと、当然今町長が答弁されたとおりでありますので、法に照らし合わせれば問題はないわけですね。しかしながら、私が先ほど一番最初述べたとおり、一生懸命やっていらっしゃるならば、やっぱり町民の皆さんたちの評価が一様にどんどんどんどん上がってきほしいと、私は思うわけですね。町長が高森町の町長を3期、4期、5期、高森町の町長をしながら最後には政治家を引退するということになるのであるならば、それはそれとして私は納得するわけでございますけれども、私は、こういうふうに一番最初言った、私はアナログの人間で、こういうふうに議会がデジタル化していることに感激をしたと言ったんですが、非常に鋭い行政運営で、非常にスピーディな、わかりやすい、私は行政運営をされておるこの政治家が、高森町に留まるべきなのか、留まらざるべきなのか。これは先のことでありますけれども、しかしながら、非常に惜しい。そうするならば、やはり以前申し上げましたけれども、もし選挙があれば必ず高森町は55%から60%、6割対4割、5割5歩対4割5歩の選挙をいたします。ですから、できれば町長が町長として4年間職務を執行されてきたときに、じゃあ違う選挙に出ますよと言ったときに、高森町の有権者の8割ぐらい、贅沢を言うなら9割、贅沢を言うならまた100%に人たちが、それぞれうん立派な町長だからねと言って、違う選挙にでも出ていったときには、それだけの票が獲得できるようにする。そうするためには、やつ

ぱり少数の中でそういうことを見ておられるその町民の方もいらっしゃるわけですから、そのあたりの倫理観については、私は町長は町長のスタイルがあると思いますから、あんまりとやかくは言えないと思いますけれども、考えていただきたい。そうすることで、私は町長がより一層成長をしていき、より一層の評価を受け、大きな政治家になってくれるものだと思っております。

それと先ほど老人のソフト面でお話をしました。ある程度の財源が確保できればということですので、ひと・まち・しごと地方創生の中でいろんなその事業展開のこともありますが、やはり規制緩和ということも必要になってくると。その規制緩和が高森町でできれば、もしかしたら新たな財源確保も私はできてくると思います。一つは、やはり今ちまたで騒いでおる自然エネルギーの問題、それについては、やはりその高森町が海に面しておれば、また大きな川があれば水力発電所なり、火力発電所をつくり苓北の町みたいに一時期不交付団体、今でも不交付団体でしょうか、そのような自治体になる得ることもできる。水が大量にあれば原子力発電所も、地域の理解があればできる。しかし、もう今は電子力発電所は国レベル、世界レベルでも不要論が出ておりますからそういうことは無理である。そうなったときに、新たな産業を呼び寄せると言ったときに、芹口議員も言われましたが、ほとんどの大企業はアジア圏のほうで新たな製造を始めていらっしゃいます。した中で、7,000人程度の町、労働力が非常に厳しい町においては、新たな産業を誘致するということはかなり厳しい、そのあたりにおいて、今後考え得ることは、やはり農業を相手方にした新たな産業、それと観光業、それとあと一つはやっぱり自然を利用した再生可能エネルギーの誘致等ではないかなと思っております。そうすることによって、やはりその新たな財源も生まれてきますし、新たな高森町の抱える問題への財源、お金の投入ということも可能になってまいりますから、その点についても町長のお考えをよろしくお願ひいたします。

政治倫理についてはもう結構です。私の考え方述べましたので、よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、ソフト面の事業の政策の話から議員の御提案がございましたように、現状に関して、若しくは過去から今までに關しての企業誘致であったり、例えば、企業進出であったりすることに関しては、私よりも一番御存知だと思います。そういう中で、この高森町の現状を見据えて、じゃあ本当に産業を生み出せるのか。何か大企業が入ってくるのかと。それは厳しいだろうと、それは多分御

経験にも基づくものだと思いますし、現状、私も厳しいところはあると。しかしながら、やるとするならばこの先ほど芹口議員がおっしゃったように、受け入れ態勢の基盤整備、その基盤整備をつくらなければいけない。その基盤整備の一つが、今議員がおっしゃった規制緩和であったり、そういうものであるかというふうに思っております。自然エネルギーのこの事業に関して、事業というよりも民間の事業に関して私がとやかく言うことはできませんが、一つ、規制緩和をするときのやはり問題がございますのは、もちろんよく言われる、例えば、農地転用であったり、いろんなことがございます。そういう中で、大きい面積に関しての転用に関してが非常に厳しいということがございます。今後、国がどういう方向性を示してくるか。若しくは、県がどういう方向性を示してくるか。どういう形で示すかということは不明ではございますが、やはり大事なことは、その地域地域にあった企業の進出、企業の誘致、若しくは産業を生み出すこと。このことが冷静に考えなければ、やはり先ほど申し上げますように、10年後、若しくは2040年のときに人口であったり、いろんなことを考えますと、そこは冷静に、ただできないことを夢のように言うのではなくて、できることから始めていく。できるために整備をする。整備の一環が規制緩和だったらそれはそのとおりにやはり県にも国にもお願いをしなければいけない。しかし、そこにはルールがあるので、ルールを乗り越えるような努力は首長としてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） どうもありがとうございました。本当に私は今までですね、2人の町長さんと議会でいろいろと議論をさせていただきました。その中で、今回3人目、草村町長と議論をさせていただきました。質問する前に反問権をフルに使っても結構ですよと申し上げておったんですけども、残念なことになかなか反問権もございませんで、しかしながら、その中で私の意見は意見として言わせていただきました。今後においては、私は草村町長にはまだまだ大きな政治家になっていただきたいと。この動く力、そして考えるスピード、これをフルに利用していくば、恐らく南阿蘇、阿蘇で熊本3区で、城北地区で宰相と言われる、私は町長になる、政治家になるというふうに私は見込んでおります。ですから、是非ともあなたのされた仕事の評価というものが6割ではなくして、8割、9割に町民の方たちからしていただけるように考えてやっていただきたいと、トップダウン、非常に素晴らしいリーダーシップがございます。トップダウンが見るほうによってはワンマンととられる可能性もございますけれども、その辺には十分気を付けられて今後の町

政運営をお祈りいたしております。今日はありがとうございました。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

2時5分より再開いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） こんにちは。7番 森田です。

まずははじめに、町長の2期目当選おめでとうございます。私たち議会も今後行政と一緒にタイアップしながら頑張っていこうと思っておりますので、よろしくお願ひしときたいと思います。

今回通告しておりましたとおり、空き家対策ということで、4つほどの質問をさせていただきます。空き家の所有者の現状はということで、第1問。2問目に、空き家の活用を今後どのように考えておられるのか。3番目に、別荘等の空き家現状確認は。また、確認できていない空き家の対応はというようなことで3番目に質問いたします。それから4番目に、空き家の特別措置法が国において全面施行されたということで、この最後に町長のほうから答弁のほうをお願いいたしたいと思います。

はじめに、今回この質問をするに当たり、町内のいろんな人の会話の中で、空き家の話をたくさん聞いたわけでございます。隣の家が空き家なので、たまに夜も眠れないと。ときたま物音がして怖い。それから、犬や猫が空き家の中に入りしていると。もしも空き家で火災が発生したらといった話をよく耳にしてきました。適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。また、地域住民の安心・安全、生命、財産を保護するとともに、生活環境の保全も考えていかなくてはならないと思います。そこで、町において空き家の身元の確認は全員とられているのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 7番 森田議員の御質問にお答えいたします。

空き家所有者の現状はということと、空き家の身元確認、空き家の所有者の確認ということでよろしいですかね。町としましては、平成25年、26年におきまして、総務省の全額補助事業で熊本大学工学部建築学科の協力をいただきまして、草部、野尻地区に限って空き家の調査を実施しております。個人情報の関係上、空き家かどうかわからない物件は、調査の段階では所有者を調べるということができないため、所有者の把握は行っておりません。また、各地域の駐在員さんに協力をいただき、空き家の数、現状についての調査を行い、あわせて、空き家について熊大のほうから利活用の提案をいただいているところです。また、今年度もですね、総務省の全額補助事業を活用しまして、過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業に取り組みまして、高森色見地区の空き家調査を実施する予定としております。議員の質問の中で、空き家の身元確認は全員とられているのかということですけど、現時点におきまして、空き家の所有者の確認はできておりません。しかし、国におきまして、先ほど議員からも言われたように、空き家等の対策の推進に関する特別措置法が昨年11月に公布されております。この中で市町村は空き家等に関するデータベースの整備、その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講じるよう努めるものとするというふうにうたわれています。このようなことから、今までに調査した結果をもとにですね、今後は空き家と予想される家屋の電気、ガス、水道の使用状況とか、建築物及びその敷地の登記状況の情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。また、役場内の関係課が情報を共有することができるよう個人情報の保護の観点等を含め、必要な措置を講じることといたします。以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。今政策推進課長のほうから空き家の確認は取られていないということが言わされました。25年、26年、熊本大学のほうで提案されて所有者の確認を行ったということでございますが、確認ができるていないのならばその中で危険な空き家などの件数はどのくらいあるのかをお尋ねします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 草部、野尻地区につきましては、調査を行った結果、約250件ぐらいの空き家は存在するという熊大からの回答が出ております。その

中で活用できる空き家が25件だそうです。ですから、250件のうち、外観から見た時点ですね、かなり厳しく危険な空き家はその中に存在するものと思われます。以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 草部、野尻地区においては250件、その中で25件が活用できる空き家があるというようなことでございます。恐らくですね、すみません、高森町内においてもですね、今話されましたように、恐らくそういう危険な空き家が私はたくさんあると思っております。先ほど私が話しましたように、特に火災、これは特に私も心配しております。今後このような行政においてもですね、チェック機能なりを無事検討されまして、空き家の管理をよろしくお願ひしておきたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

現在、町において空き家の有効活用はされております。信用組合跡では、子育て支援センター、それから小林医院跡は社会福祉協議会などによって利用されています。町内の中には、補修、修繕などをすれば利用価値のある建物がたくさんあると思います。今後高齢社会どんどん進んでいきます。中学校跡を利用しての福祉施設や1戸建ての宿泊施設など、古い建物を地域の財産として有効に使うものもあるのではないかでしょうか。いろんな対策、アイデアを出し合い、検討などをされていると思いますが、対応策として空き家の活用を今後どのように考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。空き家の活用対策ということですけど、昨年度行いました空き家調査の結果、熊大の工学部建築学科のほうから実際に空き家活用のモデルとなる空き家整備を、モデルとなるものをしたらどうかという提案があっております。この中身としましては、空き家整備を町の中で行い、住民の方に実際に空き家の活用方法を見ていただくとわかりやすいという提案であります。同意が得られましたら物件につきまして県や国等の事業を活用し、ゲストハウスや住民のための住宅、サテライトオフィスなど、熊大工学部建築学科と連携し、まずは空き家活用のモデル整備を図っていきたいというふうに考えております。具体的には、先ほども申し上げましたように、駐在員さんの情報と実際に熊大が行った調査により、先ほど言いましたように、草部、野尻地区で25戸の活用可能である空き家があるというふうに報告がっておりますので、その利活用の方

法としましては、地域のサロンとかコミュニティ施設として利用、または移住とか定住の住居、またネットオフィスとかサテライトオフィス、またはアトリエカフェとかが考えられます。アトリエカフェにつきましては、地域住民、観光客、移住・定住者が利用するようなカフェとなっております。以上のようなことが考えられております。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 只今政策推進課長のほうから空き家の整備、見に来ていただきたいと。それから、地域のサロン、また永住、それからカフェなどをつくって今後地域住民に利活用してもらうというような話ございました。私はですね、本当に思いますならば、今課長から話がありましたように、そういう対応も大事じゃないかと思いますが、やはり地域住民のことを考えるとですね、その空き家をですね、どうにかしてくれという話が大変多ございます。行政のほうでこう的確に処理するというようなことは大変難しいと思っております。しかし、やはりですね、住民のことを考えるとそういう検討を今後されていかなくては空き家もこうどんどんこれからまた高齢社会になっていますので、大変多くなってくると思っております。その中で、今課長が言われましたように、大変草部中学校なり、それから色見の上色見小学校、あそこが今NPO法人で使われております。どのような今後活用をされるようなこう検討はないのか。それから、補修、修繕などの仕方ですね、1戸建ての空き家の活用されるような空き家がないのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 今、森田議員言われましたように、上色見小学校跡地につきましては、NPO法人の阿蘇フォークスクールが活用しております。この前そこの総会に行ってまいりましたが、やっぱりかなり傷みが激しくて屋根とかの修理等も必要になってきているというふうなことは伺っております。そのほかに公共施設としましては、草部南部小学校がございますが、これももう閉校になってから十数年たつということで、かなり傷みが激しくなっておりますので、これを活用して何かをするということは非常に厳しい状況であるというふうに考えております。その他の個人の住宅につきましては、これはもうどうしてもやっぱり所有者がいらっしゃいますので、その方たちの承諾を得ないことにはどうすることもできないわけですが、今回、法律の施行によりまして、町が、あとでお答えしますけど、町が施行できる方法もてきております。そのようなことを大いに活用しながらですね、今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） よろしくお願ひしておきたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

別荘地の空き家の現状確認はということで質問いたします。皆さんも御存知のように、3年前の北部災害において上色見の前原、中原が土石流災害に遭いました。まだ1人の方が行方不明ということで、あのとき災害は、現在こう根子岳を見ますと、わかるように、大変な災害でございました。もしもあの土石流が別荘地のほうに流れていたらどうなっていたかということを今考えますと、本当に怖い思いがします。現在、復旧工事のほうが進んでおり、地域の方々も安堵感がみられるようになりました。まだどのような災害が起きるかわかりません。現在、梅雨の時期で大雨の警戒も心配されます。そこで、別荘地の空き家の確認は厳しいと思いますが、どのくらい空き家があるのか、また連絡や対応は町としてどのようにとられているのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 先ほど申し上げましたように、一般住宅の空き家の所有者の確認もできていない状態でありますので、別荘については、なおかつ難しい状況になっております。別荘においては、不動産会社が管理している建物もあります。また、個人管理でも週に1度とか、月に1度とか、年に1度来られる方もいらっしゃいます。そのような別荘は空き家としての取扱いはできないため、空き家か空き家でないか区別がさらに難しくなります。法の指針によりますと、空き家等とは、建築物等が長期間に亘って使用されていない状況をいい、例えば、おおむね年間を通して建築物等の使用実績がないことは一つの基準と考えられています。先ほど申しましたように、別荘が長期間使用されていないものも存在し、また、不動産会社が適切に管理されているものは空き家等には含まれず、非常に空き家等の判断が難しいと考えられます。各地域での調査や聞き取りで空き家としてあがつてこない建物であれば、少なくとも特定空き家等でないことが考えられることから特段の対応は考えておりません。特定空き家等とは、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態である建物や著しく衛生上有害となる恐れのある状態、また適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家等を、先ほど言いました、特定空き家等というふうに言います。以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 個人の空き家もままならないということで、ましてや別荘のほうはまだ確認もされていないということでございます。私が何でこの別荘の話を聞いたかというとですね、御存知のように、ああいう災害があったあとに連絡が取れない。また、誰が住んでいたのかわからないというようなことではですね、町の対応としてもこれは大きな災害があった場合は大変厳しい状況になるんじゃないかと思っておりますので、その点についてもですね、今後やっぱ町としても素早く対応をお願いしておきたいと思います。

続きまして、4番目の質問に入っていきたいと思います。

先ほど政策推進課長のほうから少し話がありましたが、国において空き家対策の特別措置法が全面施行されました。市町村は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できること。そして、倒壊や衛生上著しく有害となる恐れがあるといった特定空き家を自治体が決め、改善を求める仕組みがスタートし、判断に至っては立入りの調査、権限も明記されております。所有者に修繕など段階的に指導、勧告命令もできる。行政代執行による強制撤去の指定も設けられました。特定空き家の判断基準として、屋根や外壁が大きく傷み、多数の窓ガラスが割れたまま放置、立木が落ちて隣地に大量に散乱、ゴミの放置などで悪臭が発生した空き家、その他いろいろな規定が設けられました。町として、このような空き家にどこまで立入りができるのか。また、どのような対応を今後していくのか、町長のほうに質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、私へのお祝いのお言葉ありがとうございます。また、議員におかれましても再選おめでとうございます。

空き家対策で、そもそも議員が最初におっしゃられた、街中の住民の方、町民の方がですね、非常に不安に思われている話をよく聞くということで、これはもう私もよく聞いております。それは一緒であります、というのが1点と。2点目に、当然そこに付随するものは防犯対策であったり、防災対策が不安だなという住民の方の思いがあるというふうに思います。と、もう1点、観光立町を目指す高森町といたしましては、これは見た目の景観の問題も実はあるわけでございます。この3点をですね、1期目の途中、2年目のときに観光立町のほうに向かっていく中で、やはりこの空き家に関しては、いろんな今言った3点を含めてのこれ対策を将来やらなければいけないなということと。もう1点は、2025年には試算されているよ

うに、高齢者の方が生産年齢人口を上回ると。これはものすごく大きなことでございますので、やはり 10 年後に対するアプローチも施策として組み込んでいかなければいけないということが考えておりました。その中ですね、25 年度の緊急経済対策で過疎集落等自主再生対策事業という総務省の採択事業に応募をいたしました、これも議会の承認をいただきましたが、全額補助、800 万円から 1,000 万円ぐらいだったと思いますが、全額補助で先ほど甲斐課長が答弁した事業を 25 年、6 年でさせていただきました。その際に、大変総務省の職員の方にはお世話になったなと思います。その結果を先ほど課長が御報告をさせていただき、今年も総務省の全額補助事業の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に取り組むということで、今度は野尻、草部だけでなく、高森色見地区の空き家調査をこれから実施する予定でございます。出向されている定光補佐におかれましては、大変御協力、御尽力をいただきまして、プレゼンテーション、もちろん提案の段階から非常に力を貸していただいたことに関しまして、また、定光さんの先輩、総務省の先輩の方にも大変御指導いただいて、採択を受けたことに関しまして、また議会の皆さまが御理解をいただいていることに関しましてありがとうございます。その中で、簡潔に申し上げますと、この特措法の内容について、これは行政として先ほど法の下という言葉を私使っておりますので、これ実はこの特措法の中ですね、非常にしっかりと法律が書かれております。わかりやすく言いますと、この特定空き家等に該当するかどうかの判断を自治体がやれば特措法に基づいて何か形ができますよということなんです。ただし、やはり一方では、この個人情報の観点、個人情報保護の観点を最重要の課題というふうに位置付けなければ、この判断も何もないのではないかというふうに私自身は考えております。先ほど午前中にも御質問がございましたが、やはりそこの部分は大変重要なものじゃないかなというふうに思っております。そして、幸いですね、先ほど申し上げましたように、色見高森地区の空き家調査がこの補助事業、採択事業によって終了いたします、本年度でですね。これで外觀から見た空き家調査ということはすべて完了になるわけなんです。だからこそ議員が御質問なされたと思います。それからどうするんだということでございますので、法ができた以上は、その法に基づいて判断をして執行していく。しかしながら、その前段として特定空き家等に該当するかどうかの判断には慎重を期さなければいけない。その慎重の一つが一番最重要課題が個人情報保護の観点をやはり一番ここは考えなければいけないというふうに考えております。将来、先ほど申し上げますように、2025 年には生産年齢人口を高齢者が

上回るということでございます。ですから、法ができた、これは国の方向性でございますので、その中でしっかりと町として判断をするには、町として考えなければいけないことを肝に銘じながら判断していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 私は今日は新聞の切り抜きを持ってきたわけでございますが、全国にもですね、現在、こう820万くらいの空き家があるというようなことでございます。先ほどから町長が言わわれていますように、急激な人口の減少と高齢化ですね、今後放置される物件はさらに増えて、今後空き家問題が大変な問題になってくると思われます。ある程度今後ですね、思い切った対応も考えていかなくてはならないと思いますが、この点について町長の答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 思い切った対応という例が余り、どこが思い切るかということに関しては、やはり法の下、しっかりと個人情報を守った上で判断をしていく。これが私にとっては思い切った判断になると思いまし、議員さんが言われる思い切ったという部分とは違うかもしれません、高森町としては、法の下、しっかりと守らなければいけないことを守った上で施行していくという方向に何ら変わりはございません。以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 今町長のほうから答弁をいただきました。私は思い切った空き家の対策というのは、ある程度危険な空き家、それから先ほどから話をしていますように、調査してこれは危険だというような空き家をですね、特に思い切って、私は今後考えていいってもらいたいと思っています。今後町においてもいろんな空き家対策、いろんな問題が出てくると思います。先ほどから言っていますように、思い切った対策をとられ、明るい高森町の観光立町を目指してもらいたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（田上更生君） 7番 森田 勝君の質問を終わります。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。6番 立山です。

今回の質問は、草村町長、2期目ということで今回も政策集を出しておられますし、政策集のあいさつの中では、その後に、これまで以上に「スピードは最大の付加価値を生む」を実践され、誇れる町づくりを実践するために、決められない政

治から決める政治を前面に押し出しながら全力疾走することを誓うとされております。このことを背景に、政策集をどのように実現していくのか質問いたします。

要旨として、①挑戦4の地域産業が元気な「町づくり」の中で、その基本理念として矜持力・稼得力・持続力・交流力・文化力を挙げてありますが、その一つひとつについて、具体的にどのようなことをされようとしているのか。②挑戦3の行財政改革を実現する「町づくり」の中に、目標3で「組織パフォーマンス最大化の実現」ということが挙げられており、例として「職員の成長を応援するバックアップ制度の構築」とあるが、これはどのようなことかのこの2点を質問いたします。

先ほど①で述べたとおり、矜持力、稼得力、持続力、交流力、文化力、その一つ一つについて具体的にどのようなことをしようと、されようとしているのか、具体的な実施例を示されながら述べておられますが、その意味合いをどのような場面で活用されていくのか御答弁ください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えを申し上げます。通告どおりの御質問でございます。

まず、当選のお言葉ありがとうございます。また、議員におかれましても再選おめでとうございます。

政策集をどのように実現していくのかという中で、絞って1、2というふうに挙げられております。やはり大事なことはですね、スピード感を持ってやっていくということは、先ほどよりの一般質問でお答えをしております。その中でですね、このお答えをする前に、私が思うことを今ちょっと手書きをしたわけでございますが、情報公開と説明責任と法令を守るということが重複された時代になったと。政策決定の過程で、今までではですね、決まるまでは表に出せませんという形もあったと思いますが、それを決めるプロセス、経緯も公開しますということが何よりも大事になってきた。その上で実現をしていかなければいけないというふうに思っております。そのことは、過去議員さんになられた方は皆さん多分言われてきたことだというふうに思います。そういう中でですね、実現の方法として、自分の立つ位置として町長という立場を先ほど先輩議員さんからのアドバイスがあったようにしっかり考えなさいということと、やはりトップダウンでも、私は4年間トップダウンという意味よりも、どっちかというとトップダウンの中でも楽隊、オーケストラみたいな感じの雰囲気がなければやっぱりやっていけない。要は、話をそこでやらなければいけないという感覚は大事じゃないかなというふうに思っております。その

中で、実現していく中で例として掲げさせていただいた目標もございますが、そもそもこの挑戦4、地域産業においては、やはり商工業、特に農業、高森はやっぱり南郷谷もすべてそうでございますが、やはり農業というのは一番じゃないかなというふうに思います。そういう中で、農林水産省から出向なされておりました藤原審議員と職員が一緒になって、また農家の方が一緒になってつくられました。そして議会にもちゃんと諮られました、高森町新農業プラン、これが活力ある産業を育むプランというふうな位置づけをいたしまして、その中で基本理念として矜持力・稼得力・持続力・交流力・文化力というのを挙げさせていただきました。

その基本理念のもと、目的としてはこれも複数あるとは思いますが、やはり若い農家がですね、将来に期待が持てる、希望が持てる農業をやっぱり目指したいというふうに思っております。その目標の中で掲げております、議員のおっしゃるこの矜持力・稼得力・持続力・交流力・文化力と、特に矜持力に関しては、今現在も行っております、目標に掲げております、阿蘇高森産の農産物を認識できる仕組みを構築すると。この大事なことは、ただ高森産ということをアピールするだけではなく、それを消費者、日本全国にわかりやすく訴えることができる。認識をしてもらえる、その仕組みづくりが大事なんだと、仕組みの一つがホームページであったり、インストラであったり、若しくは、たかもりポイントチャンネルであったり、若しくは横軸連携の都市との交流であったり、若しくは縦軸連携のこの協定等におくやはりアピールの部分ではないかなというふうに思っております。この認識ができる仕組みを構築するというのが大変難しくて、ただ認識するだけだったら今までの政策であったり、いろんなことでやられていると思います。この構築をするということが非常に私は矜持力、稼得力につながるのではないかというふうに思います。また、その認識をさせるためには、高森農業の見える化を同時に促進しなければいけない。この見える化というのは、よく言います、例えば生産者、もちろん今コードでわかるようなシステムになっておりますが、よりそれを見る化を促進しなければいけない、それがつながるのではないかというふうに思っております。この農業塾、1年間開催いたしました農業塾で藤原君もよく言っておりました、また、農家の方も言っておりましたが、このオール世代の技術の継承、技術を継承することによってそれが継続につながり、最終的には誇りにつながると、町の農業の基盤産業をしっかりと、農業という基盤産業をしっかりと自分たちが担っているんだというところはそこから出てくるんじゃないかという若手農家の意見が大変多かったわけでございます。だから、このオール世代間での、オール世代間というのは、農

業を目指して一つの職業として稼げる一つの職業として目指す世代と、昔からの日本のこの文化・歴史の流れの中でやっぱり農業を継がなければいけないといって継がれた方との意思のこの空間というか、このギャップをやはり埋めるべき、これが私は最終的に矜持力に向かっていくというふうに思っておりまます。政策としては、集落営農の組織化、法人化で大変地域にお世話になっている地域もございますし、それは稼得力につながっていくと。また、積極的な補助事業への取り組み、これは農業のみならず、これが稼得力にもつながるというふうに思っておりまます。

先ほど午前中に答弁いたしました、ＩＣＴを使ったその先進的な取り組みは、やはり大事であります、特に農業に関しては有害獣の対策に関しては、これは積極的に取り組まなければいけないというふうに思っておりまます。

また、商工業との連携ということは必要でございますが、これは例としては、稼得力で挙げさせていただきました。一番大事な例と言いますと、できれば商工会、観光協会に高森産農産物の取扱いを極めて重要な位置づけをしていただきたいというふうに、私自身は思っております。ぜひ御理解と御協力をいただきたい。当然、地元の商工業の皆さん、商店の皆さん、独自で開発された商品もございますが、その中に高森産というところをしっかりと取り扱っていただけないかなというふうに思っております。稼得力に関しても先ほど申し上げましたが、矜持力・稼得力、特にこの稼ぐところは今商工会の例であったり、ことを私が言ったわけでございます。それは結果的にですね、稼得力に関しても持続をしなければこれは担保できないというふうに思っておりますので、これは持続的に持続しながらやっていかなければいけない。その力をやっぱりつけなければいけない。力をつけるためには、職員の政策集団、稼げる政策集団への意識づくりであったり、議員が2つ目の質問でおっしゃられております組織パフォーマンス最大化の出現ということがやはり私は必須条件ではないかなというふうに思っております。

交流力に関しましても、午前中の御質問でお答えをさせていただきました、もちろんほかの自治体との交流もそうでございますが、これは官民関わらずですね、この農家と商工業の連携の加速化をやらなければいけないというふうに思っております。そのためには、やっぱり農業でいうと見える化、商業でも見える化が必要だというふうに思います。特に農業に関して私が掲げたのは、政であったりですね、農作業等ですね、農村文化とさせていただきました、表現をさせていただきましたが、この映像を記録化をしてアーカイブ化を推進しなければいけないと。いつでも見れる、データとして保存する。それも切ってでも見れる。このアーカイブ化を推

進することによって、私は見える化につながるし、それは広報にもつながるし、よって、そこではじめてこの流れがあつてここの高森町の農産物ができたんだなという認識にもつながっていくのではないかと。それが先ほど言った仕組みだというふうに思っております。

交流力に関しては、学校と農家の交流を促進すると、食育の部分ですね、これは佐藤教育長一番政策にも挙げられておりますので、もう現実に進んでいることをさらに加速していただきたいというふうに思いますし、若い農家に関しては、保護者でもある場合が多いわけですから、是非とも学校行事への参加も促すことが私はそれが一つの食育にもつながっていくのではないかと思っております。

文化力、この文化力も先ほど申し上げました、例えばの話で農村文化の映像をアーカイブ化と言いましたが、私は、そのようにせっかく整備をした、光ブロードバンドはよく勘違いをなされますが、たかもりポイントチャンネルは、光ブロードバンドをやるために光ブロードバンドを整備したわけではございません。光ブロードバンドを整備しなければ福祉であったり、教育であったり、防災であったり、進まないことが非常に多いんです。だからこそその副産物、ツールの一つ、手段の一つとしてほかの自治体と違う手法を持ち込んだのがＴＰＣ、たかもりポイントチャンネル、だからこそ利活用しなければいけない。しかし、ほかの自治体ではできないことではありますが、このアーカイブ化をすることによってですね、データ放送を使って、いつでも高森の農業の歴史、商業の歴史が見れる、年代別で、例えばの話、見える、ということをやっていくことによって私は仕組みづくりができるのではないかというふうに考えております。言い始めたらですね、この持続力・交流力・文化力というのは、なかなか頭に思い浮くことがたくさんございますが、先ほど申し上げましたように、政策集をどのように実現していくかというその方向性の中で、今言ったことを一つずつ進めていかなければいけないというふうに思っています。

行政改革、行財政改革を実現するまちづくりの中に、組織パフォーマンス最大化の実現ということが挙げられており、例として、職員の成長を応援するバックアップ制度の構築と、これはどういうことかということでございます。この4年間、言わせてませんか、すみませんでした。失礼いたしました。だったら1つ目ですね、明確にこの質問が挙げられてましたので、申し訳ございません。

今言ったことがですね、議員、矜持力・稼得力・持続力・交流力・文化力と、例として挙げさせていただいたんですが、やはり大事なことは、前半、午前・午後も

先輩議員の方が御質問、御指摘をしていただきました、あなたの、私の政策を実現するに当たっての姿勢がしっかり軸がぶれないでやっていくことだというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、自席より失礼いたします。今、町長のほうからですね、町長の政策集の中の挑戦4、地域産業が元気な「町づくり」ということで、特に目標に掲げられております一つ一つについて詳細に説明をいただきました。町長の思いというのがわかったんですけども、まだあとまた質問がありますので、挑戦4で掲げておられます、地域産業が元気な「町づくり」、この目標に向かってさらなる努力をしていただきたいと思います。

先ほど町長が私の質問をちょっとと言いかかけられましたけれども、次に、②の行財政改革を実現する「町づくり」の中に、目標3に、「組織パフォーマンス最大化の実現」ということが挙げられており、例として「職員の成長を応援するバックアップ制度の構築」とあるが、これはどのようなことか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の次の御質問にお答えさせていただきます。

まずは最初の質問と次の質問が明確に区別されておりまして、申し訳ございませんでした。私の政策集に掲げております、行財政改革を実現する「町づくり」の中に、組織パフォーマンスの最大化、目標3が、これはどういうことかということをございます。特に議員が質問なされている例として掲げた、職員の成長を応援するバックアップ制度の構築、例えば、私は下に掲げております、短期自主研修制度導入、より働きながら自在に学べる制度を構築したいというふうに掲げております。そもそもですね、この組織パフォーマンス最大化の実現に向かって改選されてこられた議員さんはもう4年間私もずっと一般質問でもお答えしてきたので御理解をいただいていると思いますが、この高森町役場の現在の職員のいびつな年齢構成を私は明確にこれは将来問題が出てくるということで、政策説明会でも、各地域でも説明をしてきましたし、議会でも答弁をしてまいりました。要は、40代の職員が数が非常に少ない、50代の後半の先輩方が勇退なされたあとは、一気に若返る、少なくとも係長の職務という部分、一番実務型のところを1回か2回しか経験しないままぼんぼんと上にあがっていかなければいけない世代というのがございます。それはその通りです。40代がほとんどいないのが現状でございます。ですから、こ

の4年間、1期目の4年間、それを職員さんに大変耳障りだったと思いますが、言い続けてまいりました。なぜなら、民間で会社を経営、私しておりますが、私の民間の経験から言いますと、経営学のもうイロハ中のイロハの中でどこにでも入ってくる、年代を1人ずつでもやっぱり採用してくる。若しくは、その年代にちゃんと職員がいるということが、やっぱりベストだったわけでございます。やはりそういう中ですね、非常に今後、今私の、この今私がどうかということはございません。行政出身の議員さん多いわけでございますし、その行政出身の議員さんの後輩に当たられる方が今私にいろんなことを教えていただいたり、御協力をいただいたりしておられますので、今はいいんですけど、これから以降という話をずっと実は4年間してきたわけです。そういう中ですね、いろんな研修も自治会館に行ったり、いろんなことをなされている職員のこの研修制度に、いささかこれで本当に10年後、15年後、そして人口が少なくなる2025年以降乗り切っていくのかと。なぜならば、自治体はどんどんどんどん小さくなってサービスの形態方式も変わってくることは、これはもうわかりきっております。そういう中で、どういうふうにして意識を持っていかなければいけないのかということをよりやはり学べる制度というのが必要、それを1期目のときにはいろんな形で、私が先ほど言いましたように、職員さんには、特に若い職員さんには言い続けてまいりました。あなたたちは過去の先輩と違って、即ぼんぼんぼんぼん上がっていかなければいけない、まあ年功序列で言えばですね、先輩がいらっしゃらなくなりますので、そういう中で再任用の制度であったり、いろんな制度を用いて先輩たちから教えてもらいながら成長していくしか方法がないんだと。それと共に、ふだん怖がりながら、どちらかというと、私は民間で仕事をしてたときは、ちょっと怖がりながら仕事をしてきた思いがありますので、いつもこれで大丈夫なのかなと、いいのかなという部分だけはしっかりと持ってほしいということを伝えてまいりました。その中で、今回2期目として組織パフォーマンスの最大化の実現に向かっていくことが目標として掲げさせていただいたわけです。そういう中ですね、簡単に例としてこれは言いますと、過去のですね、私が調べたところによりますと、プロジェクトチーム的なものを形成し、要は、目的がそのはっきりして、それに対するプロジェクトチームを形成し、そこに多分当時の町長さんですか、がバックアップをなされたというようなお話も実は聞いたことがございます。私が今回この組織パフォーマンス最大化の実現の中で、バックアップ制度の構築という部分で掲げさせていただいている本音の部分は、何かプロジェクトチームをつくって、報告で終わってしまっては何

もならないというふうに、私自身は思っております。やっぱりそこにですね、しっかりした、例えば資格であったり、将来町にとってためになるような、有効的な資格を受ける、受けたい志がある職員に対してはバックアップ制度をつくったらどうかというふうに率直に思っております。もちろん、勉強する間の例え公金ですので、例えば、公金を出すとしたとしてもですね、それはやはりそこには制限というのがあると思いますが、私個人の考え方としては、せめて受験の費用であったり、そういう部分へのこのバックアップ制度というのはつくっていくべきではないかというふうに考えております。

もう 1 点、同時にですね、そこには問題があると思います。必ず、多分私が反対側の議員さんの立場であるとするならですね、資格を取って、その資格をちゃんと使えるような人事ができるのかという問題がもちろん出てくるのも十分理解をいたしておりますが、そのためには、縦でなく、横軸の部分を職員の中に入れておくことによって、例えば違う課にいたとしてもですね、十分私は使っていくことが可能じゃないかなというふうに考えております。その一つが、今回 6 月 1 日より仮に行っております S R S シートの導入、報告、連絡、相談、必ずささいなことでもすべてを連絡する。それにレスポンスを首長自ら返す、その期間を短くする。そしてそれを 1 年で公表する。どの課が何のどういうことの問題があったのか、それをどういうふうに解決したのか、どの方がどういうふうに言われてそれをどういうふうにお答えしたのかということを残していく。そしてそれを公表する。これが私は大事な横軸のつながりになっていくのではないかというふうに考えております。言葉が組織パフォーマンス最大化の実現と、なかなか難しいと思いますが、やる気がある職員に関して、この年齢構成を 4 年間で理解していただいたというふうに位置づけをいたしまして、一つ進んだ、報告のみならず、しっかりとした形が結果が出ることに関してはバックアップ制度をつくっていくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6 番 立山広滋君。

○6 番（立山広滋君） 前回、1 期目のときですかね、1 期目の後半に服部審議員がおられるときに、私、町長の政策集の進捗状況ということで一般質問させていただきました。そのときの服部審議員の答弁ではですね、町長の 1 期目の政策集を細分化して 8 4 の項目に分けて、今できている部分、社会にそぐわない部分、できなかつた部分等を今精査しているというようなことで答弁いただきました。先ほど数字が出てましたけれども、町長 1 期目の政策集の達成率は 9 2 . 6 % ということで、非

常に高い数字じゃないかなと思っております。今回も先ほど言いましたように、2期目に向けて政策集を出させておられます。本日質問した内容は、町長政策集の中の極一部分でございます。今後も機会があればですね、町長の思い等々をお聞きしながら、町長がいつも2期目言われております、さらに加速、新しい高森町へということで目標、高い目標に向かって今後努力されていくことを御祈念申し上げまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 6番 立山廣滋君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

3時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。3番 後藤です。

私のほうからも先に行われました町長選では、1期の成果が町民に認められ、草村町長には無投票当選ということで、誠におめでとうございます。同時に行われました町議選では、この議場においての議員さんも感じられたことだと思いますが、非常に厳しい選挙でありました。特に私とりましては、大変厳しい選挙となりましたが、こうして議席をいただき、本日一般質問の機会を与えていただきましたので、初心に返りまして町民の皆さまの声を大事にした議員活動を今後行っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日の一般質問は、湧水トンネルと周辺整備についてであります。この質問は、平成25年6月の議会定例会で初めて質問を行い、その後、どのような検討や取り組みをされたのかお聞きしたく、本年3月、私の1期4年、最後の質問として通告をいたしておりました。そのときは、私の質問の持ち時間の都合で質問の中身に触れることができず、町長のお考えだけをお聞きし終了した経緯があります。答弁を用意された担当課には大変御迷惑をおかけいたし申し訳なく思っております。

す。今回、再度この質問をさせていただくのは、この質問について町民の方々も関心を持っておられることであり、私の考えもお聞きいただけたらという思いからです。

1点目に、湧水トンネル来訪者の状況、2点目に、県道熊本高森線の現状、3点目に、住宅（村中B団地）の建替計画、4点目に、湧水トンネルと周辺整備につき質問をいたします。

本町の玄関口に位置します高森湧水トンネルは、昭和50年2月の旧国鉄高森線と高千穂線を結ぶ工事の最中、坑内からの度重なる出水事故に見舞われ、その後、工事中断となり、今では本町の貴重な水源地となっております。その後、坑内から流れ出る湧水を活用した取り組みにより、本町の観光の拠点として大変な賑わいとなりました。しかし、近年ではその賑わいも影をひそめる状況であると見受けられます。

そこでまず1点目は、湧水トンネル来訪者の状況につき、開所当時と現在の比較を人数、金額ベースでお示しください。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安藤吉孝君。

○財産管理課長（安藤吉孝君） お疲れさまです。3番 後藤議員さんからの湧水トンネルの入園者数と入園料金の状況についてお答えをいたしたいと思います。

開所当時から今までの比較ということで、管理状況につきましてお答えをいたしますが、湧水トンネルは、平成9年7月から開設され、今年6月で丸18年を迎えることとなりました。まず、料金徴収体系からでございますけども、平成9年から平成13年までにつきましては、賛助金として入園者から徴収をしておりましたが、平成14年度から大人100円、子ども50円の入園料を徴収し始めて、平成15年9月からは大人料金を300円、子ども料金を100円と改定し、現在までは改定はいたしておりません。

次に、入園者数と入園料についてかいつまんで申し上げます。入園者数は平成12年度の31万人をピークに減少いたしております。入園料を徴収し始めました平成14年度が30万6,000人、入園料2,311万円です。料金改定後の平成16年度は26万6,000人、入園料7,383万円で、この年をピークに入園料が減少し始めております。以後、平成23年度、18万4,000人、5,138万円、九州北部豪雨の年の平成24年度になりますと10万2,000人、入園料金2,830万円、平成25年度、12万1,000人、3,363万円、昨年、平成26年度でございますが、8万9,000人、2,509万円となってお

ります。入園者数は平成13年度の31万人から昨年の8万9,000人を引きまして22万1,000人の減少となっております。入園料収入ですけども、平成16年度の7,383万円から昨年度の2,509万円を引きますと4,874万円の減少となっております。

以上、湧水トンネルの入園者数と入園料収入の状況についてお答えをいたしました。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から質問をさせていただきます。担当課のほうからただいま御答弁がありましたけれども、私もこの湧水トンネルがあります地区内に住んでいるものとして、朝夕施設前の道を利用いたしますが、開所当時は、休日ともなりますと県内外の貸切りバスや一般観光客も車で渋滞することが頻繁にあり、地元民としては困惑もありましたが、うれしさもございました。あれから数十年たった今日、休日でも駐車場が満杯の状況もなく、車の往来もまばらな状態で、只今担当者から答弁いただいたとおりと感じております。しかし、少し車を走らせ熊本方面に向かいますと、隣村である南阿蘇の白川水源前に差し掛かりますと、至るところに誘導員が配置され、狭い駐車場に入りする車や歩道を歩いている人をたくさん見かけます。この状況は休日だけではありません。平日でもよく見かけます。このような光景をみると、本町の湧水トンネルには、貸切りバス、大型車、一般車が何十台も駐車できるスペースがあるのにどこが違うのかと思案している次第であります。そこで、先ほど担当課長から開所当時と現在の比較の答弁をいただきましたが、町長が4年前に町長に就任され、このような状況が続いている今日、来訪者減の要因は何だと考えておられますか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは、私へのお祝いの言葉ありがとうございます。同時に、議員さんも再選ということで、初心に戻って頑張るということをおっしゃられましたが、大変4年間の活動が認められての再選だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。また、おめでとうございます。

湧水トンネルの状況ですね、単に簡潔に申し上げますと、そもそもリピーター対策がどうなっていたのかということが1点と。2点目が、民間企業とのタイアップであったり、そういう参入であったりすることが当時考えられなかったのか。

と、最後は入場料の3点、1点、入場料が、やはりこれは負担が増えるわけですので、この3点が私は要因ではないかなというふうに考えております。その根拠といたしましては、2004年、要は平成15、6年ですね、3年から4年、平成15、6年から2008年までのその短い期間だけで約8万人減っていると。実は、料金を取り始めて一気に減り始めたという結果が出ております。ですから、当時、どう考えられたのか。リピーター対策を当時議論をなされたのかというのは、私は承知いたしておりませんが、逆に申し上げますと、地元に住まれております後藤議員におかれましては、やはり当時行政マンだったところもあると思いますが、やはり自分の思いも、地域住民としての思いもあるというふうに考えております。リピーター客のこの対策に関してですね、トンネル自体を何回も何回も見られる方が果たしていらっしゃるのかということと、観光のインバウンド、観光客のインバウンドの当時の数字、若しくは人口統計に伴う将来のこの人口減の部分というのを平成15年ぐらいにしっかりと考えてリピーター対策をどうなされたのかというのは、私は先ほどから申しますように、承知いたしておりませんが、私が4年間やる中で議員が御承知のとおり、観光立町基本条例、条例を制定してまで計画をつくらせていただいたと。その中のこの選択を集中のところにこの湧水トンネルが入るのは当然であって、また住民を入れたそのワーキング会議の中でも一番この湧水トンネルであったり、高森駅であったり、若しくは高森殿の杉であったりすることは議論をされてこの計画はできあがっております。目の前ですぐやっていくことが、このけがをしたら絆創膏を貼るようなですね、そういうことも必要だったのではないか、この4年間でという思いはございましたが、大きな中で、やっぱり条例まで議員の皆さん、議会が議決した条例をベースに計画を立てさせていただいて報告をして、住民の代表である議会の皆さんに報告をして、そしてやれということで今進んでいる中で慌てずやっていかなければいけませんが、やはり毎日毎日ですね、そういうお客様が減ったとか、若しくは突然円安の要因によって海外からのお客さんが増えているということで、毎日高森駅を私も見ますと、本当に人が多いです。そもそも降りられたときにですね、観光案内所もない、街の中に観光交流センターがあってそこの中に観光協会が入っている。常に常設されてこられて、外国語の対応もなければ何もないという状況は、これは私は多分議員さん皆さんこれはいかんなど、早く手を何か打たなければいけないと。そして、もともとそれを考えられた議員さんもいらっしゃいますので、私は政策推進課のほうにはですね、この高森駅と特に湧水トンネル

をつなぐですね、ところに關しては、これは前倒しででもやはり考えなければいけないのではないか。当然計画が、条例に基づく計画がすべてであり、その中でスピード感を持ってやっていかなければいけないかと考えております。

また1点、私は先ほど要因として、自分の考えで3つ挙げさせていただきましたが、議員さんもどういうふうに考えられているかということもお聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 只今答弁いただきましたとおり、リピーター対策、民間企業とのタイアップ、入場料の負担等々もあるかと思いますが、ほかにも私はたくさんある要因があると思います。今町長のほうからどういうふうな要因があるかという質問をいただきましたけれども、私が今から質問します中にありますので、続けさせていただきます。

そういう要因をですね、これまで対応してこなかったということも一つは、先ほど言われたような入場者減、それから収入減になったと思いますけれども、今町長が言われました、25年に策定しました、観光立町基本条例計画等を生かしながらですね、今後進めていただきたいと思いますけれども、私は、要因のたくさんある中、その一つとしてですね、やはり道路アクセス、この要因も一つではないかというふうに考えております。御存知のように、熊本方面からの来訪者のルートとしては、国道325号線のコスモスを右折するルートと、旧国道325号線、旧白水村の街中を通ってくるルート、それから、最も今期待されているのが県道熊本高森線ではないかというふうに思っております。先ほどから町長が他の議員の質問にもお答えいただいたことに重複しますけれども、俵山トンネルの開通によりまして、南阿蘇への観光客数は年々大きな伸びを示しております。特に、旧久木野村にありますあそ望の郷は、本年、道の駅に認定されるなど、今後さらなる観光客の伸びが期待されるところでもあります。しかしながら、この県道熊本高森線は、旧久木野村の四季の森前から道幅も狭く、現在、要所要所の拡張工事は進められておりますが、全体的な工事完了とはなっておらず、高森まで車を走らせる人も限られています。早急な工事完了が望まれるところでもありますが、高森管内では、幅・津留遺跡の発掘調査もございましたので、当初の計画から相当な遅れとなりました。このことも要因の一つと私は考えます。

特に、用地を提供された地権者におかれましては、この道が当初の計画どおりできておれば、新たな計画に大きな期待をされていたというお話をします。

そこで、2点目の質問は、3月定例会の質問に対する答弁で、3年後にはすべての工事が完了することになりましたが、道路工事再開となりますと、工事に関わる大型車両の往来や児童生徒の通学路問題、地域住民の生活道路としても大変重要な問題でもあります。この工事は、県が行う工事ではありますが、地権者や関係者への説明等も必要と考えます。工事再開の現状とあわせ、今後、説明会を行う考え方のほどをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 3番議員の後藤議員の質問にお答えいたします。

県道熊本高森線改良につきましてですが、御承知のとおり、今議員がおっしゃいましたように、幅・津留遺跡が発見され、平成18年度より重要な遺跡であるということが判明しまして、埋蔵文化財調査がですね、始まりましたが、平成26年度に文化財の現場の発掘調査は完了し、終了しております。県土木部に確認しましたところ、現時点での計画では、平成27年度に延長250メーター、28年度に同じく250メーターの道路を改良を行いまして、3年目の29年度に舗装工事を行い完了する予定であるというふうになっております。町長が議会の初日にもお話がありましたが、県道熊本高森線は重要な路線であることを再認識しまして、早期完成に向けて今後も要望を続けてまいりたいと思います。

また、今年度の改良工事の改修予定ということでございますけども、現在のところでは9月ごろに発注し、10月ごろから工事着工というふうに聞いております。

また、地権者への説明はどうなっているかという御質問でございましたけども、実は、当初県のほうで4月に計画されておりました。御存知のように、高森もううですが、統一選挙ということで、その関係で延期され、また5月、6月は農作業の田植等の関係で地元からの延期要望もありまして、7月にですね、地権者と関係、地域住民あたりを対象にですね、土木事務所及び文化課合同のですね、報告会に併せて説明会を開催する予定で現在のところ日程調整中であるということ 있습니다。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） この道路に関しましては、町にとっても、地域住民にとっても待ち望んでいた工事であります。説明会を7月ごろ予定されるということでありますので、地域住民の方々と十分な協議をいただき、早期完成を強く望みます。

ここで本日の質問事項の趣旨から外れるかもしれません、ただいま質問いたしました、県道熊本高森線の工事再開に関連がございますので、お許しをいただき

質問させていただきます。現在の県道熊本高森線は、工事が現在完了している旧白水村の両併地区から本町の津留地区を通り、森地区にかけ走っておりますが、道路幅も狭い中に水道管が埋設されております。埋設の水道管も4、50年経過しているということで、今後、水道管の敷設替えも必要となります。敷設替えを行うとなりますと、道路の舗装切断から掘削、水道管埋設、埋め戻し、舗装、復旧と相当な工事金額となります。今回、工事再開される県道熊本高森線の工事にあわせ敷設替えを行う場合、工事費用の削減はもとより、3分の1程度の工事費ですむとの情報をいただきました。このため、道路沿線の関係者と地域住民協議の上、将来にわたり、安心・安全な水道水の確保を図るため、工事再開される県道熊本高森線の道路内への水道管の埋設要望を行ったところであります。本6月定例会に提案されました、簡易水道特別会計補正予算を見ますと、要望の敷設替えの予算の計上はありません。補正予算に計上がないということは、町としてはその考えがないということになりますが、町長はこの要望をどのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

要望の内容は、県道熊高線の改良区間の水道管新設の敷設ということであるというふうに思っております。今回、予算にしてないということの御指摘でございました、そもそもまず3分の1でできるというこの根拠という部分の法律と、法案と、県のその県道に関するですね、その前例があるかどうかというのも確認が私は取れません、現状で。そこに県についてお答えしていただければというふうに思います。その3分の1というのがどういう補助事業であるか。若しくは、県が過去に多分県道をつくるに当たって同じような状況のところはあるというふうに思っております。私が阿蘇管内で今現実ですね、聞いている中では、そういうお話は明確にお聞きすることはできておりません。ない中でのですね、実はこの協議を行ったわけでございます。だからないというのを大前提にですね、お話をさせていただきますと、現在ですね、水道事業に対するそもそも要望が平成17年以降ですね、町営化要望等も含めて13件の要望があって、8件については完了しておりますが、5件については以前の御要望、ほかの地域の方の要望がそのまま未解決、結論で言うと未解決か、若しくは協議中で進んでいるわけでございます。町内の水道管がですね、敷設からかなり年数が経過しており、老朽化が進んでいるというのはもう御承知のとおりだと思いますが、特にですね、水道関

係の補助事業は平成22年ですかね、最後の地域住宅交付金事業ですね、これを最後にですね、実は補助事業、そのメニュー自体が継続されておりません。特にですね、最近は水道敷設のですね、施設の新設であったり、維持修繕への補助金がないということが財政事情としてはですね、非常に大きくかかってウェートを占めます。一般財源と、要は起債で今ですね、毎年2本程度のこの維持修繕を行っているというのが現状でございます。その中の判断といたしまして、御要望の地域は農業振興地域のですね、農用地域の1種のうちであるということが1点と。熊高線が開通して、やはり農振地除外に関してもかなり厳しいのではないかということが予測されますし、私も見解としてはそういうふうに思っております。そういう中でですね、全額でやらなければいけないというのが大前提、その3分の1で、要は3分の2をどこかが補助していただくというのを横におきました、全額でやるということになるとならばやっぱりそういうことをですね、考えて、もちろん議員さんの地元のその要望も、ほかの地域から出ている未解決の要望も本当に趣旨は理解をしておりますが、一般会計の概要書でも説明いたしましたように、公共事業へのこの補助事業というのがもう年々減ってきてているのが事実であります。ですから、やはりそのある意味議員さんがおっしゃられるその先行的な投資の部分で確かにその観光に入り込み、インフラ、住民の環境のインフラの部分では、先行投資としても将来を見通した形ということでの提案でも、また地元の方の要望もあるかなというふうに思っておりますが、私としては、その3分の1でできるということを横に置きました上で、当面はですね、維持修繕を基本とした、既存のですね、本管の敷設替えをですね、やっていくという考え方を建設課には申し上げております。詳細については建設課長が説明ができるというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 只今町長のほうから答弁いただきましたけれども、まず3分の1程度の工事費で済むと、本当先ほど私が言った中で、そのあとの残りの3分の2はという質問をいただきましたけれども、要するに、工事費の全体が通常の工事費からすると3分の1で終わるということなんです。と言いますのは、先ほどちょっと申しましたが、普通の道路であれば、まず舗装はしておりますので、舗装をまず切断して、そしてその箇所を掘削して水道管をいけるということになりますけども、今度行われます熊高線の工事は、そういった舗装部分は全然ないわけでございますので、要するに、工事量も減りますし、工事金額も本来の金額か

ら3分の1程度になるんじゃないかということなんですね。これにつきましては、私も以前役場の水道係おりまして、現在、高森の四つ角から駅前周辺、停車場線と言いますが、あの舗装工事がある中でですね、県からお話をいただきまして、この折にですね、敷設替えをすると町のほうの持ち出しも非常に少なくて済むよということで工事した経緯がございます。そのとき初めから道路を切断して復旧まで考えるとですね、例えば、1億かかるのが3分の1ですから3,300万円程度、これは実際適してみないとわからないんですけども、要するに、工事量は要するに舗装部分等がなくなるわけでございますので、工事費は安くなるということで、先ほどちょっとお話をしたところでございます。

今、町長が言われるように、私たちが要望した以外にもですね、町中からたくさんの方の水道の要望あっているということも十分承知いたしております。そういった中ですね、先ほどから言われる、やはりそういった経緯で済むのであれば、先行投資的なという部分も多少なり期待をしたんですけども、そうであるならばですね、この県道熊高線の工事再開が、先ほどの建設課長のお話では9月に発注して10月ということをお聞きしましたので、そうであるならばですね、要望された地権者へ、今町長さんが言われましたようなことをですね、やはり要望に対してはですね、やはりいつも町長さんが日ごろから言われている、スピード感を持っておられますので、やはりそういった説明をしてですね、今回はこういう理由でできないという旨をですね、おっしゃっていただく。やはりこれが要望した地域住民もですね、安心をするところじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えを申し上げます。先ほど担当の課長がですね、説明いたしました、今調整中でございますが、7月の説明会ということでございますが、是非ともですね、住民の方への理解を深めていきたいというふうに思いますと同時に、1点、ここで新しく言わせていただきますが、これは新しい考え方でございます。今おっしゃった、工事の、県工事の中でそこに組み込んでやる。別に補助事業があるとか、その補助金があるとかという部分ではなくて、そういう工事の手法の中で、もちろん設計をやってみるとどうなるかははつきりはしないが、そういう前例もあるということも今お聞きいたしましたので、私としては、その部分に関してはまだ建設課にも指示もいたしておりませんし、過去そういうことを停車場線で行ったかという分析もいたしておりません。

それは早急にですね、もう一度考えさせていただきたい。ただ現時点、私がコメントをいたしましたことは、そういうことがなくて単独で町でやるということを大前提としてのお答えですので、そこはまた7月のですね、説明会でもしっかりと説明していきたいというふうに思います。9月から10月と、県工事に関して、先ほど課長が予定をされていると言うことが県へのヒアリングのお答えだったと思うんですが、それは県もですね、そういうことができるとするならばですね、やはり停車場線のときに後藤議員が行政マンだったときにそういうアドバイスをいただいたと同時に、県もですね、私にでも、課長にでも、セクションにもやはりそういうことは言うべきものではないかなと。じゃあ何で停車場線のときに言って、熊高線のときに言わないんだという、少しですね、私としては、これだけ熊高線ですね、この4年間私言い続けてきた1人の首長ですので、それは県にもですね、説明をしっかりと求めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 今後7月に開催を予定されております説明会でもですね、やはり住民の方と十分な協議をしていただきたいというふうに思っております。

町民の皆さんからお聞きする話の中に、現町長は若い中にも決断力と行動力、さらに国・県とのしっかりした人脈をお持ちで、将来の高森町のことをよく考えて仕事をしておられる。あんたたち議員もしっかり後押しせないかんばいと、叱咤激励をいただきます。全くそのとおりであり、今後とも町民の皆さまの声を大切にできることはすぐにやる。できないことはできない。そして、説明もしっかりと行う。そのような姿勢で臨みたいと考えております。

3点目の質問は、町営村中B団地の建替計画についてお伺いします。

私は、平成25年6月の議会定例会で、村中B団地の建て替えや同地区内の別の場所での移転建て替え、跡地の緑地化、駐車場の一部に季節の花々を植えるなど質問を行ってきたところであります。当時、町長は、高森町公営住宅ストック総合計画では、村中B団地は、当地区での建て替えの計画はない。現中川原団地に新たな団地を建替える。現村中B団地の跡地は観光施設として利用する計画となっている。また、前町長時代に、継続審議という形で継続されていると答弁されました。当時の建設課長からは、入居者がここに住みたいとの強い要望もあることから、まずは入居者に対し、アンケート調査を行い、その結果を基礎資料として総合計画で検討したいとの回答がありました。そこで、どのような調査をさ

れ、その結果はどうであったのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。只今のアンケート結果について
ということの質問でございますけども、アンケートにつきましては、今議員がお
っしゃいましたように、25年の6月の一般質問に答弁しておりましたように、
入居者の意向を把握するため、団地替え等に関するアンケートを実施しております。
聞き取り項目は余り多くありませんで4項目でございました。実施時期は2
5年8月に行いまして、当時248戸に配付しております。170戸の回答をい
ただきました、回答率68.5%となっております。集計結果の概要を申し上げ
ますと、建て替えが必要であると回答された方は29戸、改修が必要であると回
答された方は66戸、建て替えも改修も必要ないと回答された方は75戸となっ
ており、建て替え希望は29戸で、回答戸数からみると17.6%、調査戸数で
は11.7%と低い結果となっております。その背景には、これ以上家賃が上がっ
たら生活できないとか、特に高齢者の方ですけども、年金生活をされている方には
この意見が多かった背景となっております。建て替えや修繕改修が必要と答
えられた方の主な要望内容につきましては、間取りの増加とか、収納スペース、風
呂、台所、トイレなどの水回りの整備、内装の改修等の要望がございました。以
上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 私の当時の質問から2カ月後にアンケート調査をされたとのこ
とで、当時の担当者の早急な対応にまず感謝いたします。また、実施されたアン
ケート結果を伺いますと、町営住宅改修等の気持ちはあるものの、入居者の高齢
化問題や収入のほとんどが年金のみで将来に対する不安感が伺われます。特に、
現在の町営住宅の改修や住宅建て替えとなりますと、今まで払っていた家賃が大
幅に高くなるとの心配が最も大きな懸念材料ではないかと考えます。

また、6月の本定例会初日、補正予算の提案説明において、国内の公共施設は昭
和50年代以降に大量に建設され、そのほとんどが大規模改修や建て替えなどの
更新時期を迎える一方、地方公共団体の財源は依然として厳しい状況にある。ま
た、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していることなどから、国は補
助金等の措置により、公共施設総合管理計画の策定を義務付けたとありました。
まさしく当村中B団地も対象施設と思われます。このようなことで実施されたア
ンケートの結果やこの義務付けられた公共施設総合管理計画の策定等も今後なさ

れると思いますけれども、先にあった公営住宅ストック計画のままで見直しをされるのか。これはもうしないでこの公共施設総合管理計画で一元化するのか、そこだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。国の住宅政策は平成17年度くらいからですね、公営住宅の補助金制度が地域住宅交付金、先ほども話がありましたが、それから平成22年度には社会資本整備総合交付金制度に移行したわけです。公営住宅等のストック総合改善等の拡充が図られまして、長寿命化型の改善事業等の拡充が基幹産業として補助対象となっている現状がございます。公営住宅の役割を果たすために、これまでの対処療法型の維持管理から要望型の維持管理への転換は求められているところではございますが、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図るため、公営住宅ストック総合活用計画から公営住宅長寿命化計画を策定しまして、公共事業の補助の厳しい中にですね、今後策定されるであろう公共施設総合管理計画との整合性を図りながら、建替計画等を含めまして、社会情勢や町の財政、情勢の変化を考えながら5年ごとに計画の見直しを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 当村中B団地にお住まいの皆さまが今後安心して生活できる住環境整備に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この問題は、この村中B団地だけでなく、町内に点在する公営住宅すべてに関係することもありますことを申し添えておきます。よろしくお願いします。
最後の質問、4点目は、湧水トンネルと周辺整備の質問をいたします。

先ほどの質問同様、平成25年6月の定例会で村中B団地の移転建て替え、跡地の緑地化、駐車場の一部に季節の花々を植えると質問を行いましたが、住宅の建て替えにつきましては、先の質問で、現行では非常に厳しい状況であるということがわかりました。となりますと、跡地の緑地等は非常に難しいこととなりますが、この緑地化につきましては、稼働していない駐車場等もたくさんありますので、そちらのほうでの対応も考えられると思いますので、検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。私といたしましては、当地においてになった方々からの話を町民の皆さまが聞かれ、その話をもとに私としての提案を行ったものがありますが、町としては、その後どのような検討がなされたのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番 後藤議員の質問にお答えいたします。

湧水トンネルとその周辺整備につきましては、議員が言われるとおり、平成25年第2回定例会一般質問において質問されており、また、貴重な提案をいただいていることは承知いたしております。そのとき、私から観光立町推進基本計画で協議し、具体的なビジョンを策定し、整備していく旨の答弁をしております。平成26年3月に、先ほど申しました、観光立町推進基本計画ができあがりまして、その中で、既存施設、資源を活用した拠点整備に取り組むとし、具体的整備は平成27年度以降に実施することとなっております。これを踏まえまして、今度の湧水トンネルとその周辺の整備には大きく3つに分けて考えております。まず1つ目が、料金徴収を行っているトンネルの内部、2つ目が、トンネルの外部から東側駐車場にかかる親水公園部分、3つ目が、東側駐車場と先ほどから出でております村中B団地の周辺です。担当課といたしましては、料金徴収を行っているトンネル内部を整備し、リピーターを増やすことが先決であるとの考えから、今回プロジェクトマッピングを整備を行うこととした次第です。プロジェクトマッピングにつきましては、議会初日の質疑でもお答えしたとおり、季節に応じた映像を演出するのも可能であり、トップシーズンの夏季以外でも集客できるもので、入園者の増加を期待するものであります。また、議員が提案されておりました、トンネル周辺の緑地公園化による住民、観光客の憩いの場の整備や四季折々の花々の植栽と展望所の設置については、親水公園部分の既に事業をしている補助金の適正化法や農業用水として使用している施設を整備しまして、今後開通する県道熊高線の開通後、高森町の玄関として恥ずかしくないように計画していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございました。このことにつきましては、3月の定例会でも町長の答弁でパネルを使ってですね、今後の8年間の計画をお示しいただきました。その8年間の計画の中で、すべての計画はこの8年、10年、いやもっとかかるかもしれないということを答弁されました。確かに、やはりそのときにあったですね、整備をしていく上ではそういったことになろうかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、長く待っておった県道熊本高森線が3年後に開通するということであれば、やはり何らかのですね、整備をしておかないと、先ほど町長が先ほどの答弁の中でちょっと申されましたけど、来られた方が何回トンネルの中に入られるでしょうかということにも私は関わると思います。やは

り来てみて、前と同じであれば二度と来ないと。これが現実だと思います。よく観光バス、それから旅行会社をされる方からもお話を聞きますが、高森町の湧水トンネルは観光のみる場所にはなっていないと。1回みたら誰も来ないよというような状況も聞きます。そうであるならばですね、せっかく県道熊本高森線開通し、湧水トンネルをみたいという方が何十年も前に来た施設と同じであればもう二度と来ないと想いますので、確かに、町全体の計画は何年かかるかわかりませんけれども、やはりこの湧水トンネルにつきましてはですね、できるところから、やはり手を付けていただかないと、そういったもう観光客が来ない状況になるのではないかというのが懸念されますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

またですね、当地においていただいた方々の御意見を伺いますと、当施設内には、雨宿りや日よけになる場所がない。ゆっくり腰かけ、くつろぐところもない。弁当を広げ、寝そべる場所もない。食事やコーヒーを飲みながら会話する場所もない等々たくさんの御意見を伺います。先ほども言いましたように、私は一つ一つできるものからですね、取り組んではと考えます。

現在、政策推進課では、町民からの要望の中に物産館的場所の設置要望があることから、承認出品調査をされておられると聞いております。当施設内でも出品をされておられる方々や隣接した場所で地元で採れた野菜や加工品の販売をされておられる方々もおいでです。私といたしましては、その方々と十分協議され、観光地にふさわしい物産販売所を兼ねた、食事処等があつてもよいのではと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員おっしゃるように、観光立町基本条例に基づく基本計画に準じて進めていくということは基本でございますが、私も先ほど答弁いたしましたように、やはりやらなければいけない課題が目の前に降りてきた場合には、政治というものは目の前を解決していくことも一つの政治の形でございます。ですから、先ほど答弁いたしましたように、これだけ観光客の、一方では湧水トンネルに来る人が減っている。でも一方では、国外から、若しくは国内からトロッコ列車に乗って、若しくは定期バス、観光バスで高森駅周辺に来られている方がいらっしゃるという現実をですね、考えた場合、やはり議員がおっしゃるやらなければいけないことを少しは前倒しも考えなければいけないのでないかと。ただその場合に、選択と集中のところにそもそもが湧水トンネルは入っておりますので、私はそれは

正当性は担保できるのではないかというふうに考えております。そういう中でですね、憩いの場、食事処ということはどうかということでございます。年次計画というものは確かに必要でございますし、その中で、平成27年度以降整備していくということでございますので、やはりその食事処にしろ、何かしらそこで一旦滞在できる形をとらなければ私はどんどん減っていく一方だというふうに思っておりますので、そもそもですね、日影がないとか、やはり子どもが遊ぶ空間がないということであったこと、要は、その対策がなされてないことがリピーター対策が欠けてたということだと、私は思っております。以前のですね、昔の一般質問等のですね、先輩議員さんたちのいろんな質疑応答を見てみると、確かにですね、いろんな提案をですね、なされておりまますし、やはりそれが今私たちのこの世代になって初めて顕著にその数字、形が表れてきたのではないかなというふうに私は考えております。日影もない、遊ぶ場所もなければ子どもも長くいることもできない。だとするならば、お店だったり、そういう憩いの場だったりとするのが必要ということは、当然考えるべきであるというふうに考えております。

もう1点、4年間行政をさせていただきまして、私が常々思うことがございます。もちろん、先ほど甲斐課長が答弁したように、いろんな課題があることは、それは湧水トンネルだけではなく、どこの観光施設も課題はあるのではないかなどといふうに思います。ただその中でですね、地元の方ができる事。行政ができる事。行政と地元の方が話し合ってできることと、もう1点、本当の意味でのですね、民間の資本注入であったり、民間企業とのタイアップであったりすることは、これは民間の会社はお金になる、ここによって企業価値が上がる。こことタイアップすることで今言ったように、企業価値が上がる、稼げるという方向性がしっかりと示されるとするならば、やはり民間の企業さんもですね、湧水トンネルのは相当魅力があられる場所である。その上にインフラが今度できあがる。これぞまさに3つそろいますので、平成10年ぐらいですか、10年から以降ぐらいにですね、いろんなことを湧水トンネルに関して一般質問が出ておりますが、その中で答弁されている答弁書を見た中でもですね、そういう当時提案してたことがやっとですね、形としてできるためには思い切ったその方向性の転換、それが条例をつくって計画をつくる。それでもってやっていく。選択と集中に湧水トンネルが入る。そして、その中で行政と住民がタイアップしてできることと、できない、いつまでもできないことは、やはり民間のですね、企業の考えであったり、知恵であったりすることを借りていかなければ、私は達成しないのではないかと

いうふうに思っておりますので、そこは柔軟に考え方を持って進めてまいりたい
というふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） たくさんの方々の質問に対しまして、的確な回答をいただきました。

各家庭において、本日の放送を御覧になっておられる方々も大きな期待を持たれ
たことと思います。町長には、2期目の町政運営に当たり、1期目で計画された
ことを今期ではさらに大きく花を咲かせる4年間にしていくことを切にお願
いするとともに、私自身、町民の声に耳を傾け、町民が安全で安心した暮らしが
できるまちづくりに努めてまいります。これで私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

ここで政策推進課長 甲斐敏文課長より、先ほどの7番 森田 勝君への答弁の
訂正の申し出があつてありますので、許可いたします。

政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 7番 森田議員の質問の中で、私が答弁いたしました
た、熊大建築学科が行った調査により、草部、野尻地区で250戸の空き家が存在
し、内25戸が活用可能と申し上げました。草部、野尻地区の空き家は124戸と
なっておりますので、250戸を124戸に訂正方よろしくお願いしたいと思いま
す。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

4時25分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後4時15分

再開 午後4時25分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 8番 本田です。

4月の地方統一選挙に伴って行われました、高森町長、高森町議会議員の選挙が

行われ、町長さんにおかれましては、先ほどからのお祝いのお言葉があがっておりますけども、1期4年間の実績が住民の皆さん方に御理解をいただき無投票当選というようなことで、本当に誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。また、議員各位の皆さま方にも本当におめでとうございます。私も皆さま方の今後御指導、御助言等をいただきながら地域の発展のため、町発展のために微力ではありますが一生懸命に頑張ってまいります。皆さま方の御協力を心からお願いを申し上げます。

今回の質問におきましては、九州北部豪雨災害について、復旧復興、防災対策、そして2つ目の質問といたしまして、上色見小学校跡地の利活用についてというようなことで質問をさせていただきます。また、今回、6月の定例会においての一般質問の時間をお許しいただき誠にありがとうございます。

では、1点目の質問、九州北部豪雨災害について質問をいたします。この災害は、平成24年7月12日に発生しました豪雨災害、あれから3年になろうとしておりますけれども、今でも鮮明に覚えております。今でもあの根子岳のあの崩落の跡は残っております。あの崩落した岩が、そして土砂が麓の原野、山、畠、道路に流れ、大変な被害が出ました。当然、家屋の被害、牧場からは牛も流れております。お一人の方はまだ行方不明のままわかつていよいよ状況でございますけど、災害後、丸3年になろうといたしておりますけれども、町当局、関係各位の努力によりこれまで復旧工事が行われてきました。まだ今も復旧工事が行われておりますけれども、復旧工事につきましては、町単独の工事ではございませんけれども、町の課の建設課長等がおわかりになる点でございますけども、町の仕事、県の仕事等がございますけれども、その進捗状況について、わかる範囲内でお答えしますけども、質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 8番 本田議員の質問にお答えいたします。

九州北部豪雨に伴います町事業といいますか、災害復旧事業の現状ですが、当時、公共土木災害復旧事業につきましては、河川が10件、道路が24件、合計34件発生しております。全件激甚指定となりまして、かなり高い補助率を受けて24年度中に32件、25年度の繰越工事2件を行いまして、復旧工事は完了し、事業費は約1億4,000万円でございました。次に、農地災害復旧事業につきましては、農地7件、農業用施設が7件の全体で14件、また、林道災害復旧事業につきましては、全体で5件発生しております、公共災同様、激甚指定を受け

まして災害復旧事業に関しましては、すべて完了しております、事業費の橋梁のまちの復旧工事を含めまして、総額は約2億7,000万円となりました。また、県の復旧工事の状況ということのお尋ねもありましたので、県が行いました災害復旧に関しましては、道路が15カ所、砂防施設21カ所で、事業費3億6,000万円で、これにつきましてもすべて完了しているということでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 大変なこれ被害が出ておりますけれどもですね、今聞きますところによりますと、大体の復旧工事は終わっているというようなことでございますけれども、大変町当局、私ども地元でございましてですね、大変な御迷惑をおかけしてですね、早急にこの復旧工事をなさっていただきましたことにつきまして心から感謝を申し上げます。また、復旧工事が行われている中ですね、また昨年は11月25日に阿蘇山の噴火によりまして、大量の火山灰が降っております。先ほども私申し上げましたけども、根子岳のあの上にもですね、大変崩落の部分がそのまま残っているわけでありますけれども、そこにも大量の火山灰が降っておるわけでございますけれども、また、あのような雨が降ったならばと思いますとね、大変心配をするわけでございますけれども、防災対策といたしまして、防災道路、砂防ダム、そういう関係のですね、計画等が今現在のところあるでしょうか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。先ほど災害復旧工事の概要につきましては答弁いたしましたが、上色見地区におきましてはですね、復興工事という位置づけということもありまして、工事を2件計画して実施しております。一つ目におきましては、九州北部豪雨災害対策事業、中原線道路改良工事を現在行いまして、これにつきましては、当時24年の7月ですか、蒲島知事がいち早く被災地を視察されまして、創造的な災害復旧をということで希望された場所でもありますと、御存知のように、中原地区は土石流が発生してですね、大量の流木が川を防ぎとめたことによりまして、周辺世帯に被害が発生したわけです。住民には多大な恐怖を与えましたことから、今後の危険性等を考慮し、地域住民の不安解消を図るために、道路と橋梁の嵩上を含めた復旧復興改良工事を現在行っています。この中原線につきましては、初日の補正の説明でもございましたように、パッケージ75、国の地方防災安全社会資本整備総合交付金の防災減災な

どの日常生活の安全を確保するための補助金の採択を受けまして、総事業費約9,000万円で25年度で設計し、26年度に用地交渉及び年度末に発注しまして、繰越工事で8月末の竣工の予定であります。

それからもう一つ、2つ目でございますが、これも復興工事の計画の一つですが、西原前原線復旧復興防災道路改良工事があります。これにつきましては、上色見の小七河原流域につきましては激甚災害の特別地域に指定されたわけです。しかしながら、前原地区につきましても、24年の北部豪雨災害のときには甚大な被害に遭いましたけども、前原谷川流域は特別指定には指定されなかったわけです。当時、前原集落のですね、中心が川となり、床上床下の浸水の被害もありまして、自主避難や強い恐怖心を人々に残したのは今も記憶に新しいところではあります。が、さらに翌年の7月にですね、時間雨量の80ミリを超えるゲリラ豪雨が再度発生したこと、また集落の中心をですね、濁流がまた再度再び押し寄せたという背景があります。このときのですね、状況の写真とか、生の映像をビデオで撮影いたしまして、県や国に訴えて要望したこともあり、防災道路の必要性が認められまして、補助採択となったわけです。このような状況を踏まえ、工事の概要としては、根子岳からの流水を道路を東側に設置した大型排水路で受け止めて、さらに路面を嵩上げすることにより、流水の侵入を防ぎ、また、先のほうになりますけども、鍋ノ平橋を架け替えることにより、橋の十分な断面を確保し、被害の拡大、二次災害を防ぐ住民の不安を軽減するための災害復興、復旧ですね、防災機能を高めるための事業を計画しているわけでございます。こちらにつきましても、先ほどの防災減災での交付金事業でありますと、26年度に測量、27年度に用地交渉、28年度から約5年間で工事を進めていく計画であります。復興の工事の現状については以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） はい、ありがとうございました。今、中原のほうでも、今回建設課のほうでですね、視察に行っておりますけれども、中原線、また西原、前原線といった工事等がもう決まっておりますけれども、今回のこの災害がありましてこのような工事ができると、私は思っております。また、これもですね、こういったこういう工事ができるようになりましたのもですね、やはり町長さんはじめ町当局のですね、努力によってこれはできたものではないかと感謝をいたします。

一つ、私の地元の防災関係の例をですね、紹介をしたいと思いますけども、私は

地元洗川でございますけども、今防災、まずこれ治山関係の防災の砂防ダムができた、建設中であります。一つのダムについてはですね、もう完了をしておりますけれども、今現在、2つ目のダムが工事中であります。ダムにつきましてはですね、ほぼもう終わりかけておりますけれどもですね、周辺の道路等の整備が行われているような状況でありますけども、この砂防ダムにつきましてですね、陳情しましたのはですね、本当にもう13年ぐらい前にこれは陳情いたしました。そしてこの工事が決まったのがですね、8年ぐらいして決まったんですけども、今もう工事に入りまして4、5年たちますので、この工事が完了しますまでにはですね、約12、3年間ぐらいの年数がかかるんじゃなかろうかと思います。私もこの要望、陳情をしましたこのとき、そのとき私もおりましたけどもですね、これが工事が決まりまして、私は安心をしておりましたけどもですね、果たして、こうあのような、皆さん方が御覧になられて、一棟だけ国道から見えます。あの大きなダムがですね、つくっていただきましたけれども、このようなダムが果たして必要かなと、少しは私自身思ったことがございますけれどもですね、今回のあの根子岳の上に降った雨の量、もう実際に私も洗川に降った雨と根子岳の上に降った雨の量はもう数段違う雨が降ったと、私は思っております。あの根子岳に降った雨が私どもの洗川の上にですね、降ったならばと思いますとですね、本当にこうぞっとするような感じがいたしますけどもですね、今は本当にもう感謝の気持ちでいっぱいございます。

私は、この高森町の今後におきまして、私どもみたいな危険箇所等がたくさんあるかと思いますけどもですね、今後につきましては、こういう災害と大変もう先ほどお話はあっておりましたけども、今の気象条件等につきましてはですね、以前は30ミリか40ミリ降ったらああ大雨が降る、もう最近は70ミリ、80ミリ、もうそれはですね、もう普通、通常に出ている70、80ミリの雨でございますけども、最近ではですね、100ミリ以上の雨が降ると。本当にこう地球の温暖化で本当に異常気象と申しますか、このような状況でございますので、今後におきましては、いろいろ陳情等、また災害等に關係するところの道路関係等につきましてですね、お願いがあろうかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 8番議員さんの先ほど砂防ダム等の状況がわかっているかという、計画の概要是わかっているかという質問もあったかと思いますので、せっかくの機会ですので、調べておりますので答弁したいと思いますが、砂防事業につ

きましては、現在、管内で6カ所の計画があつております。

一つ目が、前原谷川単県砂防事業です。これにつきましては、渓流保全工の整備と町道天神前原線との大型ボックスカルバートの設置を行います河床路の解消を行う工事が27年までの計画で行われております。二つ目に、上色見川単県砂防事業につきましては、護岸工事が26年度でもう既に完了しております。三つ目が前原谷川防災安全交付金火山砂防事業費としまして堰堤の計画がなされております。それから4番目に、小七河原砂防激甚災害対策特別緊急事業につきましては、当初、砂防堰堤を計画されておりましたけども、森林保全課との事業調整によりまして、現在、治山谷止め工を施工中であります。砂防事業では、土石流の分散体積工と護岸工事を約2億円で計画中でございます。それから、上色見地区以外では、久原川の防災安全交付金火山砂防事業、砂防堰堤が計画されておりまして、1号堰堤につきましてはもう23年度に完了しております。現在、2号堰堤の用地買収等を行つておりまして、総事業の約4億で事業を進められております。それから最後に、高根切川防災安全交付金火山砂防事業につきましても、こちらも砂防堰堤が計画されておりまして、現在、用地取得あたりが難航し、解決に至っておりません。砂防事業については6件でございます。

それから、ちょっと所管は違いますけども、治山事業の計画も管内で数多くされておりまして、災害関連緊急治山事業が上色見の根子岳中前原におきまして9カ所計画されまして、あと谷止め工、床固工1基が24年度に着工し、現在ではもう完了しております。

また、治山激甚災害対策特別緊急事業では7カ所が計画されまして、事業費約5億円で谷止め工12基が24年度に着工し、平成27年度までの計画で事業が進んでおり、現在3基が完了しているということでございます。

そのほか、国有林の一体となった治山事業等もありまして、このように砂防事業、治山事業あわせまして多くの予算をですね、つけていただきまして復旧工事が進んでいるわけでございますが、災害復旧復興、また防災・減災に向けてですね、管内で大きく前進していると思っております。町としても全面的に国や県に事業が円滑に進捗するよう今後も取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 大変今回の災害が根子岳周辺、私どもの麓の上色見に一番被害が多かったわけでございますけども、今担当の課長さんのほうからお伺いしますと、いろんな関係のダム等に、砂防、治山関係いろいろいっぱいありますけどもですね、

たくさんのいろいろ計画をなさっていただいておりますけれども、今後におきましても住民の皆さん方がですね、安心して生活できるためにはですね、今後におきましてもどうぞよろしくお願ひを申し上げ、私のこの防災関係につきましての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、3点目の質問に移らせていただきます。

旧上色見小学校跡地利活用についてというようなことで質問をさせていただきます。これは、旧高森小学校、上色見小学校、色見小学校、この3校が統合になり、現在の高森中央小学校がございます。また、上色見小学校、色見小学校におきましては、その当時、町のほうとしてはですね、解体、更地にするという計画であったろうと思います。色見小学校におきましては、その後、解体をされ、更地にされ、そして色見の交流館等ができております。今年の4月には色見保育園と、それを開園をして、本当にきれいな交流館、保育園等ができております。上色見につきましては、この上色見の跡地につきましてもですね、本当は町当局は解体をし、更地にするというようなところで計画であったろと思いますけれども、その当時、地域の有志の皆さん方がこの学校を壊したくないと、この学校を残したいという気の強い要望のもとにですね、町当局との協議を重ねました。町のほうからですね、この学校は貸すことはできない。なぜならば、これはもう古い木造校舎であります。それは私もわかります。危険校舎であるからこれは貸すことはできないというようなことで、一応この学校はもう解体というようなところでございましたけどもですね、再三再四、地域の住民の皆さん方がお願いに来られ、協議の結果、町当局からはですね、それだけ一生懸命皆さんができる気があるならば、これ貸すことはできないけれどもですね、これ皆さん方にお譲りしましょうというようなことで、譲渡の契約が地域の皆さん方と譲渡の契約が結ばれました。平成16年、NPO法人の認可をいただき、阿蘇フォークスクールが立ち上げられて今日に至っておるわけであります。その後、フォークスクールでは、いろんな行事、イベントが行われておりますけれども、その一部を紹介をさせていただきますけども、当然勉強会をやっております。研修会、そして体験学習、そして県内外からはですね、視察にもたくさんの方々がお見えになっております。イベントを一つ御紹介いたしますと、阿蘇アート＆クラフトフェア、これはですね、全国各地から工芸家の皆さん、作家の皆さん方が150人ぐらいの作家の皆さん方がお見えになります。当初、フォークスクールの中で秋10月に行っておりましたけどもですね、現在は高森町民体育館を使って春4月に行っております。そして、秋にクラフト、このフォークスクールの周辺、

生涯学習センター、総合センター等を使ってですね、このクラフトフェアをやっておりますけども、今この春と秋をあわせますとですね、1万人以上のお客さんがこのフォーカスクールにお見えになっているようなところでございます。来町者の皆さん方ですね、この高森町はすごいですねと言われているんですよ。なぜですかと。この古い校舎をよく残し、このような活動をなされていることがすごいと。そして、先ほども森田議員も言っておりましたけども、根子岳のあの風景を、この古い校舎の跡の上に根子岳がすぐ見えるわけなんですけども、まあこれは本当にすごい光景ですねということで褒めてもらえますけども、私ども地元に住んでいる人間としましてはですね、こうその良さがわからないと申しますか、この風景をですね、ここの皆さん方もよく御存知かと思いますが、カメラマンの方がたくさんお見えになっております。また報道関係、そしてテレビ等にもですね、何度も出ておりますけれども、私はこのフォーカスクール、今先ほど観光立町の話が出ておりまして、観光の面におきましてもですね、私は少しは貢献をしているんではなかろうかと思います。現在、草村町長さんにおかれましては、このフォーカスクールにつきまして、いろんなイベントと行事等にもですね、参加をされております。このフォーカスクールのですね、町長さんからフォーカスクールを見られて、この御覧になられて御感想をですね、感想をですね、どのような感想をお持ちでいらっしゃるかお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番 本田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは、当初にお祝いのお言葉いただきましてありがとうございますと同時に、議員におかれましても再度議席を得られたということで、大変喜ばしいことだと思います。お喜びを申し上げます。

防災関係の災害のお話は多分最後でまたしなければいけないかなというふうに思っておりますが、今の議員さんがおっしゃる、このフォーカスクールの活動についてどう思うかということでございます。まずはですね、大変一つ整理をさせていただきたいと思います。今議員さんがおっしゃった経緯をですね、考えてみると、跡地利用の利活用と実績と跡地に関しての契約については、これはちょっと分けて考えなければいけないというふうに思います。これは譲渡の契約というふうに先ほどおっしゃられましたので、議会の議決事項でもあるのではないかというふうに思っておりますので、跡地利用としてのフォーカスクールの活動について、私がどう思うかということで答弁をさせていただきたいというふうに思います。アート&ク

ラフトフェア、私も1期目就任いたしまして4年間の中で4回行っておりますし、長くその内の2回はですね、懇親会まで参加をさせていただいております。そもそもですね、やはり先ほど議員さんおっしゃった、当時の熱意、地域の方のですね、残したい、利活用したい、そして自分たちがその中で阿蘇高森ということを表現していくんだという思いのもとの活動が今につながっているかというふうに思っております。大変ですね、高森町といたしましては、観光立町を捉えておる高森町でございます。阿蘇フォークスクールの皆さまにはですね、日頃よりいろんなこの上色見小学校のみならずですね、ほかのイベントに関しても積極的に参加、御協力をいただいておりますことを重ねてお礼を申し上げますとともに、これから以降もフォークスクールの皆さまの活動に、町といたしましてはやはり協力、バックアップをしていかなければいけないという思いでございます。以上です。

○議長（田上更生君） お諮りいたします。

本日の会議時間5時まで一般質問が終了しませんので、会議時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認め、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、よろしくお願ひいたします。

8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、私、町長さんのほうに感想をというようなことでお願いをしましたところ、今までフォークスクールのクラフトフェア等にもですね、おいでになっておりまして、今大変なこう私ども地元の人間におきましてはですね、本当にこう今後におきましてもいろんな行事、イベント等につきましてもですね、やる気を出して、地域の発展のためにですね、また今後もまた一生懸命、活性化のためになればいいなと思い、頑張らなくてはならないというような気持ちになったわけであります。

続きまして、上色見生涯学習センター、上色見交流センター、これはもうすぐ隣接をします上色見生涯学習センターにおきましては、これはもう以前の体育館でございます。上色見交流センター、これはもう学校の統合のときにですね、あのとき私も知っておりますが、統合の条件でこれはつくった施設でございますけれども、この施設等につきましてですね、今どのぐらいの利用がなされているか。年間のわかりますならですね、お聞かせ願いたいと思いますけども、よろしくお願ひをしま

す。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安藤吉孝君。

○財産管理課長（安藤吉孝君） 8番 本田議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、上色見生涯学習センターにつきましては、昨年度33日間の利用となっております。主に、フットサルの練習や夏には人権学習の分科会会場として使用されております。またクラフトフェアの折には会場としてもお使いいただいておりますが、センター内には30カ所程度の雨漏りがあるため、皆さまには大変御不便をおかけしておりますので、今回の議会で大規模改修の工事費をお願いしております。

次に、上色見総合センターにつきましては、昨年度40回の利用となっております。主に、上色見地区の各種団体の会議や健康診断、イベントの折の会場にお使いいただいております。町といたしましては、先ほど本田議員さんからも御発言がありましたが、上色見地区の核となる施設として位置付けておりますので、今後も一的な利活用をお願いいたしたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 年間に今33回、40回というようなところでございますけれどもですね、このようなこう立派な施設がありますのに、やっぱりこう利用度がですね、足らないと思うわけありますけども、私、これこういうことはわかつとつて聞きますけどもですね、こういう施設は宿泊等には使えないわけでございますけれども、いろんな合宿等、またいろいろ交流等があるときにですね、こういう施設が宿泊等に使えるならば、こう何かいいなと思いますが、いかがですか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 8番 本田議員のお尋ねにお答えいたします。

合宿なり宿泊になればですね、消防法等の問題もございまして、なかなか今まで使用するというようなことはですね、行政といたしましてはお許しはできないんではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 失礼な質問をしましてどうもすみません。私はですね、今先ほども高森と天草の牛深の横軸連携で交流をどうのこうのと先ほどから話があつておりましたけれども、こういったときにですね、うちからも向こうに、天草のほうに行きます。天草からもこちらのほうにお見えになりますけどもですね、このようにですね、こういった施設が、あの生涯学習センター、この交流センターにおきましてもですね、調理場と炊事場と横に畳の部屋もありますよ、本当に家の中き

れいな家でございます。こういうところがですね、利用できるならばですね、それこそ経費の面でもですね、何かこう安くいろいろな交流ができるんではなかろうかと思って私は質問させていただきましたが、ここは今後の課題といたしまして、どうも大変すみませんでした。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番 本田議員の御質問に対して、今、安藤課長、また総務課長のほうから御答弁がありました、補足をさせていただきたいと思います。町といたしましては、上色見生涯学習センター及び上色見総合センターにおきましては、核となる施設と位置付け、一体的な利活用を今後もお願いしたいと考えているというふうに先ほど言いました。この利活用に関してはですね、やはり議員がおっしゃるように、住民の方に利活用していただくような広報もしなければいけないし、またそういう意識をぜひ地元代表の議員としてもっていただきたいなというふうに思います。と同時に、補足の説明でございますが、議会初日に私が御提案をいたしました、今後の公共施設に関する考え方であったり、その施設計画、若しくは取壊し等々も含めましての計画に関して議会と一緒に進めていきたい、ぜひお願いしますということをお願いを申し上げました。上色見生涯学習センターですね、体育館に関しましては、築20年以上が経過している建物でございます。総合センターは10年未満でございますし、この20年以上、やがて30年未満、20年以上、30年未満になりますので、その部分に関してはですね、やはりある程度これから以降町がどんどんどんどん上色見総合センター、生涯学習センターについて投資をしていくということも、目の前の修繕は必要でございますが、じゃあ今後に関しては、やはり計画をですね、しっかりとやっぱりつくっていかなければいけないし、一つ一つの施設に対しての議論ということを必要ではないかということを追加させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 九州北部豪雨災害について、また、防災対策、旧上色見小学校跡地につきまして質問させていただきました。今、旧上色見小学校跡地につきましては、最後になりますけれども、現在の阿蘇フォークスクールについての紹介等今させていただきました。今後につきましては、町長さんのお話にもございましたとおり、私ども、議員の皆さま方にも今後相談等申し上げながら検討してまいりたいと。そのときには皆さま方の御理解と御協力をよろしくお願ひ申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君の質問を終わります。

これで一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後5時03分

6月24日(水)
(第3日)

平成27年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成27年6月24日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第3号 高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議について

日程第2 意見案第2号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について

日程第3 発議第3号 高森町議会委員会条例の一部改正について

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	牛嶋 津世志 君	2番	岩下 健治 君
3番	後藤 三治 君	4番	興梠 壽一 君
5番	芹口 誓彰 君	6番	立山 広滋 君
7番	森田 勝君	8番	本田 生一 君
9番	田上 更生 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	草村 大成 君	教育長	佐藤 増夫 君
総務課長	佐藤 武文 君	財産管理課長	安藤 吉孝 君
政策推進課長	甲斐 敏文 君	健康推進課長	馬原 恵介 君
住民福祉課長	阿南 一也 君	税務課長	沼田 勝之 君
農林政策課長	後藤 健一 君	建設課長	松本 満夫 君

教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	たかのいんとチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	財産管理課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐 藤 幸 一 君 議会事務局庶務係長 白 石 孝 二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、会計課長 河崎みゆきさん、農林政策課審議員 古澤要介君から欠席届が出ておりますので報告いたしておきます。

お諮りします。お手元に配付しております日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第1 決議第3号 高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議について

○議長（田上更生君） それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1、決議第3号、高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 皆さん、おはようございます。6番、立山です。

提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議文を朗読して説明に代えさせていただきます。

平成27年6月17日、高森町議会本会議において、同意第3号「高森町監査委員の選任について」の質疑中、質問議員から当事者に対しての不適切な発言があった。

住民から信頼される議会を目指す中でこのような発言があったことは、誠に遺憾であり、言論の府であるべき議会において、議員はその発言に対して慎重を期さなければならない。

高森町議会は、議員全員が発言の重大さを認識し、倫理理念にのっとり、人格と倫理の向上に努めることをここに誓う。

以上、決議する。平成27年6月24日、高森町議会
以上です。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

決議第3号、高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、決議第3号、高森町議会議員の人格と倫理の向上に努めることに関する決議については、決定されました。

-----○-----

日程第2 意見案第2号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について

○議長（田上更生君） 日程第2、意見案第2号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番、芹口です。

提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

ヘイトスピーチ根絶について、人種差別禁止の理念を明確にした法整備を強く要請するため、関係各機関に意見書を提出するものであります。提出先として、内閣総理大臣と法務大臣であります。

それでは意見書（案）を朗読して説明に代えさせていただきます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を探るべきとの勧告をいたしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対して、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っておりま

す。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を冒す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき採択していただきますようお願いをいたしまして、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

意見案第2号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、芹口誓彰君ほか3名から提出されました意見案第2号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第3 発議第3号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（田上更生君）　日程第3、発議第3号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、3番　後藤三治君。

○3番（後藤三治君）　おはようございます。3番、後藤です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明をいたします。

平成27年6月17日の本会議におきまして、議案第38号、高森町課設置条例の一部改正についてを可決しましたが、このことにより高森町議会委員会条例第2条の改正を行うものです。改正する内容につきましては、委員会条例新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君）　提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　討論なしと認めます。

お諮りします。

発議第3号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　異議なしと認めます。したがって、後藤三治君ほか3名から提出されました、発議第3号、高森町議会委員会条例の一部改正については可決されました。

-----○-----

日程第4　付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君）　日程第4、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

議案第39号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正については、総務常

任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番、芹口です。総務常任委員会に付託されました議案第39号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正については、6月18日に委員会を開催し、午前10時から税務課より沼田課長、佐伯課長補佐、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番、立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第40号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、6月19日午後1時00分から委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、6月19日午前10時40分から委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、高森町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員長に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番、芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、6月18日に委員会を開催しまして、午前10時から税務課より沼田課長、佐伯課長補佐、野尻課長補佐及び各係長、午前10時45分から財産管理課より安藤課長、田上課長補佐及び担当係長、午前11時15分からかもりポイントチャンネル事務局より東事務局長、芹口係長、午前11時30分から政策推進課より甲斐課長、定光課長補佐及び各係長、午後1時15分から総務課より佐藤課長、後藤課長補佐、岩下課長補佐及び各係長、午後1時55分から議会事務局より佐藤事務局長、白石係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長、立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番、立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、6月19日午前10時15分から委員会室において、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び担当係長、住民福祉課より阿南課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長、後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番、後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、6月19日午前10時15分から第3、4委員会室におき

まして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長、午前10時55分から農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び各係長、更に前担当者でありました財産管理課の安藤課長に出席を求め、詳細に説明を受けました。この説明を受け、委員からは、建設課関係では改良工事では用地の確保ができるのか、補助事業の工事についてはなるべく繰越とならないようになされたい、積雪対応のフロントグレーダー購入については、昨年の稼働状況について質問がありました。また農林政策課関係では、昨年の牧野の火入れ状況、本年から取り組まれる広域鳥獣クラウドプロジェクト推進事業の概要、アグリセンターで買替えを予定されている大型トラクターの稼働状況について質問があり、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とするごとに決定をいたしました。なお午後1時より建設課関係の町道改良工事に伴う町道3路線と、農林政策課関係の内山ため池遮水シート改修工事に伴う現地確認を行い、工事概要について詳細に説明を受けました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、第42号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番、立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、6月19日午前10時15分から委員会室において、健康推進課より馬原課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説

明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番、後藤です。建設経済常任委員会に付託されました議案第44号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、6月19日午前10時15分から第3、4委員会室において、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。

地方創生特別委員会より報告いたします。

6月17日午後2時20分より、委員会室において協議した結果を報告します。

行政からの提案意見等を協議し、議会からの提案説明などの議論を活発にし、会議を重ね、今後、高森独自の地方創生特別委員会の立ち上げをしていきたいと思います。議員の皆様、また行政の御協力をお願いしまして、報告といたします。

○議長（田上更生君） 降灰対策特別委員長 本田生一君。

○降灰対策特別委員長（本田生一君） 8番、本田でございます。

降灰対策特別委員会の結果を報告いたします。平成27年6月17日午後2時30分より委員会室におきまして、全委員出席のもと協議をいたしました。各常任委員会で協議された降灰対策関連予算について次のとおり報告をいたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会においては、降灰対策についての予算等は計上済みであり、当面は委員会としては農業関連の農業機械など、揃ったところで現地視察することといたします。今後におきましては阿蘇山の噴火状況で判断し、委員会を招集することといたしました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長、興梠壽一君。

○議会広報特別委員長（興梠壽一君） おはようございます。4番、興梠です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会を6月23日、一般質問終了後に開催し、議会広報「絆」5

9号の発行内容及び発行に関する日程について協議を行いました。発行内容につきましては、6月定例会初日の質疑、平成27年度一般会計補正予算及び7名による一般質問の内容を中心に、8月初旬の発送を目標としております。なお今回の定例会から、たかもりポイントチャンネルにおいて議会の内容が生中継されることとなり、広報の内容と重複する点も考慮し、1年をめどに、テレビではなく、「広報から議会が見える」をモットーに、町民と議会の架け橋、広報「絆」として広報内容を協議し、編集に努めてまいりたいと思いますので、議員各位の特段の御理解と御協力をお願いします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については議長に一任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ひと言御挨拶申し上げます。

4月の統一地方選後、定例会といたしまして初めての議会でございました。町長も改選というようなことで、再度、町長無投票当選というようなことで、町長2期目をスタートされたわけでございますけれども、3月議会におきましては、選挙があるというようなことで、骨格予算というようなことでスタートをし、今回その肉付けであります本予算が組まれたわけでございます。1期目、4年間の町長の政策事業について、再度それが肉付けされたり新たな議案等、予算等も計上されたわけでありますけれども、議会の中でしっかりと協議、議論、審査をされ可決をされました。これから町民に向かってその政策についてのしっかりと説明責任を、議会それから執行部も負って、町民の理解をしっかりと得ながらこれからこの1年間また今回の議会の可決された部分、政策事業等について進めていかなければならぬというふうに思っております。

また今回議会の中で、質疑の中で不適切な発言等があり、議会といたしまして決議文を採択しなければならないというようなことになりました。私たち、住民から信頼をされる議会を目指している中で、本当に、提案をされました町長あるいは当事者、町民の皆さん方に心からおわびを申し上げるところでございます。

これからは議会議員全員が、発言の重大さ、発言についての責任というものを認識しながら、倫理理念にのっとり、人格と倫理の向上に努めることをこれから議会運営なり議会活動の中で、しっかりと町民の皆さん方にも見える形で議会運営にも努めていきたいというふうに思っておりますので、今までより以上の皆さん方の御指導あるいは御支援・御協力もいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

—————○—————

○議長（田上更生君） これをもちまして会議を閉じたいと思います。

平成27年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

—————○—————

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会議録
平成27年第2回定例会

平成27年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話 (096)372-1010

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電話 (0967)62-1111